

# 第8回北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会会議録

## 日時・会場

平成16年2月9日（月）午後1時30分～午後11時5分：馬頭町役場議場

## 出席者

大金伊一委員  
石沢明生委員  
岩渕和則委員  
野口勝明委員  
海老原忠夫委員  
笹沼英夫委員  
益子尚武委員  
井面明彦委員  
藤田眞一委員  
大金あけみ委員  
大金洋一委員  
小高忠夫委員  
大森 茂委員  
藤田博雄委員  
石田和也委員  
杉浦孝夫委員  
星 憲之委員  
高野芳夫委員  
小川 通委員

## 欠席者

岡 君代委員

## 概要

### 1 開会

### 2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは、第8回の北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会に、お忙しい中ご出席をくださいます、大変ご苦勞様でございます。この委員会も7月3日に第1回

が開催され、当委員会に諮問されました小口北沢地区に不法投棄された産業廃棄物の適正処理方策について、委員の皆様方と7回に亘り審議を重ねてまいりましたが、今回で結論を出したいと考えております。どうぞご協力の程をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。なお、今回で結論が出された場合、この場で町長に答申を渡したいと考えております。その件についても後程ご相談をしていきたいと思っております。どうぞご協力の程をよろしくお願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。

### 3 協議事項

#### (1) 答申書のまとめについて

委員長

それでは早速協議に入りたいというふうに思います。

委員

前回の最後に受け取った資料があるんですけども、その新しい資料からちょっと見えてきたことがあるので、答申前にちょっと参考として言っておきます。今日最後ということなので参考としてお伝えしておきたいんですけど。

委員長

それはどういうことでしょうか。

委員

野口委員の方からもらった資料です。重金属の流出についての研究事例なんですけど、その事例を見てみると北沢の鉛が酸化し、大量に溶け出したのは、ずっと以前の話で現状のままにしておくならば、僅かな流失が継続するだけなのではないかと感じましたので、確認のため人伝に長年廃棄物と関わってきた人に資料を渡し、話を聞いてみましたところ、北沢の資料の経年変動のモニタリングの初期のデータの水素イオン濃度や硫黄に、あるいは酸化還元電位からも大半が既に酸化しているはずだという主張をしても大丈夫だという回答をいただきました。更に小口川の水素イオン濃度などから、北沢周辺の地下土壌は元来アルカリ性傾向にあり、鉛の流出を防ぐ働きをしている。自然の力が汚染防止に役立っているのではないかということでしたので、本来の検討の前にお伝えしておきたいと思っております。それとその方から言われたことは、北沢の不法投棄物に含まれる鉛などの総量計算及びそれを処分場の総量と比較するべきではないのかという指摘です。北沢については、以前野口さんが出してきたデータで、トリクロロエチレン0.3mg/lで浸出に汚染されているという前提で考える時、溶出率100パーセントで浸出分を含めない31,000立方で計算すると総量59キログラムぐらいになると思っております。処分場については、80万立方メートルの処分場の場合、覆土を差し引いたごみの容量容積は約60万立方メートルになり、日の出の処分場を参考にした場合、これは一般廃棄物ですが、焼却灰60万トンでカドミウ

ム 22.8 トン、砒素 43.2 トン、水銀 8.6 トン、鉛 960 トン、クロム 21.6 トン、ダイオキシン 1,341.6 グラム、これは 1,560 万人分の致死量になるそうです。こうしたことから、馬頭の場合は産業廃棄物の最終処分場なので、一般廃棄物と危険性に違いがあり、一概には言えませんが、毒物の貯蔵庫としての差は歴然としているということが言えると思います。また、北沢の不法投棄物と処分場を引き換えにするというのであれば、鉛などの総量を計算して、具体的に比較していく必要があると思います。本来なら、この比較をせず処分場という答申を出すことはできないのではないかと思います。処分場のゴムシートは必ず破れ、技術的にも費用的にも補修はできないということをもう一度思い出してほしいと思います。更にもうその方から言われたことは、提案として現状のまま安定化を図るという場合、物理的に施工するのではなく、もっとソフトな方法で、つまり木や花を植えるなど、植物の植生を利用して取り除いて行ったらどうだろうということでした。例えばヨモギだったと思うんですが、鉛を吸着する性質を利用して鉛を取り除くとか、ダイオキシンを食べる微生物を利用してダイオキシンを取り除くといったようなことです。いいアイデアだと思いましたので、お伝えしておきたいと思います。前回は最終答申でしたから、参考ということでお願いいたします。すみませんでした。

委員長

ただいま前回、野口委員がこの場で話されたことについての星委員の方からの質問といえますか、でございますので、どうですか、その件について検討してもよろしいでしょうか。

委員

研究事例をいただいて、それを基にしたということですか。

委員長

研究事例。

委員

研究事例の資料をいただいているんです、最後に。

委員長

そういうことで、野口委員答弁してください。

委員

前回お渡しした資料は、水田内またはその水路の、要するに水が無くなった時にどういった形で酸化状態になっていくか、その要するに参考文献ということで2つ程出したのかなと思うんですけども、その内容についてというのは、結局冬場乾燥した時に乾燥状態になって、それが要するに那珂川の重金属関係、金属類を酸化してくる硫黄関係が硫酸塩に変わって、それによってペーハーが下がってきますよと、そういったような文献だったと思います。それらを前から言ったように、なぜ酸化状態になるのかなということがあって、その想定ということでこういったことも考えられ

るとその裏づけ資料ということで出している。

委員

結局その話から考えた場合、北沢の不法投棄物の酸化還元電位というのは、ここに高くなっている所から、ちょっと低くなったこの辺りで計っているわけですよね。そうすると、水が、ここはすぐ水が出てくるのかもしれませんが、こっちの上の部分というのは水が無い状態の部分がかかなりあるわけですよね。そうすると、この間の下の方で酸化還元電位をやっている所を見ると、ちょっと水が変動したぐらいで+100mV というんですか、それを超えているわけですよね。ところが鉛が溶け出す基準というか変化点というのは+50mV だということが、あそこに書かれているわけなんですよね。それと、自然界では急激にバクテリアが触媒反応を起こすので、触媒の役目を果たすので急激に変化すると、そういうイオンが溶け出すと。そういったこととか。

委員

今言ったのは、要するに中の酸化還元状態がそういった形で酸化還元を変化しますよと、変化することによって、そういった金属類が溶け出す可能性がありますよと、そういうことを言ってるわけですよね。

委員

そうすると結局その話からしても、その上の大半の部分は酸化してしまっているはずなんですよね、溶け出しレベル。一応経年変動の北沢のデータを見てみると VOD のデータとか、いろんなデータの悪いのが出てる時に、最初の初期の段階ですけど、それ以降は、後のレベル時期になるとアルカリ性を帯びてる所が、すごい酸性状態を示しているんです。それは北沢自体じゃなくて、それよりも下流です。そうすると、こっちが余程酸性の状態になったから、下流で酸性値を示してるってことが考えられるわけじゃないですか。それでなければ、こっちが急激に酸性を示しているっていうのはおかしいわけで、経年変動としては、下流の方しか調べてないので、現物っていうか投棄物自体を調べてないので分からないわけですから、予測するしかないんですけど、かなりのレベルで酸性の方に傾いている VOD もすごいあれしている。それで水が無い部分の上の部分は酸化すると、そういった、考えていった場合、大量に溶け出したというのは、前の時期で、それからそういうふうになるっていう予測は、おかしいんじゃないのかということなんです。一応さっきも言いましたが、人伝に聞いて確認しました。で、そう主張しても大丈夫なんじゃないのかということも言われてますので、ひとまずそのことをお伝えしたいと。野口さんが言ったことから判断しているわけなんで。

委員長

野口さん、それに対して何かありましたら。

委員

要するに不法投棄された所の水位変動というのは、前は自分は勘違いして2メートルから4メートルの差で水位が変動しますよという形で言っていましたけども、あれはちょっと違う話で、あれは誤っている話なんですけども、実際問題20センチから30センチの水位変動しかない。だから逆に言えば、一番ある程度水が溜まった状態にいるというのは、間違いない話だと思うんですね。ただあれが、均一に水封されているという状況では無いということは分かっているんですね。

委員

野口さんが汚染調査した前の資料には4メートルぐらい掘ると水が染み出してくると。

委員

染み出してくる所もあると、あと2メートルぐらいの所からも。

委員

高さが違いますから、という面もあると思うんですよね。あの不法投棄物の平均の高さっていうのは4.5メートルですよ。そうしたら、上の方といたら大半じゃないですか。大半が酸化して、それも+50mV以上になってるのは、野口さんの出してきたデータからも、そのぐらいになるだろうというのは予測はつくと思うんですよね。実際200ぐらいまで下の水に浸ってる辺りですえも、200近くまで上がってるんですから。

委員

電気伝導度ですよ。

委員

酸化還元電位です。

委員

酸化還元電位ですか。

委員

はい。野口さんが報告したんじゃなくて、県が報告したので県は間違っていたというふうに。

委員

要するに計ってる場所が違うんですよ。要するにプレハブじゃないけど物置が建ってる場所ありますよね。あそこで酸化還元電位関係と要するに連続特性をずっとやってるわけですね。結局あれの上の状態というのは、とりあえずあそこに集まってくるだろうという想定で、一番下流側に観測井戸を掘って、伝導を取ってやってるわけです。実際問題、中の状態を掘削した時もそうですけども、要するに有機状態で埋まっている物が一杯あって、掘った時に水が出るし、水位も違うし、そういう中で上の状況把握というのはされてない話なんですよ。

委員

だから予測するしかないっていう。

委員

予測じゃないんですよ、想定という。

委員

そういうことしかできませんけど、可能性が高いのではないかということは、北沢のデータの経年変動のは、ずっと安定した状態で続いていて最初だけおかしいというのがあるわけなんで。一応あまり議論をしてもしょうがないと思うんで。

委員長

そういうわけで協議事項に入りたいと思います。皆さんのお手元に協議次第がございます。答申のまとめについて入って行きたいと思います。答申書の作成にあたり、前回委員一人ひとりから不法投棄物の適正処理方策について意見を出していただきました。今回はそれらの内容を事務局でまとめていただき、一昨日委員の皆様にはお手元に配布されたことと思います。この答申案について検討をしていきたいと思えます。何かございますか。

委員

今、委員長からお話があった、事務局から送っていただいた作成に当たって留意した事項という1枚の紙がありますね。その中に、参考にした資料という中に意見書2として2月4日に高野、小川両委員から事務局に提出されたものというのが入ってるんですよ。これはちょっとその何ていうんですか、ここに岩淵先生のような大学の先生もいらっしゃるからあれなんですけど、例えば大学で論文を1月27日までにだしてと言われて、それをこの間提出があったわけですよ、1月27日にその議論をして、それでその出した議論を基にして今回はまとめようって答なのに、27日から約1週間も経って2月4日の意見書をここに持ち出すっていうのは、これはルール違反じゃないかなという気がするんですけども、委員長はどう解釈するんですか。

委員長

この件についてはですね、私の個人的な意見ですが、意見を言えということですから、わたしはやはり皆さん方、両論併記という形になりますけれども、片方の方は既に集まって答申こうしてくださいよと、前回出ましたね。それで皆さんから意見を聞いてですね、次回に事務局でまとめて提出してくださいよと、まとめて、そういうことでしたけれども、私の考えとしては今日がまとめですから最終的な。ですからまとめるなということとは言えませんから、私としてはそういうことをしては駄目ですよとは言えないですよ。ですから私としては、今日皆さんに議論してもらって、この意見も入れてもいいんじゃないかと、私の考えとしてはそういう考え。ただ、当人に聞いてください。

委員

今、委員長の答弁踏まえて、もしこういう前回の時には、冒頭にも1月27日にま

とめたいという話しだったですよ。まとめ方まで全部話し合ったわけですよ、冒頭に。だから本来もう大体が12月にまとめるはずだったんだから、それで1月の27日っていうのは言ってみれば論文提出締切日だと思うんですよ。ですからその時にね、ちゃんとした、そのあれを作るのが常識なんじゃないですか。

委員長

しかしですね、これは皆さんも集まって決めたんでしょう。

委員

だから、集まって決めればいいんじゃないですか。

委員長

ですから別な考え方の人も、これは集まってまとめて悪いということは、私は無いと思います。ただ、私は12月に決めたいと言ったのが、皆さんいろいろ心配だからということで、議論を重ねて2月になったわけですよ。ですから、私はそういう意味においてですね、期日がいつというふうに切らなくてもいいというふうに思うんですよ、私の判断としては。

委員

そうすると、もし委員長さんの判断がいいんだったら、今回またいろいろ意見が出たらば、我々の方もまた次回に別な案が、修正された案が。

委員長

それはですね、私は前回、今日遅くなっても意見をここでとめたいということを書いてますから、そういう意味で今日は、なんぼ遅くなっても私はとめたいとそう思ってます。

委員

いや、前回はそう言ってないですよ。

委員長

書いてます。

委員

前回は、前回の時の意見を基にしてまとめるって言ってるはずですよ。他の人に聞いてくださいよ。

委員長

ですから片方の意見の方も、そういう皆さんと反対側の意見が出たのをまとめたということだと思いますよ。今日出てきたというのはですね。ですから、高野さんと小川さんですか、お二人に聞いてください。私はそういうふうに委員長として解釈しますから。

委員

前回のあれが最終答申だということで、それぞれ発表したはずだということがあるわけですけども、もしもその時に発表した内容で、共通する部分を抽出する形で答

申第2案が構成されているのなら問題は無いと思うんですが、あれは足し算をした上に別なことまで足しているという状態だと思うんですよ。それを認めるわけにはいかないというのが僕の意見です。

委員

前回ですね、私等の認識としては答申書をまとめるということなものですから、その場で皆さんで意見を出し合ってまとめるのかなという感じがしてたんですが、そうじゃなくて、6人で集まってこれこれですと相手方はまとめちゃったという経過がありまして、前に意見が出てないって言う話なんですけど、私たちの意見をまとめようとするならば、その過程で色々言いたいこととか、いろんなことが過程で出てくる話だと思うんですね。その点が入ってないということかもしれませんけども、私等の意見をまとめるということになれば、当然そういうふうな意見が入ったと私は思っておりますので、別にそれでいいんじゃないかと感じております。

委員

この意見書2ですと、高野、小川両委員からということですけども、例えば何人で話し合われたかは分かりませんが、例えば2名でこの意見書が出てきて、前回のこの検討委員会で承認されて無いものが、ほとんどこの原文どおりに答申案の中に載るっていうことは、お二人の思案をですね、そのまま検討委員会の意見として採用してるっていう事務局の考え方も、私はおかしいんじゃないかと思うんですよ。先ずそれが本当に2人、何人か本当にその賛成されている方全員で、あるいは4名とか5名とかですね、集まってまとめた意見であれば、多少検討する余地はあると思いますけども、例えばこの2名の方で検討されてですね、そのまま答申案の2の中に答申案ですと出されても、これは委員会として採用するというのは非常に問題点だと思います。その辺どうでしょうか。

委員

これは私と小川両委員から事務局に提出されたものってありますけど、提出したのが2人という意味合いでありまして、意見にはそれ相当の人数に当たっております。

委員

何人ですか。

委員

6人です。6人の方に集まっていたきましたんで、私たち個人だけでということではありません。

委員長

事務局の方でまとめなかったという意見に対してどのような。

事務局

参考資料ということで、ここに書いてありますように、意見書1と2ということで、これを基に事務局ではこれらの意見をひとつの答申書、両論併記の形ということでま



とめさせていただきます。項目等が、一部構成上まとめたものが、その項目となったものもあるということで、ここへ書いたものです。原則的には出されました意見書を原文のまま掲載してお送りしたということでございます。

委員

前回、意見1の方、私の方で発表させていただいたんですけども、その時も申し上げたと思うんですが、ある程度の人数まとまった時には、答申書として採用していただきたいと、そういうことを前もって申し上げて、あの時9名の方が同意していただけたと思います。それに沿ってこれは答申案の1として認めていただいたと、そういう結果だと思うんです。でもこの意見書2については6名の方といいますけど、その他の方は誰も話を聞いてないわけですよ、こんなことは。前回はきちんと報告して、それで認めてもらって答申案として採用されているんですけども、これは全くですね、まあ6名の方は確かに集まって話されたかもしれませんが、委員会として何の検討もしていないことが、事務局で勝手に答申案2として載せること自体が、これはちょっと考え違いしてるんじゃないですか。

委員長

この前はですね、皆さん方まとめてきて、前回この場で認めてくださいよと、こういうことだったでしょう。それともうひとつ、次回に皆さんの出されたものも含めて検討しましょうということだったんです。ですからこの前は検討してないんですよ。皆さんに意見を出してもらっただけですから、そういうことで今回まとめるということでお集まり願った。そう私は解釈をしています。

事務局

そういうことで意見書2につきましても、一緒に皆さんに事前に送ったということでございます。

委員

意見書2についても事前に送ったと言ってますけど、これは答申案と一緒に送ってきたんですよ。前もって検討して、意見書2がはっきり言って前回出てくるべきものだったんですよ。井面委員のおっしゃるとおりに、もう試験が終わった後に回答を出して、それをまた今回、これが最後の正解ですよって出されてもですね、これは納得できません。

委員長

それは違うと思いますね。ですから答申案となっておりますから。

委員

どちらも案ですけども、検討委員会に諮った案と、諮ってないで勝手に入ってきた案で、全然案の重みが違うんじゃないんですか。

委員長

結果的には、石田さん等の考え方と違う人の考え方というのは、それじゃばらばら

でいいんですかということになるんですよ。ですから事務局でまとめてくださいよということだったわけです。ところが、何人か6人と言ってましたけど、その方が統一した、どっちみち2つの意見、両論併記ですから、それで片方の意見をまとめましょうということで、皆さんは苦勞してまとめたんだらうと私は想像しますけど。両論併記ということですからね。これからは3つも4つにもはなっていけませんから。

委員

両論併記にできるかどうかというのは、第2案の正当性があるかどうかというので変わると思うんですよ。

委員長

ですから第1案も一緒でしょうと言うんですよ。今回検討しましょうということですから。

委員

そういう意味で言ってるんじゃないくて。

委員長

この前は全然検討してないでしょう。皆さんの意見をこの場で発表されただけでしょう。だから私は次回にまとめとして両方の案を検討しましょうと。

委員

両方の案の中に意見書2は入ってないんですよ。前回出ましたか意見書2が。出てないでしょうよ。

委員

前回の会議録見ても分かりますけども、石田さんが文章化したものを提案して何人かの方が石田さんの後で読み上げれば、それに私は賛同しますということで始まったことなんですよ。それではおかしいんじゃないかといった方が、文書化されてなければまずいとすれば、やはり私らも色々発言したんですから、その発言したものを文書化しようということで、高野さんと小川さんがそれを文書化されたということですから、新しく出たとかそういうものじゃないので、それが違法だとか何とかというのはおかしいと思います。

委員

答申書っていうのを出す場合に、大体大雑把に書式みたいなのがありますよね。これは出す場合、こう考えるのが常識なんじゃないですか。正しいを出した方が、そういうのをあんた等が出したから俺等もっていう言い方は、最初から認識がずれているんじゃないかと思うんですよ。きちんと私達は出したわけですよ。そうでしょう。だから反対の人は何でできなかつたんだと、正しい方を出した方を、何か先に悪いことやってるみたいな言い方で。

委員

委員長が前の委員会の時に、皆で答申案を話し合いましたよと言って、それが例え

ば片方の方って言っちゃうまくないですけど、その方が集まって話し合いで決めてきたっていうこと自体が、ここで皆で答申案を作ろうと言ったのに片方の意見できたわけです。だからなんだんべ、まだ発表しない前に石田さんの意見に賛成しますっていうことは、もう私等を入れないで答申案を作ってきたわけですよ。それが話し合わないで作ってきた。石田さんの答申案を作ってきたのは何人かで作ってきたわけです。それは入っていない委員もいるわけですから、皆で話し合っただけで答申案を作ろうと言ったのに、片方の人等で作ってきた、片方の人等は作らない、意見を答申案で出しましょう、だけど全部じゃなくて違う人もいるから、その人の意見もこの次に聞きましょうというなら分かるけど、発表する前に石田さんの意見に同意しますっていうから、あれっなんだんべと。

委員長

私は、この問題についてはどっちの肩を持つというわけではありませんけども、やはり両論併記で出すんですから、片方はこう、片方はこうというちゃんとしたまとまった意見を出して答申するのが一番正解かなと思います。どうしてこだわるのか私には分かりません。中立な立場で判断しましてね。片方だけちゃんとまとまって、片方はどうでもいいという、そういうふうにはなってしまうと思います。

委員

片方は、いい加減なあれでいいとは言っていないです。

委員長

ですから、それならばこっちでまとめ、こっちでまとめたんだからいいでしょう、それをここで検討してもらって答申した方が私はいいと思うんです。

委員

私が言ってるのは、2月4日ってのがおかしいだろうと言ってるんです。じゃあ前回はなんだったんだっていうことでしょう。

委員長

前は皆さんの意見を聞いたんでしょよ。次回にまとめましようと言ったんですから、今日はまとめる段階ですけど、その時に高野さんの方から出された、これは私は見ましたけれども、それに対して私はどうして、皆さん方反対するのかわかりません。片方はちゃんとまとめて、片方はそれじゃまとめるのはだめですよと、それでは片手落ちと、そう思うんです。

委員

そういう意味で言ってるんじゃない。

委員長

私等はまとまっている。片方はばらばらでいいですよと。

委員

私が言ってるのは、この間いろんな意見が出て、それをまとめるんだったら大賛成

なんですよ。

委員長

それをまとめたんでしょよ。

委員

それをまとめたんなら問題無いんですよ。だったら2月4日って書く必要は無いでしょう。

委員長

ここで最終的なまとめですから、その答申案についてお互い質問して答申の内容をここでまとめていったらいいでしょう。今日はまとめるということにしたんですから。

委員

じゃ今日もう一度ここで討論するって事になっちゃいますよ。

委員長

だから両方の第1第2案ありますよね、これについて私は再度この次最終的にまとめましょうということをつもりです。

委員

私等もそうなんですよ。今回はまとめだけなんだから、討論ではなくなっちゃうでしょう。討論したらまたおかしなことになりますよ。

委員長

まとめるってことでしょう。

委員

前回の意見を踏まえて、それを基に作ろうっていう約束だから、今回ずっとまとまると思うんですよそれならば。だけど違う意見が出てきちゃったら、討論になっちゃいますよ、また。

委員長

じゃあどうしろというんですか。私が中立な立場で。ですから第2案はだめですよ、認められませんということなんですか。

委員

だから、全部認めないとは言っていないですけども、2月4日っていうのはおかしいって言うてるんですよ。ですから1月27日に出た意見を基にまとめるんだったら何の問題も無いんですよ。

委員長

分かりました。それじゃ第2案について、この前の第7回ですか、皆さんから意見を聞いた、それ以外に入ってるならば、この件について検討してみたいと思います。まとめたこれが適当かどうか。答申書にまとめるのに適当かどうか。

委員

それを言ったら井面さんが言ったのの繰り返しですよ。前回出た中でまとまっている

ものを載せるのは当然いいと思うんですけども、新しく出たものをもう一度検討しましょうと委員長は言ってますけれども、そしたらまた新しいのがどんどん出てくるじゃないですか。それをやったらもうエンドレスですよ。切りがつかないですよ。

委員長

検討って言いましたか、まとめですね。まとめとして今日は答申をしたいということですから。

委員

ですから、前回出た意見をまとめるというのはいいんですよ。ところが2月4日に出てきたもので違う意見が入ってるのも出てきたのでは、それじゃおかしいでしょうという話をしているんです。

委員長

ですからその件について、どうですか皆さん。どう考えますか。

委員

ですから前回個人で答申したものの、共通する部分だけを抽出するというのでやってもらえれば文句は無いです。共通しない部分を足していくのは、やっぱり最終答申だったはずなので、正当性は無いと思います。

委員長

ということは、この前皆さんが個人個人が発表した中においてまとめていくということですか。これはどうなんですかね。他にご意見がございましたら。

委員

この意見の2というんですか。これは1月27日には出て無いが、これは全部私等も発言したし、発言した内容を文書化したわけですからこれは。意見1はその前にちゃんと成文化されて、ここで発表して読み上げたわけですよ。だからそれに対する、口だけで皆さんに報告したのではまずいから、成文化しようということで高野さんと小川さんが成文化して、1月27日の皆での内容ですよ、これはね。それと今まで過去7回検討した内容に基づいて成文化されたものなんですから、昨日今日作ったというようなものじゃありません。ただ2月4日に事務局に提出したということで、今までの会議の時も最終的に第8回時には、まとめに入りましょうと色々今までの7回の検討委員会で検討した内容をまとめましょうということで分かれたんであって、その提出期限が過ぎたからどうのこうのとか、そういうもんじゃないと思うんです。だから当然1、2の意見を並列するというか、そういうことで答申するのが妥当だと私は思います。

委員

今までに出てきた意見だということなんですけれども、あえてじゃあ1点ここに文章が出ているので言いますと、適正処理の必要性というところで、処分場の受入による処理と現況の不法投棄物の処理状況の危険性を比較すれば、厳格に管理された処分

場の方が危険性が少ないと書いてありますけれども、こんなの検討委員会で1回も話に出てないでしょう。そういう話出ましたか。

委員

出てますよ。

委員

出てますか。

委員

ええ。

委員

前回の27日に誰が発言したの。

委員

27日じゃないですよ。それ以前にちゃんと。

委員

だって27日に最終の案を出す日でしょう。必要で書かなきゃなんないことはその日に言わなきゃだめでしょう。

委員

だから、あの時足らないものは今日もやるんだから、それで間に合うでしょうということですよ。

委員

そう決まっていったら切りが無いでしょうということなんです。

委員

そういうふうに出てあるでしょう。そんなに継ぎ足してるわけじゃないでしょう。

委員

それはルール違反だと思います。

委員

そんなルール違反だとか何とかじゃないですよ、皆で検討。

委員

日にちがどうでもいいって言ったら会議になんないですよ。

委員

そういうことで私は1、2のあれは並列でいいと思います。

委員

今、石田さんが言ったのはどうなったんですか。

委員

事務局の方で確認できますか。今言ったようなことが、過去に討議の中に入ってたかどうか。その後にもですね、将来に亘り安全性の確保の保証や万が一の事故の補償に責任を持って当たられると考えますっていうようなそんな意見は、この前知事が

来た時にそんなようなことは言ったような気はするんですけども、この検討委員会の中でそんな話が出たっていう記憶は無いんですけども。

委員

それ一杯あるよ言い出すと。

委員長

意見第2についてですね、代表の小川さん、高野さんかな、まとめについてはですね、色々今までの検討してきた中のものを参考にですね、まとめたと思うんですが、しかしながら、前回皆さん意見述べてもらいましたが、その中身で第2の意見、この中に7回の検討委員会の時に述べなかったものがかかり入ってるんですか。

委員

ちょっと記憶が定かではないんですが、全量撤去を最善と考えますっていう結論ですね、私等は。そうしますと当然その後どうなるんだという話は一番初めから、なんていうんですかフロー上で出てまして、であるならば当然、石田案でもはじめに比べてますけども、なぜそう考えるんだということが入って無ければ、答申として私等の考え全然。あと全量撤去が最善だと、あとはどうなんだというのが全然出てこなくなっちゃうんですね、筋が読めないと。そうであるならば、ここに私等はこういうふうを考えてるんですよ、処分場っていうのは、入れないとだめですから。要するに、ですから初めから意見分かりますよね、委員長がおっしゃるように。そうであるならば、私等の意見というのは当然前回に出てればですね、こういうこともあるんじゃないか、ああいうこともあるんじゃないかって、いろんな方から意見をいただけたかとは思いますが。前にも言いましたように、その場で意見をまとめる、両方の意見をまとめるけど、どういうふうにまとめていくのかっていうところからやっていくのかなと私等思っていましたから。初めから私等こういう意見です、なんて出てくると思ってませんでしたから。要するに両方をいろいろ詰めていって、この部分はこう、この部分はこうっていう、答申の作り方自体からやっていくのかなって考えしてましたので、向こうでまとめてきちちゃったということがあれば、私たちの意見が良く分かるように、私等の方としては書かなければなりませんから。そうであれば当然処分場にも触れざるを得ないと、処分場をどのように考えているんだということを書かざるを得なくなったということですね。

委員

前回の検討委員会の時に、事務局から出された検討委員会が出された適正処理方策の主な意見案というのがここにあるんですけども、前回の資料ですね。この中で危険性、このフローの中で危険性、大きい小さいってあるんですけども、大きい方は処分場を設置してっていう方が危険性が大きいって言うてるんですよ。それが案2では安全だ、危険性が少ないって言うてるんですよ。そうしたら今まで検討した事と書いてる内容が全然違うじゃないですか。これではちゃんと危険性が大きいって言うてるんです

から。その案の2の方が危険性が少ないっていうのが出てくるっていう事は、全然今まで検討してきた事と違うことが書いてあるって事ですよね。これは出てますよね、事務局で分かりますよね。

事務局

前回の資料ですよね。

委員

ええ、前回の資料です。別紙1ですね。

事務局

ここで危険性っていつてますのは、そのまま様子を見るっていうのは、危険性が小さいからそのまま見ましようっていうことです。

委員

よく分かりません。

事務局

そういう意味で書いたんですけど。

委員長

もう一回言ってください。

事務局

危険性は小さいということで、そのまま様子を見ましようということですね。県営処分場を設置してという場合には、当然北沢の危険性が大きいので処分場を設置して処理をするということで書いたつもりです。

委員

委員会の意見が分かれるのはですね、ひとつはやはり北沢の不法投棄の状態をどのように捉えるかということで、その時にそのままいいということの結論というのは、結局あのままで危険性が少ないからとか、ほとんど考えられないからいいんじゃないかという意見なんだと思います。私たちは前回大きいというより、危険性があるという言い方をしたかと思うんですが、私らはそういう解釈だということです。大きい、小さいというのは、あくまでも北沢の不法投棄物をそのままにしておいてどうかという、それに対する認識の度合いで事務局の方は書いたんだと思います。そうですね。

委員

この資料の、今言ってた資料のことですので、ついでに言いたいんですけど、撤去のあとに県営処分場としか書いてないんですけど、以前僕が言った話の中で10月の15日だったか、その辺りの時に県で措置命令を掛けることを考えるって言ったってということ言ったと思うんですけど、そうした場合、代執行とか発生防止とか支障除去等の措置の可能性というのは、まだあるはずなんですよね。それは絶対無っていう話しには一切なっていないはずなので、撤去だとしても代執行が残ってるはずなんですよね。だから2案にしかならずには処分場みたいなあれっていうのはちょっと違うと



思うんです。

委員

それはですね、私等の方にも書いてありますけど、いろいろ説明があって可能性として不法投棄行為者とか、排出事業者とか、町とかいろいろあるけども、それは検討委員会の方でずっと検討してきまして、困難であるという私達の認識があるわけです。したがって県営処分場を設置するという話しになってるわけですね。

委員

そういう認識があるとおっしゃってますけども、実際には代執行っていうのは知事の判断しだいであるということで、措置命令を掛けるということが起こった場合にはできる可能性が高まるし、知事選もあるわけですから、まだまだあると思います。

委員長

星さんそれはですね、今までずっと検討してきたことですから。

委員

検討してきたこととして。

委員長

分かりました。よく言ってることは分かりました。とにかく元に戻して、この第2意見の方ですね、取り扱いをどうしたらいいのか。

委員

もしこの私等の意見2が全部ボツになったらどうなるんですか、答申書は。

委員

前回、とにかく皆さんご意見を発表してるんですから、それを踏まえて作ればいいんじゃないですか。今日だって時間があるんだから、1時間もすればできるんじゃないですか。

委員

その間にですね、ここにある載ってないという意見が出てきたらそれは入れないってことですか。

委員

そうでしょうね。だってさっき高野さんがおっしゃった、こういう意見を言えばこういう経過があるんだって、そんなことは始まった時から当たり前のことですよ。何か問題があれば、原因があって問題が起きて結果こうなるっていうのは、答申書を書く場合当然だと思うんです、頭に入れて作るっていうのは。だから常識的に我々はやったつもりなのに、やらない方が、何か、やった方を、悪いことやったみたいない方は、これは論外だと思うんだよな。

委員長

ということは、意見第2を前回の7回の時に戻して、その時意見が出たのに集約するということですか。今できてる第2案を見直してもらおうと、そして言わなかったも

のは削除するという事なんですか。

委員

そうですね。

委員長

そういう意見が出てるんですが。

委員

この間の27日っていうものは、基本的に各々の今までやってきたことの考え方をそこで述べましょと、その上で答申をまとめ上げましょとということで始まったわけですよ。そういう中で、27日に言ったことだけっていうものではなく、今までやってきた経緯の中で、今まで処分場を見たり、そういった中で勉強してきたのも全部踏まえてまとめる時には言うわけなんだから、27日の討論で言ったもの全てではなくて、今までやってきたことが全てのものではないんでしょうか。そういうことでまとめて私はきてると思っているので、各々我々もそういうことで一人ひとり言っていたわけなんで、27日の時にはそういうのを踏まえて、概ねのことをやっていったわけなんですよ。それに基づいてこれをまとめた方がいいだろうということで提出したわけです。

委員長

7回に亘っていろいろ検討してきた結果を、その中に盛り込んだということなんですね。

副委員長

第7回の会議録43ページに、石田さんがこういうふうに言ってるんですね。ご覧いただけますか、43ページの上から6、7行目辺りですか。ですから、これはこれで一つ。併案でもいいって言うことだったと思うんで、一つの意見として、答申の一つとして、採用していただければと思うんです。もう一つ撤去した方がいいという意見も確かにありましたんで、それはそれで今日の各委員さんの意見を事務局でまとめて無いと思いますんで、今日の意見を事務局さんの方でまとめていただいて答申という形でまとめていただければと思うんですけど。じゃあ作らないでくださいとそういうことを言ってるわけではありませんので、それはそれとして、もちろん作るべきだと思います。

委員

そのとおりです。ですから27日に出た意見をまとめていただく分には結構ですという、そういう話ですから。大金副委員長さんのおっしゃるとおりです。

副委員長

いやいや、それと45ページですか井面委員さん。そうすると今日提出した話しが最終じゃなくて、そうすると別な結論が出てくる可能性があるわけですね。とこう言っているんですね。

委員

どこのところ。

副委員長

議事録45ページ。で委員長さんが、根本的には2つの意見ですから、その考え方において、考え方っていうかなんていうかな、いろんな意見が出たから、それをまとめていくということは言えると思います。

委員

だからその下で、それを踏まえてって言ってますよね。だからこの時点で今日言ったことと別な結論が出ちゃ困るからという意味で言ったんですよ。だからその後でそれを踏まえてって、その今日のことを踏まえてやらなきゃまずいという意味で言ったんです。

副委員長

7回に限らず両論併記ということが一つのあれですよ。

委員

もちろんそうです。ですからあえて私が言いたいのは、前回とにかくまとめの意見を言う機会があったわけですから、その時にどうしてきっちり対応しなかったんだっていうんですよ。たまたま別の検討委員さんの、その何て言うんだらう個人攻撃みたいなことを言い出しちゃったりして、本来そんなことを言うべき機会じゃないんですよ、前回なんかは。ですから前は、もう今まで苦勞してやってきたことをまとめるあれなんですから、個人こじんがまとめた意見を言うべきなんです。けど同じことを幾つも言ったって時間も掛かるし大変だから、我々は同じ部分をまとめて発表させていただいたわけで、それでそれに付属する部分を付け足して何人かの方は言ったわけで、これは最終のあれだって言われればそうしてくるのが常識なんじゃないですか。違うんですか会の進め方として。

委員

井面さんのおっしゃるのは確かにそのとおりだと思うんですが、前回答申書の構成ということで、まとめの方法について提出があったわけですね。その前にはこれはなくて、前回の時にこれが出てきたわけですから。こういうふうな方向で答申書をまとめたいというような事務局の案だったわけですよ。ですからその前に、この答申書の構成というのが出てきて、まとめ方をそれぞれに提案をしていただければ、それぞれが例えばその順番ていうか、内容に沿った意見の出し方っていうのもできたんじゃないのかなっていうふうには感じています。ですから、前はまとめた意見を言われた方と、それからポイントで今までの中で話し合ってきた部分、自分で感じた部分を言った意見とあったと思うんですが。ですから、そういう点では今回問題になってますけども、その以前に答申書構成というのをそれぞれに周知をしてあれば、もう少しまとめた意見になってきたんじゃないのかなというふうに思っています。で

すからこれは結果の話ですから、それを前もって察知をして、そういうふうな意見構成でお話した方と、そうじゃなかった部分ていうので、差が出てきているじゃないのかなというふうに思います。どっちがどうというふうには言えませんが、そんなところをちょっと感じた次第です。

#### 委員

ちょっと話は戻りますけども、今まで7回検討をやってきた、その内全部から抽出してくるみたいなやり方というのは、ちょっと違うのではないかなと思うので、1月27日に限ったことでやっていただいた方がいいと思います。というのは7回ずっと自分で言ったことを考えてもいろんな事を言ってるわけなんで、それを全部答申書に入れてもいいということになったら、これはあと2月3月続けてやってもらわないと入れきれないと思うので。内容的にも矛盾する部分だってありますから。それなので、ひとまず27日の部分からだけ共通項を選んでいくというやり方でお願いしたいと思います。

#### 委員長

2つの意見が今出てますけども。27日に皆さんが発表した中において答申書をまとめていきたいということ、もう1つは今までの総合的に判断した中でのものも入れていいんじゃないかなという2つの意見だと思うんですが、結果としてはですね。結論としては、このような結論を出てるんですから、付録という。付録と言っちゃ失礼ですが、私はそんなにこだわる必要はないと思うんですがね。結果はこういう結果ですね。答申というのは2つの意見、1つは北沢の不法投棄物は現状のまま安定化を図るべきであると、そのためには何々とありますけど。第2の意見は北沢の不法投棄物は県営最終処分場を設置して処分すべきであるというふうになってるんですね結論はね。ですから問題はこれですから。この上の部分は、今まで総合的にですね、判断した中においても、このまとめの中に入れてもいいんじゃないかという意見とだめだという意見、この2つですけれども、あまりこだわらなくてもいいような気がするんですがね。どうでしょうか。

#### 委員

委員長。今総合的に判断してということを書いてますが、何回も繰り返しますが、それが27日の意見のはずなんですよね。だから、それをまた新たにいろんなここからの情報を持ってきて付け加えたら、もうこれは先程星さんも言いましたが、いつまで経ってもまとまらなくなっちゃいますよ。これはああした方がいい、あれはああした方がいいというふうに。

それと前回の時に、私の方の意見の中で海老原先生の方から、あの状態にしておけば森林を保護してやった方がいいというお話がありまして、その部分を案の中に盛り込んでくださいと私はきちんと言ったつもりです。それは益子さんの方からも、あの時先生お帰りになったんで、益子委員の方からもこれはこういうことですねって

念押しで話があったはずなんですけども、そんなこと書いてないんですよ。私はきちんと案1の方に入れてくださいって事を言ってるのに全くいじってないですね。こんなことを言っちゃなんですけれども、はっきり言って案1はもういいや、案2を何とかまとめましょうというふうになら、ちょっと私事務局には失礼ですけどね、そんなふうになら思えないですよ。

委員長

確かに石田さんが言ったとおりですね、それは言われました。ですから入ってないとなれば、これはやはり言うべきだと思いますが。

委員

どこか入ってますか。

事務局

4ページなんですけど、10行目ぐらいですか、更にということで3行に入れたつもりなんですけど。

委員長

ありますね。

委員

じゃあちょっと私の方と、私はあの下の方ですね。現状より安全を高めるためにはっていうところに入れてほしかった、まあその辺は私の方と意見やり取りしませんでしたので、その辺のところはちょっと違ったかも知れませんが、やっぱり周辺の管理については伐採の禁止ですね。こういうことであら森林の保護とかですね、手入れということはやっぱり入れておく必要があると思います。じゃあこれは分かりました。

委員

会の進め方なのか、中身なのか、ちょっと分かりませんが、私が自分なりに把握しているのは、今日が最後で案ということが出てますが、これで議論すればいいのかなというふうに考えておりました。藤田さんがおっしゃった意見とほぼ同じなんですけれども、特にその前回までは、個々の意見を、考え方を述べていただくという、それを今日まとめてということが委員長さんの考え方と同じであら、皆さんの意見をより多く取り入れられるような答申案であれば、あえて意見を取り入れるのを妨げるとか、そういうことは特にしなくてもいいかなというふうに思っています。まとめ方の問題ですけど。それで共通項という、ちょっと話し変わりますが、共通項という話しでまとめられると、前回少し変わった意見を述べたんですけど、それが入らないかなという、そこがちょっと、どんなふうにならめたらいいのかなという私は、ONEの部分ですので、いわゆる皆さんの委員の中のひとりの意見ですので、それが仮に取り上げられなくても、こだわる共通した意見でなければいけないというんであれば、取り上げられなくても仕方ないかなというふうには思いますが。なるべくその、これは絶対にだめだという意見でなければ取り入れて、先程プラスっていう

どんどんどん足してっていう話であります、それでも構わないんじゃないかなというふうには思いますけど。今日まで、いわゆる今日までが議論の場と考えればです。もう少しなんていうか自由度を持たせて話し合えよというふうを考えております。

#### 委員

私の考えとしましては、今までの検討した中で、前回ございましたんという、やはり前回は踏まえて今回ということなんで、ある面では切らないと議論は進まなくなっちゃうんじゃないかなと思います。ここでは自由に意見を述べるということでございましたから。まずこの1というのは議事の進行で27日までにこういうものを用意してくださいというのがあったならばですが、それが無かったわけですから、無くても検討について説明をなされて、それで賛同を問うたわけですから、これはそれでいいと思います。ただ違う方はたまたま出てなかったと。ただこの議事録にちゃんと載ってますから、主義主張それを踏まえて今日があると思います。たまたまちょっとずれているというのは、結局27日にやったことを、こちらは文章があったからというふうに27日を踏まえて、それを文にまとめましたということで日付が27日になってれば、まとめがですね。それだと4日付けでそこに言われたことの大部分の主旨が読んでみると入ってるんですが、プラスアルファがあるから、その提案の仕方がどうなんですかというクエスチョンマークが出てくるわけですね。そこで議論する土俵がちょっとずれたわけですね。ですから今先生が言ったように、もっと柔軟性を持つならば、27日はこうだったんだが、プラスアルファはこうだということをはっきりする、議論する場であれば、それはそれであると思うんですが。一線が片方はこれが終わったら口答でちゃんと説明して、そこに意見を載つけるか、小川さんも高野さんもここに書いてあるようなことをちゃんと載せられるかということですから、こちらを27日のことと今回にするんで、そこにプラスアルファの内容が無ければ次に進んで行ったらいいんじゃないかなと私は思います。

#### 委員

それで、私ちょっと前回の時に気になったのはですね。石田さんがお持ちになった答申に変えないでくださいとかいろいろおっしゃってたんですね。私らは意見2ということで出しましたが、これは何人か集まってこういうふうでよろしいだろうということでやったわけなんです、これではなくちゃだめだということは言うつもりはないんですね。皆様のご指摘とかいろいろいただいて、これはおかしいんじゃないかって事であれば、当然除いてもいいし、こういうことも考えられるんじゃないかということであれば、当然付け加えてもいい。それがいわゆる答申書のまとめという議論をする場じゃないかなと私は思ってるんです。ですから、もう完成しちゃったものを出して、これはいじるなとか、お前等なんで作ってこないんだとかということじゃなくて、お互いやっぱり、例えば提案なんかは石田案なんかは私も賛成といい

ますか、やっぱりそういうことを考えなくちゃなんないんじゃないかなっていうのはありますし、お互いにいい答申を作ろうといいますが、自分達のことを伝えられるような答申書を作ろうということで意見は2つに分かれますけど、主旨的にはそういう方でやっていただければと思いますけど。

委員

今の中で、いじるなっていうことを私は言って無いと思います。発表する前に意見があればその辺も盛り込んで良い物にまとめたいということ、先ず最初に申し上げて、それから皆さんの話を聞いたわけであって、私は私が作ったっていうか皆さんで、それをいじるななんていうことは言ったことは無いと思います。そこはちょっと訂正していただきたいなど、そんなふうに思います。

あと、一番最初に笹沼委員の方から、発表する前に皆が賛成してたって言ってましたけど、この前の発表順からいっても星さん、杉浦さん、私ということで指名していただきましたけども、その後私が発表してから皆さんの同意を得たということで、初めから発表する前に同意を得ていたということはありませんので、その辺も誤解の無いようにしていただきたいと思います。

委員

もし私の勘違いでしたら、それはそれかと思いますが、ニュアンス的に私は、余りこれを変えてほしくないようなニュアンスで取ったものですから、私の方できつめの表現をしたかもしれない。

委員長

議事録を見てもらえば、全て発言内容が載ってますから、これは分かると思うんですが。

委員

ひょっとしたら、僕がそれに近いようなことを前回言ってないかなと思うので、一言言っておきますけども、結局見たもので僕は同意をしているので、それを変えていってしまうと賛同したものと別なものになる可能性もありますので、なるべくというか、基本的にはいじらないっていうのが原則だというふうに考えていたものですからそういうことを言ったと思います。

委員長

いずれにしてもですね、いろいろ皆さんからご意見を出していただきましたが、今までのいろんな検討してきたものを織り込んだものを入れてもいいんじゃないかと、この答申案。そういうご意見と、この前の前回7回のあれを基本だという2つの意見なんですけど、今学識経験者のお二人からお話をお聞きしたと思うんですがね、やはりそういうことですね、答申の結論というのは自ずと決まっていることですから、いいんですよ、これがそのまま答申するということですから。ですからこれは、やはり意見の件についてはですね。今まで検討してきた中でものを盛り込んでもいいん

じゃないかと思うんですがね。どうでしょうか。

委員

役場の方で出された答申案というのはですね。例えば私共で出した意見第1と第2をただ並べただけなんですね、これ実際は。それでですね、こういうような書き方ですとね、内容についてですね。やはりその重みっていうのがどっちにあるのかっていうのが分からないわけですよ。これはっきり申しまして、本当にこういう意見の人間がどれだけ多くいるのか、こういう意見はこれだけしかいないのか、そういうのが全然反映されてない。議会においてもですね、誰見たってですよ、こういう意見だったら、これどのくらい人間がこういう考え方してんのかというのは当然知り得たいところだと思いますよ、代表者としては。そういうところ以前に私はどう反映させるのかということで僕は質問したつもりですけど。あつたと思います、それはうやむやになっちゃいましたが。だからやはりこういうふうな一つにまとめなきゃなんないっていう形式だったことでやるのか、私の考えとしては、一番答申案という表紙は結構ですが、やはり私共で出している意見第1案、意見第2案というもので、2部に分けてですねやっていけばですね、はっきりわかると思うんですよ。で、その第1案について、こういう委員の方々が、これだけの人がこれに対して同意してるんだと考えがこういうふうに向いてるんだというふうにして、第2案については、その第2案で考えた人達、それに賛同、賛同っていうのは言いませんが、考えが同じくする人間の名前を書いて、で、どうしても名前を書きたくないっていう方も中にいるとすれば、他に何名っていうことであれば、その答申案の内容っていうのは、一目瞭然に分かるだろうと思うんですよ。大体これはですね、読んでみれば2つに分かれてるのは見え見えですから。だからそういうので、どちらがどういうふうな考えの方が多いのかというのは、絶対私は必要だと思います、こういう委員会でも。それをちょっとお話していただければありがたいなと私は思います。

委員長

それはですね。まずこの件についても出ましたから、後程この件についても話し合っていきたいと思うんですが、その前にですね、第1第2の意見、何ていいますか、この件についてまだ解決してないですから。それでは第2案はこういう方向でいいということですか。どうですか。それじゃいいんですね。

委員

採決ですか。

委員長

採決じゃないです。皆さんにいいですかと聞いているんです。

委員

良くないです。

委員長



じゃあどうしたらいいんでしょうね。どうしたらいいんですか。

委員

ですから先程言ったように、27日の案を基に作ればいいんじゃないですかって言うてるわけですよ。委員長は必ずこっちの方向だって言ってますけども、27日の案はどうですかってこと全然聞いてないじゃないですか、委員長。

委員長

だから今聞いてるでしょう。どっちがいいんですか。

委員

だから27日のでいいんじゃないですか。

委員長

第2の意見も賛成だって方もいるんですよ。第2の意見の方もそのまま答申として盛り込んでもいいですよという方もいるわけですね。ですから私は、元々最初から採決は取りませんよということを言ってますから、ここで結論を出してもらわないとね、何時まで経ってもこのまま、まとめになりませんから。

委員

どうしますかじゃなくて前回の、さっきも言ったように前回の議事録でも27日のものをもってやりましょうって議事録にも書いてあるんだから、どうしましょうじゃなくて、これはこういうふうにするべきだと思いますよ。議事録に載ってるんだから。

委員長

それは石田さんの考え方で、違う考え方もあるわけですから。

委員

じゃあ議事録に載ってることはどういうことなんですか、これは。だって議事録にそういうふうにやりましょうって決めてあるのに、それは石田さんの考えですなんて、議事録に載ってること全然おかしいじゃないですか。

委員

何ページにあるの。

委員

さっき大金副委員長さんが言ったように、意見をまとめてやりましょうって言ったでしょう。

副委員長

石田さんの言う議事録に書いてあるという、そのページと内容をちょっと教えてください。

委員

先程大金さんが言った。

副委員長

54ページの下から11行ぐらい。委員長さんがね、ここでそれではそういうこと

で良いでしょうか。答申案は2つの意見を列記してもらおうということで良いですね。そのあとは事務局が事務的な内容をずっと。これは会議の終わりの方ですよ。ここで委員長さんがこういう結論をここで。

委員

だから、答申案を2つ並べてもいいってことですよね。だから、そんなことだめだなんて私言って無いですよ。答申案は2つの意見を列記してもらおうということで良いですねって言うんだから、2つ書いてもいいですよってことですよね。だから、今の話の27日の意見をどうするかなんて、ここに全然書いてないんじゃないですか。これは2つの意見を列記してもいいって、それはいいっていうことを誰も言ってるんですから。そんなことだめだなんて誰も言って無いでしょう。答申案を1つにしてくださいなんて、今誰もこの中でそんな意見を言ってる人いないですよ。

委員長

先程、高野委員からこういう意見がありました。第2の意見の方で、前回皆さんから申された意見についてですね、ここに載ってる点、そういう以外に載ってる点があったら削除してもいいですよという意見が聞かれたような気がするんですが、そんなことじゃないんですか。

委員

違います。

委員長

違うんですか。

委員

違います。そうじゃなくて、私の基本的な考え方としては、要するに答申書のまとめということですから、これを叩き台っておかしいんですけど、皆さんからご指摘いただければ削ったり付け足したりしても一向差し支えないというふうなことです。議事録に載ってないから削除するっていう意味では無いですね。続けていいですか。その1月の27日の前の時にですね。結局成文化しまして、こういうのを作って石田さんのようなですね、作ってきてくれ。これに対して先程藤田さんの方から話しありましたが、事務局としては概ねこんなふう考えてるっていうのを貰ってればですね。やっぱりこれは、あのお正月ありましたしね、それなりにできたかと思うんですが。あくまでここでいろいろ話しを決めてて答申書を作るっていう、私もこういう会ってというのは初めてですから。そんなふうに思っていましたんで、意見を言ってくださいって言われた時も、自分で全部頭の中で整理をしてですね、きっちりこういうふうになってるわけじゃないですから、全てのことがその場で指名されて言えるかという、言えない。けども、だんだん話を詰めていく過程において、話が出てくると思いますんで、そこで当然私はいろんな話が出てきたと思います。そうすれば、私等の考え方、これは成文化しましたけれども、こういうことであればこんなふうになったかな

という、自分はそう思っているんですね。

委員長

ここで休憩をします。3時15分再開します。

(20分間休憩)

委員長

再開をします。今いろいろご意見が出てますが、前回私は、こう見てみますと前回の皆様の意見を次回まとめましょうということでした。ということですから、今回はやはり前回の皆さんの出された意見をまとめるということで、まとめるべきであると私はそう考えます。ということは片方の方も一応まとめたんですから、この第2案について前回、発言が無かった点が入っていれば削除して、そうして答申したらどうでしょうか。

委員

いいんじゃないですか。

委員長

どうですか高野さん。それで皆さんがよければ、この点も入れていいということがあれば、それはまた入れてもらうということで、そういうことでどうですか。

委員

この場の意見もですね、入れていただけるということであれば、一旦委員長がおっしゃったようなことで結構だと思います。あと付け加えるならば、これ1、2になってますよね、これじゃなくてまた特別こういうふうな意見をどこかに入れたいという方がいれば、それはそれとして、これにこだわることなく入れてもよろしいんじゃないかと思いますけど。

委員長

そういうことでよろしいでしょうか。

委員

意見をまたこれからも追加するということですか、今の意見は。

委員長

この中に入ったものを、私は意見としてただ聞いていただけですから。

委員

だから、今の高野さんの意見というのは、この場で意見が出たら、それも議論して盛り込みましょうという意見なんですか。

委員

そうです。

委員

そうすると、これからまだまだどんどん意見が出てきちゃうことになる、話がまた繰り返すよね、それだと。だから委員長がおっしゃられたように、前回の中で盛り込んでるのはどんどん、それは入れる必要だと思いますけども、今言ったように新たな意見を入れるってことだと、話がまた本当に繰り返すになっちゃいますよ。

委員

意見2の方なんですけども、委員長おっしゃる様に27日に提案の無かったものは削除して、それでまとめて意見2の方は出てきてますので、その中で文章を校正する上で成り立つような作り方を皆さんで検討していただいて作っていくというふうな形では如何でしょうか。

委員長

どうですか、それでいいでしょうか。

委員

これは今から言うことで喋りますので、さきほどから言われましたとおり、前回の問題は27日で一つの決めはあったわけなんですけども、その中に2月の4日ですか、こういった文章が出されてきたと2月4日にね。そういうことになりますと、やはりそこら辺を含めて片方は何とか27日までになんとか答申案を原案を作ろうとしてきた人と、それから努力してきた人の意見を参考にしてやり直して作られたような形になりますので、まず文章、答申案の内容なんですけど、1案が来て2案が来るんですよ。そうするとまた1案に戻って、また2案になっていくというようでもありますので、1冊の何ページかは1案は1案だけで作って、その裏に賛同する人の名前を入れる。2案は2案の方で何ていうか作りまして、2案に賛同する人の名前を入れる。そうすれば比較対照するのもやりやすいかなと思う。1案と2案続いて1案2案来てますから、そうしますとどちらにどの人が賛同したのかといった1案の4ページには名前が載ってますが、その人がどういう位置に入ってたかについてはちょっと分かりにくいと思います。

委員長

ですから、それは分かりました。これからその件については検討していきましょう。ですから、まとめの方法ですね。その方策をちゃんと結論出しておかないと。

委員

まとめる方法はね、そのまま受け入れるか受け入れないかは平行線だと思うんで、やはり折角の検討委員会ですから、多くの人の意見を吸収するためにも、それは南の方の方の意見の中で、それはどうもおかしいんじゃないかと、今まで検討委員会で話が出てないんじゃないかと思っておりますので、その問題はやはり再度検討していつてまとめていけばいいんじゃないか。

委員長

ということはここでね。そういうことでどうでしょうか。

委員

ただし、今高野委員から言われました、今日の意見も追加って事は、またあり得ないわけで、あくまでも27日までに出了意見ということで、処理をするのかなということですよ。

委員長

高野さんがまとめた中においても、入れてもいいというものがあれば、これは入れてもいいということですか。そういうことでどうでしょうか。

委員

藤田さんの意見に賛成です。

委員長

いいですか。ではそういう方向で。

委員

石沢さんの意見でいいんですけど、もう一度きちんとこうだっというのを委員長の口から言っていて、じゃないと、なんか皆認識が違いとまずいですから。こういうふうになりましたというのをきちんと言っていて、それで納得してからの方がいいと思うんですよ。

委員長

ですから、前回27日にですね、まとめをしました。皆さんからご意見を出していただきました。その中からまとめということで、この第2案については検討していきたいということですよ。いいですか。それと、前回のまとめの中において、そういう意見が無かったものについても、入れてもいいというものについては入れてもいいということですね。そういうことでいいですか。

委員

いや、それはだめですよ。

委員長

いいと言ったんじゃないですか。

委員

いや違う。それはだめですよ。新たな意見はだめです。

委員長

新たな意見じゃなくて、この中に入ってる意見です。皆さんがいいと言えばいいですかということですよ。

委員

いや、だめです。

委員長

これはだめでしょうか。

委員

結局ね、第1案第2案ていうか、ここに意見1、2となってますけれども、やはり2についても前から言っているとおり、27日に検討した皆さんから発言されたものは、ここに網羅されているわけですから、文章化されてね。だから、そんなに新しい問題を持ち込んだわけでもないです。今まで検討された内容をここに入っていると。ただし27日一つひとつ検討するわけじゃないでしょうから、それ程これを認めないとか、認めるとか言わないで。やはり今までの検討委員会の自由な発言できたことをここへ文章化したんですから、もう少し柔軟な態度で臨んでいただきたいと。そんなにこの文章を抜かなくちや絶対いけないというような問題じゃないと思うんですよ。だからその辺を27日に意見が出るんだから、意見1はそのままで、2だけをうんと直せとか、そういうやり方はよしてもらいたいと思います。我々の諮問機関であるから、町長に諮問するんだから、いろいろな意見があっていいと思うんです。だからそういうことで27日を必ず期限を決めて提出しろというようなことで今まで検討したわけじゃなくて、たまたま27日で、もうこの辺で今までの皆さんのご意見が集約できるんだということで決めたんだから、それでいいと思うんですよ。だからそういう柔軟な態度で臨んでもらいたいと思って、石田さん特にあなたに言うておきます。

委員

益子さん、反論しますけどね。第7回の検討委員会の内容ですね。協議で先ず一番最初に適正処理方策のまとめついてとちゃんと言ってきてるんですよ、まとめましょうって。それをやってきた人が何で文句言われなくちやいけないんですか、きちんとまとめてきたのに。

委員

そういうことを言ってんじゃないですよ。

委員

だってそういうふうにはしか聞こえないでしょう。

委員

そういう成文化されてなければというような。

委員

そんなこと無いですよ。だから成文化して無いのが意見として出たんだから、その意見をまとめてもいいですよって言うてるんですよ。だめだなんて言うてるわけじゃないんですから。

委員

それで、まとめたんだからいいでしょう。

委員

まとまってる内容ならいい、新たな意見はだめですって言うてるわけです。だから、その時に出た意見ならば、それは認めますよ。それは認め無いなんてことは言うてませんよ。

委員

それが、今藤田さんがいろいろなことを正面から皆さんで検討して行って答申しましょう、という案を出してくれたんだから、強硬な態度じゃなくて柔軟に行きましょう。

委員

一回りしてきたので、もう一度言わせていただきます。意見2について、27日に無かった部分については削除をします。それからこの文章を作るうえで、答申書の上で2つ目になるわけですが。その文章を作る上で必要となる部分については入れていくと、ひとつの文章にするということやっていけばいいんじゃないですかというふうに言いました。だから、それは皆さんで検討して、了解するものについて入れていくというふうな意味合いで言いました。

委員長

ひとつの文章というのは。

委員

要するに、27日には、この意見は出てませんというふうなことが再三言われているわけですね。ですから、その部分については削除して、1、2、3でありますから、その中で文章を作る上で削除したけれども、それがあつた方がいいんじゃないかってなれば、それも入れていいんじゃないですかというふうな意見です。

委員長

そういうことでどうでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

では、そういうことで益子さんどうでしょうか。

委員

はい、結構です。

委員長

そういうことでまとめて行きましょう、前に進みませんから。

それでは第2案の方で、その点についてまとめて行きたいというふうに思います。

答申書案が皆さんのところにいってると思うんですが。

委員

委員長、これミスプリントじゃないだろうなと思われるところがあるんですけども。

委員長

それはぜひ言ってください。

委員

何箇所かあったと思うんですけども。さし当たって目についたのは、第1ページの、ページ数入ってませんから一番前のページの下から3番目に、安全な処理方法は県営処分場建設による処理であると考えますと書いてあるんですけども、それは備中沢とは入らないんですか。私も馬頭以外のところにできるんだったら、私これでもいいような気がするんですけども。

委員長

どこですか。

委員

一番終わりから3番目です3行目。適正処理の必要性の2の適正処理の必要性の上から5番目の真ん中辺り。県営最終処分場建設って書いてあるんですよ。あの、意見2の方ですよ。

委員

何ページですか。

委員

いや、これページ書いてねえんだよ。

委員長

意見書の方。

委員

この間送ってきたやつ。

委員

案じゃなくて意見書2の方ね。

委員

案じゃないですよ。意見書2の方。この間送付された。

委員

まとめたやつじゃなくて、鉛筆みたいので意見2と書いてある、私等のまとめたものの1ページの下から3行目ですね。確かに備中沢っていうふうには入って無いです。これはどういうことかと言いますと、本検討委員会は北沢のあくまで適正処理っていうことをやっていますんで、備中沢じゃなくて北沢の不法投棄って事をやっていますんで、備中沢がどうこうって事は、この委員会ではほとんど話して無かったと思うんですよ。備中沢について話しましたっけ。

委員

県で説明に来た時に、北沢のごみの処分と備中沢をひとつの枠で考えてるって、はっきり言ったじゃないですか。

委員

これを考え無くして答申書作るっていうのはおかしい。



委員長

ですから意見2については。

委員

だから、これが入るか入らないかで意見書が違っちゃうと思うんですよ。

委員長

そのところどうなんですか、もう一度。

委員

適地性アセスが終わって、この間説明会が終わったばかりですよ。カモフラージュをしたということは無いんですが、要するにこういうことなんですよ。備中沢どうこうっていう、県ではそういう説明してましたけども、この委員会の中で備中沢の適地性アセスどうなんだとか、そういった話っていうのは、備中沢についてこの委員会で検討はしていないと思いましたんで、備中沢っていうのは省いた方が良からうということなので省いたわけです。

委員

これはだって、馬頭にとって重要な問題ですからね。これを無くしちゃったら、議論になんないんじゃないですか。

委員長

どうなんですか、まとめた方。

委員

答申の結果というのは、処理をすれば県で最終処分場を備中沢に造るといような、イコールでつながっているような部分ですから、ニュアンス的にはわりとかつこいいですけども、ここは正確にっていうかですね、町長が判断した時に処理をすることになれば備中沢ということですから、入れてもよろしいんじゃないですかね。

委員長

どうなんですか、まとめた方達。入れてもいいんですか。

委員

別に差し支えは無いんですけども、意図的に隠すとかですね、そういうことじゃなくて私の意識の上では、下手に入れると備中沢をどれ程検討したんだという話が出かねないなと思ったもんですから。逆に解釈されたのかなという感じがするんです。

委員長

じゃあ入れるんですね。

委員

結構です。

委員長

じゃあ入れるそうですから。何箇所かありますね。それでは意見書第2についてですね、最初からですか、この答申案に沿って検討して行ってよろしいでしょうか。

それでは先ず検討項目では、北沢地区不法投棄物の処理と備中沢最終処分場建設についての意見は無いわけですね第2案は。この案に沿っていくと無いですね。

委員

ありませんね。

委員長

じゃあこれはいいとして。第2の北沢地区不法投棄物現場等の状況について。

委員

どっちの意見検討してんですか。事務局の出した案ですか。それとも意見書2の。

委員長

どれに沿った方がいいか。

委員

2の方が分かりやすいと思います。

委員長

分かりました。

委員

もう1つよろしいですか。意見書2の中で、検討する上でいろんな項目があると思うんですけども、前回の議事録今日いただいたということで、内容はほとんど見てない状態なんで、この意見を作られた方にですね、順番にですね、どこに前回の議事の中ですね、そういう意見を述べていたかですね、その辺のところを理解されているかと思えますんで、その辺のところを説明していただいた方が早いんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

委員長

それじゃこの意見を作った方に説明を願いたいと思います。

委員

これはですね、先程私が述べましたように、要するに私たちの意見をまとめたということなので、議事録の方にとらわれておりませんので、私の方からどこにということとはちょっと言えません。

委員長

そういうことだそうですから、皆さんの方で検討したと思います。事前配布してありますから。

委員

今日でしょう、これ。議事録は今日でしょう、これ。

委員

事前配布じゃないですよ。

委員

今日この席にあったんですよ。

委員長

議事録じゃなくて、そうですね今日ですね。

委員

今日ですよ、だから分からないから説明してくださいって言ったわけです、今。逆に事務局の方は、まとめられたんだから事務局で分かってれば事務局で説明していただいた方が間違いないかなと思うんですけども。

委員長

事務局が一番分かってるんだから事務局で説明してもらうのが一番というふうにいるんですが。説明をしてください。

委員

事務局でも説明できないんじゃないですか、私たちの意見ですからね。要するに議事録の何ページに載ってるの拾い上げてやってるわけじゃないですから。事務局はたぶんそういうチェックじゃなくて、私等の意見を忠実に皆さんにお示しをしたというだけだろうと思います。従いまして、もしやるんでしたら皆さんで今からチェックしていただくっていうのが早いんじゃないでしょうか。

委員長

それもありますけども、この前第7回時には事務局でまとめなさいよということをお願いしたんですから、この第2案についての、どこに載って無いものが、この前発言した内容以外のものがあるか分かると思うんですが、分かりませんか。

事務局

うちの方でも、高野委員さんが言われたようにチェックはしていません。

委員

この書いてあるとおりに議事録に載ってるかと、そういうことを言ってるんじゃないんです。例えば、言っている意見の中で出てるのが、議事録の中で多少こういう項目が含まれていれば、それに肉付けしてるっていうのであれば、多少その辺は先程言ったように検討する必要はあると思うんですけども。先程決まったのは、藤田委員の方から言ったのは、前回の意見を基にということ、じゃあそれでやりましょうと今話を進めたわけですから、それを基に今話が進んでるんですから、どこにあるか分からないのでは話が進まないですよ、今から皆で探したんでは。

委員長

この前いろいろな意見について、全然まとまって無いんですか。とりあえず分かってると思いますから、意見書の1番から事務局の方で読んでください。それで検討していきましょう。1番2番3番となっていますけど、分かるでしょう皆さん、まだ記憶に新しいし。それでは皆さん自分で発言したのは分かると思うので、言ってもらうということじゃないと前に進まないな。それじゃ私が読んで1つずつあれしていきまうか。どうですか。

委員

じゃあ、どなたでもいいんじゃないですか。私ここでこういう事言いましたというのを言っただけならば、その辺りを皆でチェックするという方法でも。

委員長

いいですかそれで。

委員

作られた方の中で分かっている範囲で。

委員長

1番についてはどうでしょうか。皆さんの手元に資料が行ってると思うので、読みますか、読まなくてもいいでしょう。この件について発言された方ございましたら。

委員

ここに作ってきたものは、確かに要点的には27日の中でまとめてはいるわけですが、そこに無くて言ってるものは、今までやってきた検討委員会で出てますよと。そういったもので言っているものについては、1番にしても12月の時ですか、そういった時にも酸化状態のものも話していますし、赤茶けた云々というものも私も話してるし、そういったことに基づいてまとめてきた経過があるわけです。だから見たことと言ったというだけのものではないということです。それは、27日は今までのを踏まえながら、出し切れないものもあるかもしれないけれども、それ以前の中ではこういうことは討議されてきたでしょうということ、ここで言っております。

委員長

このことについては、小川委員がいつか言った記憶はありますね。その点についてはいつか発言なされてますね。どうでしょうかこのことについて。

委員

5番のその他は私も言ったし、小川さんも言ったし。

委員

そうですね、いいですね。

委員長

5番についてはね。

委員

逆にですね。どなたがこの意見を作られたか分からないんですけども、その作られた方、誰か言っただいてですね、議事録を最初からその人の意見の言ったところをどんどんめくって行ってそういう話が出ているかどうか、それをチェックすればいいんじゃないですか。皆で見えていってもしょうがないような気がするんですけども。どなたの意見があれか分からないんで。

委員

今の意見でいいんですけども、ただ関連したことが逆に結論が違う人が言ってる

かもしれないものね。そういう考え方もあるんですよ。だからその辺がどうなんだかなと思うんですよ。やっぱり最終的に答申の1、2、3と、こういうふうに合わせて言ったかどうか問題なんだけども、それを踏まえた意見を言った人が発言したことじゃないと。

委員長

これは2番についても、こういう意見がございましたよね。

委員

2番はありますね。23ページの高野さんも言っているから。だからこれなんかまったく問題が無いんですけど。

委員長

3番は誰か言ったねこれ。これは笹沼さんか益子さん言ってないですか。

委員

3番の1行目ですか、県の公共事業として県営処分場と、これは私が言っています。ただこの時は、備中沢というふうに特定はしていなくて言ってたんですが、さっきの話でいけば備中沢と入れても結構ですから。県営処分場で処置して全面撤去するんだということは私が言っていました。

委員長

3番ですか。

委員

大きい3、小さいのをやってるんですか、今。1をやってるんですか。北沢の不法投棄の現状ね。この③は私言ってます、これ。小さい3も言ってますよ。1だっというからまだ。

委員

どんなふうに表現して言われたんですか。

委員

今の北沢に不法投棄物があつて、中に何が入ってるか分からないし、あそこの植生そのものも侵されているから、やはりあの辺の山が活用されないということで、できるだけ早く全面撤去してもらいたいということは言っていました。

委員長

何ページですか。

委員

益子さんの発言は30ページですよ。

委員

大きい4番。1行目ぐらいですけど全量撤去というふうに私言ってますので。

委員長

はい、じゃあこれもあてはまると。1番の小さい3番は益子さん言ってるんですよ。

委員

どこを読んだらそういうふうに取り出せるのかちょっとよく分かんないんですけど。

委員

どこと言ってもあれですが。山の状況と、あのままでは自然災害があった場合には堰堤というんですか、今の沢止めでは決壊して下流に大被害を及ぼしたら困るから全面撤去にしていきたいというふうに私は発言しました。

副委員長

38ページの中ほど、上にいろいろ説明した後、ちやちな堰堤なんかは流されちゃうと私も言ってるんです。

委員長

書いてありますね。49ページ。

副委員長

48からの続き。

委員長

48からの続きね。ここでも言ってる。堰堤を造っても台風等の自然災害で大きなものが来たら流出される可能性はありますって言ってますね。益子さん言ってます、48から49ページにかけて。1の小さい3番。それから小さい4番についてはどうですか。誰か言ってますか。

委員

野口さん、これ以前に。

委員

23ページに高野さん結構詳しく言ってるんですけど。

委員長

23ページ。

委員

この辺の内容で今まで出した資料とかですね。後、県の資料それと県の報告書ですね。あの内容等について検討してお書きになったのだと思いますけども、そんなことですか。

委員

前にですね。全量撤去する時に何かの下の方調査しなくちゃならないという話なさってましたよね。

委員

2回目ぐらいだったと思います。

委員

そうですね。それが頭にあって。

委員

3回目ぐらいかな。

委員

そうですね。

委員

下の地盤関係調べてませんという話だったと思います。

委員

そうですね。それしなくちゃならないというのが頭にあったんです。だから前回は言っていないけども、そういった検討委員会を出てる話しなんですよ。

委員長

そういうことで、ここでそういうことも含めて発言したということですか。じゃこれも一応入ってるということで。次は2番目ですが。

委員

ちょっといいですか。まず①なんですけども、一番最後の方で現に西側終端部法面には赤茶けた酸化鉄と思われる物が付着しておりますっていうのは、危険だっていうふうに読み取るんですか。それとも、これはどういうふうに読んだらよろしいんですかね。私は和見の小高さんから聞いた時には、和見地区の水っていうのは大体こういう鉄分を含んで、すぐ赤くなるような水だっていうふうに伺ったことがあるんですけども。普通に赤茶けるっていうのが起きてるのに、ここでわざわざこれを危険だっていうふうに読み取るのか、和見地区としてはこういうのは当たり前なんだっていうふうに読み取るのかで、ちょっと読み取りのニュアンスが変わってくると思うんですけども。これはどういう意図でこういうふうになったんでしょうか。

委員

これは前に私が言ったことになると思うんですけども、結局あそこの一番下の方の法面を見ると、一部分だけが水が染み出ている部分があるわけなんです。その部分だけに赤茶けた状態、それ以外にも全体に滲みたような感じですけども、無い所とその部分だけが滲みてそういった赤茶けたような状態になってますよと。そういった時に、これは鉄かもしれないよと。だけどもその中にある物が結局そういった形で同じように解け出てくる可能性はあるでしょうということだから、そういう危険性も踏まえながら危険な状態も考えられるんじゃないかなっていうのが今までずっと自分で言ってきた経過なんです。そういうことで、この間もちょっとお話してるんですけど、危険性が無いとは言えないだろうと。

委員

この件に関しては、私の方が野口先生の方にですね、質問状を出して、それで帰ってきた答に、これは載ってる文章なんですけども。非常にこれだとですね、酸化還元状態になって、これは明らかに出てきているような表現の方法ですよ。だけどここ

の野口先生の言い方ですと、不法投棄物場所周辺左岸が赤褐色化してるのも酸化鉄、水酸化鉄によるものとは考えると。しかしながら、埋立地内からは赤水は確認されていませんので、浸出水の鉄錯体の形成は無いようだ、そういう表現で回答になるわけですね。

委員

沢水でしょう。

委員

うん。

委員

じゃ無くてこれは、その沢水よりも土手の部分なんですよ。あそこに行って見てくると一番よく分かると思うんですが。

委員

でも、問題は埋立地内の問題であって。

委員

埋立地ですよ、これは。

委員

そうですね。だけど埋立地内からは赤水は確認されて無いけども、いまして、浸出地内の鉄錯体の形成も無いと、そういうふうに言われてるんですよ、これ。これは全然違う表現でしょう。だから野口先生の方からの資料はお持ちだと思いますよ、ご返答いただいたやつ。その中にきっちりと入ってますけど。

委員

自分ではそのような認識をしてたんで、現場を見てきた中でね。

委員

全部データを基に検討していくというのが、この検討委員会ですから。自分の感覚で物事を言うっていうのではなくて、あくまで県からとかですね、アドバイザーの先生達がいろいろご指導いただいたことに対して、検討してきたわけだと思うんですね、私は。私の考えが間違っているようだったらご指摘ください。

委員

今の意見ですが、確かに前は小川さんそういうふうには言って無かったかもしれませんが、小川さんの意見の中で、そういうことが何回か出てきたような記憶はしています。この問題はずっと詰めていって最終的にこの中に盛り込まなくちゃいけないことであれば、その時にまた検討するような形で、一応これ前回言って無いの削除って言うてるんで、とりあえずこれを削除してもう一回検討していくってことではいかがでしょうか。

委員長

そうすると、赤茶けた酸化鉄と思われるものが付着しておりますという、現にとい



うところからですね、西側終端部ですか法面、この部分を抜くってということですか。

委員

はい。

委員

今後からじゃないですか。

委員

今後酸化が進むことが懸念され。

委員

1つの文章の部分ですね。

委員

いや違います。今後酸化が進み溶出することが懸念されますとしていただければ。

委員

無くしちゃったほうがいい。

委員

ただこれですね、これを入れとかないと。

委員長

すみませんが、22ページ。ここに小川通委員が言ってますね。土手の所は現在赤茶けてるわけなんですけども、これなどは専門じゃないから分かんないんですけども、おそらく酸化鉄なんだろうと思うわけですねと、ですから発言はしてるんですよ。

委員

ですから、だから先生が大切だったんですよ。何で聞かないんだという話。こういうことでは結論ははっきりした答は出て無いですから。

委員長

これは沢の水じゃない所に出てるってということでしょう、土手から。ですからそこに問題が。野口先生は沢水のことを言ったというふうに思うんですが、違いますか。

委員

自分が言ったのはですね、要するに中の掘削した土地と、観測している観測井戸です。その中でなんでその赤水が出てこないんだと、逆に言えば酸化還元電位で酸化側に傾いてる時期でも酸化型に行っていない。その要因というのは何なんだろうか。そういうことを考えた時にちょうど盛土部の一番下なんですけど、下に向かって一番右側の端。ちょっと水がちょろちょろ流れているんですね。その水が逆に雨が降った時には、はっきり言って黒いです。それが3日も経たないうちに赤くなる。そのことを言ってるんだと思うんですけども、多少なりとも中からそういった物、水は下に流れてくるそういう現状じゃないのかなと思ってそういうことを言ってるわけなんですけども。その辺の話は前々からちょっと言った経緯があったと思うんですけど。

委員長

ということでこれは言ってますのでね。当然これは入れてもいいことだろうと思えますね、前回言ってますから。

委員

それは意味が違うんだよ。

委員長

意味が違くても言ってますから。

委員

言えばいいというわけじゃない。

委員長

というのは前回のまとめですから。出てることは間違いなく出てるでしょうからね。

委員

出てもそれが間違っって、専門委員の話と具体的に違うというのがはっきりしているんですから、それはやっぱり間違っったことは書いちゃまずいと思うんですよ。野口委員の方でこれで間違いありませんよって言われるんであれば載せてもいいと思うんですけども。

委員

小川委員さんの方が、どこを指してそういう形が出てきてるのか、明確にどこかというのは分からないんですよ。自分の思ってる所は、先程言ったように下を向いて一番右側の盛土部の一番下のところで認識してるんですけども。小川委員はどこを指して言ってるんですか。

委員

向かって行って一番右、一段低くなって水が止まりますよね、図面で言えば下流に向かって行って右端の方の土手の所出ってますよね。

委員

じゃあ同じ所を言ってるんだと思うんですけど。だったら一応そういう状態が確認されてますので。ただこの前の段階で切ってもあまり意味は変わらないと思うんですけど。懸念されますということ収めても、その後に尾ひれが付いても、あんまり意味が無いんじゃないかなと思いますけど。その辺は実際問題ということであれば、小川委員が言われるんであれば、入れておいた方がいいんじゃないかなと思います。

委員長

どうですか、そういうことだそうですから。矛盾はしてないように感じるんですが。

委員

矛盾じゃなくて、これは先生が言われるようにですね。こういうように目で見てもそういうのもあるけれども、ここでの表現にしては懸念されるぐらいにしといたらどうですかということ、決して矛盾とかそういうことでは無いと思いますよ。これをもっともっと突っ込んでくと、こういうふうな野口先生が言われた文章をずーっと書

いていかなくちやなんなくなっちゃうんですよ。

委員

これで時間取っちゃってもあれなんで、今後酸化が進み溶出することが懸念されます。ということで切っていただいてよろしいんじゃないですか。

委員長

それでいいでしょうか。それじゃ懸念されますで切っていただきたいと思います。大きい2番に進んでよろしいでしょうか。適正処理の必要性ですね。この件についてはいかがでしょうか。

委員

ちょっとその前に、1番の③。雨の日には手入れが行き届いていない周囲の山林、集水区域約5ヘクタールからの雨水が、現場に流れ込んでおりますがっていうのは、これ現実にそうなんですか。海老原先生お願いします。

委員

この集水区域約5ヘクタールの山林云々は、私の方では数字的には分かりませんが、面積は。前回言ったのは、地形から見て沢に水が入ってくるから、当然まず一番は、土が固体のうちには1㎡2トンです。それが水を含むと、土は固体じゃなくて流体になる、動きが。ですからどんな建築でも土木でも、そこに水を含ませないようにすることが大事なんですね。ですから前回申し上げたのは、周りの集水の水が入ることを最小限度に留める努力が必要じゃないですかということです。それには伐採を止めなきゃならない。それを含めて、そこに入る水をいかに少なくするということが、この現状の安定につながるんじゃないでしょうか。数字的には私は分かりません。

委員

5ヘクタールですけども、報告書の、報告書を返しちゃったので分かんないですけども、報告書の何ページかに一応プランニングメーターで5ヘクタール測ってあります、実測ではないですけども。

委員

どのくらい、あの何ミリでどのくらい出るのも分かるんですか。

委員

それは計算値が入ってたと思います。

委員

ん。

委員

計算値が入ってます、報告書の中に。

委員

あ。

委員長

ではそういうことでいいですか、2番に進みます。大きい2番、適正処理の必要性ですね、入りたいと思いますが、これについていかがでしょうか。

いいでしょうか、このままで。

委員

これ先程も言いましたけど、厳格に管理された処分場の方が危険性が少なくという表現がありますけども、これは大きな意見の相違だと思うんですよ。これを安全に見るか、危険に見るかということは、非常に大きいと思うんですよね。現に今、危険だっている方が、かなり町の中に居ると思うんですけども。ここに処分場の方が少なくっているのを本当に答申案の中に盛り込んでいいのかっていうのは、これは大きな問題だと思うんですけど。

委員

これは意見の相違でして、私等がそういうふうに考えますということなんで、別に石田さんに賛成してくださいとか、そういうことは無いですから。これは意見1にも言えると思うんですよね。例えば、これは本当に安定状態なのかって言われると、これはまた意見が分かれるということで、これは私達の意見だということ取っていたらよろしいかと思えます。

委員

分かりました。

委員長

他にありますか。

委員

さっきも言いましたけども、足し算していくのか、共通項を出していくのかっていうところで、とても重要な点があると思うんですけども。それは、結局1月27日の時に処分場っていう答申を出した人と、出してない人がいるはずなんですよね、この答申に参加した人で。処分場ということで一体誰が言ってるのかっていうのが分からないので、これ足し算していく形でこういうふうに入れちゃって、例えばAさんが言ったこととBさんが言ったことを足したからといって、Aさんがそれに賛同できるかどうかという問題が生まれてくると思うんですよね。それなんで、いったい誰が処分場っていうこと言ってるっていうことが、この答申を書くにあたっては大切なことになるのではないかと思います。

委員長

今の意見に対して、どうですか。

委員

ですからこれ、1案2案っていうふう集約しちゃってますよね。完全にこれに分かれたということではなくて、今星委員が言うようなところもあるかとは思いますが、とりあえずこの案を今チェックしているので、この案チェックしてから、まとめの時

にいろいろ意見を言っていたらいいことであって。とりあえずチェックしちゃうっていただきたいんですけども。

委員

分かりました。

委員長

そういうことですので。

他にございますか。いいですか。この件につきましては、チェックする点がございますか。

委員

これも意見の相違と言われればそれまでなんですけど、将来に亘り安全性の確保や、万が一の事故の補償に責任を持って当たられると考えますってなってるんですけども、あくまでもこれは、高野委員さんたちが自分達でまとめたっていうだけで、別にこれは裏づけがあるとかそういうわけでは無いんですよ。

委員

早い話、まだ処分場具体的に、いろんな環境保全協定作るとか、そういうふうな地元と県との詰めとか、そういうこと一切私共聞いておりませんし、そういうことやってないわけですから、その段階でやっていくということになるだろうとは思いますが、先頃知事との意見交換会の席等におきまして、万々が一の時には、県が責任を持ちますよという話を、知事自身の口からおっしゃってたと思いましたので、それは間違いの無いことであろうというふうに思っております。

委員長

そういうふうなことだそうで、いいでしょうか。

委員

これは将来っていう表現なんですけども。これは処分場、まあ処分場の話しちゃあれですけども、大体20年で閉鎖っていうことだと思うんですけども、その後についても、この将来っていうのは考えていることなんでしょうか。

委員

これは、北沢の不法投棄物が置いてあって、その将来に対して責任が不明確なので、対のような表現になっておりまして、将来に亘り保証とか、そういったことが、要するに確実に担保されているのはどちらかというような意味で、将来に亘りというのは、そういうふうな意味合いで入れました。

委員長

石田委員いいですか。

委員

そこの話しになっちゃうとあれなんですけども、例えば保証するということになりますけども、じゃあその保証を誰が決定するかっていうのが問題だと思うんですよ。

例えばちょっと話しが違いますけど、風評被害なんかの話も後から出てくると思うんですけども、例えば風評被害が出た時に、それを誰が風評被害だと認定するか。これは大きな問題だと思うんですよ。例えば所沢の話を出せば、あれが風評被害できちんと決定するまで、最高裁まで行かなきゃ決まらないっていう現実を考えた時に、例えば事故とか、水が汚れたとかですね。それを検証する方法とか、それがはっきりしないのに、保証というのは非常に。確かに県で間違いの原因ですって認めれば保証してくれると私は思いますよ。でもそれを証明する手段がですね、ものすごく莫大な費用と時間が掛かると思うんですよ。その辺のところを果たしてここでは、ここまで考えてるのかなっていう私は疑問がありましたんで、一言だけ追加させていただきたいと思います。

委員

それは4の方に入るんですが、要するに、もし造るとすればっていうことで住民の参加とか情報の全面開示とかいろいろありますけれども、当然県、町、地元住民、いろんな方が、専門家とかですね、話し合っただろうというふうに持っていかってということ話し合うと思いますので、そういうふうな席でそういう細かいことっていうのは当然求めていくべきだと、求めていって保証していただくということになるわけです。今からまだ起きて無いことに対して、一つひとつやっていっても、やっていく前提が無いんですよ。ですから、こういったことどうなんだって言われましても、私たちも困るんですけど、基本的な私たちの考え方としましては、こういうふうな考え方を持っているということです。

委員長

いいですか。

委員

いいですよ。

委員長

それでは次ですね。2番が終わって3番ですね。3番の件について、いかがですか。この件についてはどうですか。

委員

(2)なんですけど、応急・恒久対策、モニタリング調査結果については、計画段階より情報開示するとともに、地域住民の理解、説明の下実施することっていうのは、これは全面撤去するっていうことに対して、その時の過程のこと全部開示するっていう事ですか。

委員

基本的にはそういうことですね。基本的にあの物を全量撤去するということですから、要するに皆さんの理解、何やってるんだということじゃなくて、これこれは、こういうことだ、こういうことだということなんです。要するに、説明して理

解していただいた下に実施していくということを要望するということです。

委員

ということは逆を言えば、住民の理解を得なければ、ある意味実施できないということに読み取ってもいいんですか。

委員

深い意味はしないでいただいて、要するに応急、恒久対策というものは、いろいろあるだろうと思うんですね。そういったことを結局、話し合いとか、県の方の説明とか理解をしていただいてやっていくということですね。

委員

この、地域住民の理解っていう場合、行政が言う場合は口先だけのことが多いので、住民からの答申書ですから、例えば地域住民の過半数の同意とか、そういうことをしたらどうかなと思います。

委員長

今の意見、どうですか。

委員

具体的にそういうふうになってみないと、私も実際どういうふうになるのかというのは、進行していくかっていうのは分からないので。要するに応急、恒久対策というのは、当然全量撤去を前提にした応急、恒久対策になるわけですね。そうしますと、その時に多分方法的にいろいろ出てくるだろうと思うんですが、それに対して過半数とか、いわゆる賛成、反対の話とはちょっと違うので、それはどうかと思いますけど。

委員

ちょっと言ってみただけなので。

委員長

分かりました。他にございますか。

委員

今言ってる地域住民の理解というのは、地域住民が結局理解しなければどうなるんですか。

委員長

どうですか、これは。

委員

文面的には理解できるけれども、地域住民の方が理解できないっていう事だったら、この問題どういうふうにするかについてお聞きしたいんですけど。

委員

これはですね、多分行政に対する考え方で変わるかと思うんですが。ちょっと答にあれですね。

委員

答できないのなら書く必要が無い。

委員

いや、地域住民の理解っていうのは要するに、当然県の方でやることになると思いますけど、その時県の方では一切独断でやってしまわないということですね、理解説明の下というのは。

委員

あなた方はそう言うけれど、地域住民というのが居るんですよ、そうでしょう。簡単に住民の理解なんて言葉を書かれては困るんだよね実際。頭に理解させれば委員だということになってくるんじゃないですか。

委員

これはあくまでも全量撤去っていう形の中に立ってということですよ。それに対して処分場ができるとかできないとか、後で出てくるんだと思うんですけど。そのものを取る場合には、北沢の所の登記簿ですね、全部取っちゃいましょうという時にあたって、それについてはやり方とか、そのような調査結果ですよというものについては、当然皆に説明していただくことがベターだと思うし、そういうところから文面取ったわけなんですよ。

委員

その逆を言えばね。地域住民の方々が、このままでよろしいといたらどうなんですか。

委員

それは、不法投棄物をこのまま置いておいてもいいよということですか。

委員

そうです。

委員

そうなれば、当然これは無いんですけど、ここで言ってるのは全量撤去しましょうということ。現状を回復しましょうということを書いていったものなので、こういう形になるわけですね。

委員

それは、書いてあるずっと先も読んでるんだけど、理解に苦しんでるんだ、正直言うかね。そしてその次の問題なんか、処理方法における効果と課題なんて出てくると、その下一番下馬頭町は森林資源、農産物、書いてありますね、そしてその次には断固反対しましょうって書いてあるけれども、これは矛盾したことが書いてあるんですよこれ、読むと。

委員

私らは矛盾してるとは考えて無いんですよ。地域住民理解説明の下、これはあの処分場建設のことではなく、処分場を造るという前提でも、要するに全量撤去ですか



ら県営備中沢最終処分場ということになりますね。そうしまして、その時の応急、恒久対策の話、ですから前段の方でも私等はこう考えてますっていうことで、その前提の元での話なんですね。

委員

そういうことですからね結局、ここに書いてあるとおり完全撤去されるまでの期間中に発生するすべての災害、風評被害等については、県が全責任を持って対処することなんて書いてあるけれども、最終的に。

委員

ですから、県の方に対処してほしいって要望ですけども。

委員

奇麗事ばかり言ったって、万が一の時なんてすべて逃げ腰なんだよ。地域に住んでみれば一番分かる。

委員

要するに私等の意見としては、こういうことを県の方に要望をっていうことですよ。ですから、相手が逃げ腰とか何とかっていう意味合いじゃなくて、私等の方からきっちり対処してくださいよということを要望するということですね。

委員

いいですか、ですから4番のね、北沢。

委員

ちょっと待ってください。一つひとつ片付けていってください。

委員長

ですからこれは、当面不安解消のために、こういうことをやりたいということですから。高野さん等の考え方ですから。この件についてはどうですか、これで。

委員

この応急措置、恒久措置をする時に、県がどういうやり方をするのかっていうことによって、ちょっと判断が難しいと思うんですよね。この答申をなさっている方達は、北沢はすごい危険だと、そういう場合例えば、周囲の汚染を食い止めるようなことをしないで処理するっていうような計画を県が立てた場合。やっぱり地域住民の同意、理解っていう場合には、縛りが必要になってくるんじゃないかと思うんです。で、過半数ってさっき言ったのを復活させて、そういうふうにしたらどうかと提案ですけど、いかがでしょうか。

委員長

どうですか。

委員

要するに過半数とか、そういったものは、実施段階に仮になったと、撤去しましゅうよとなった時点で、それは行政と詰めていくことのあれじゃないのかなと思います

けどね。これは一応こういった形で、あくまでも要望の中では言ってるものではあるので、こういうふうには考えて無いですよ。

委員長

意見の相反した中での答申ということになるから、こういうことになるのかね、これね。

委員

以前こういう要請に関しては、最初に出た要請が生きてしまって、後ののは顧みられなかったっていう実際の話があるわけです。それは何かというと平成12年の5月22日だったかに、馬頭町産廃対策協議会がアセスメントを実施してくださいという要請がありました。それに対して和見自治会は、役員会で全員一致でアセスメントはやめてくださいっていうのがありました。それでその文書も提出したわけですけども、結局県は、アセスメントをやったわけですよ。それなので、こういう要請に近いものを出す場合には、注意が必要だということが言えると思います。

委員

これも案なんですけども、3番の所、完全に撤去されるまでの期間中となっているんですが、これは県営処分場設置の上で書いてありますので、県営処分場設置も含めての内容に直した方がいいんじゃないかなと。それと県が全責任を持って対処することは当然なんですけど、この窓口として町が、地域住民に代わって町が全責任を持って県と交渉するとか、そのぐらいのことは入れてもいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

委員長

石田委員の意見について、どうですか入れてもいいでしょうか、町ということ。

委員

完全撤去じゃなくて、この最終処分場についても含めてですね、当然。これは、北沢が撤去された後は関係無いように読み取れちゃいますんで。県営処分場における問題、それに発生する問題についても。これは、県が責任を持って対処するということは当たり前なんですけども。その窓口としてですね、町が責任を持って県と協議するとかですね。そういう地域住民が直接というのは、非常にやりにくいと思いますので。町が責任を持ってやると、そのぐらいのことは入れてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

委員長

どうですか、それを入れてもいいでしょうか。

委員

これは事務局の方から言ったんですけども、県の公共事業としてやる事業の保証対象だけが馬頭。この公共事業としてやるんだったら町はできないわけでしょう、公共事業ですから、県営でやるわけですから。それは事務局としてはどう。

委員長

答弁してください。

事務局

産廃ということで、もちろん県の事業です。

委員

今言ったのは一般論ですが、県の事業でも、国の事業でも、窓口というのは、そこで自分達が利益が得るか得ないかじゃないんですね、例えば高速道路を直接造ると、これは国の事業ですが、県は窓口になっている。用地の交渉とか、そういう窓口という、そういうことはあります。ですから、例えば1つの意見ですと、国の事業ですが、窓口として対策室を設けたりということで、今度の場合も、結局県の事業であっても、馬頭の町の住民の健康と安全を守るために、スムーズに行くために、こちらに県とのパイプになる窓口を設置するって事は可能ですね。今も現にそういうことはやっています。県の事業であっても、自分達がさっきの高速道路は早くできることが栃木県のためになるよという前提の下に、職員を使ってやっています。同じことに、自分達の町民の安全とか生活の、早く言えばいいんだとなれば町の窓口、県の場合にやっています。

委員

それは、入れても全然おかしいということでは無いということですか。

委員

おかしいとは無いと思うんですね。

委員

その方が、入れた方が私は、地域住民の理解とかですね、そういう得るためにも、それは町でちゃんとやりますよと入れた方が、これがどうなるかは町長の判断ですけども、入れた方が親切だなと私は思うんですけども、まあ作られた方の意見に。

委員長

どうですか。入れた方がいいような私も気がしてるんですが。

委員

多分、実際問題としては、町が当たるんだろうと思うんですが。責任、私は行政というのは良くわかんないんですけど、誰が責任を取るかという時には、県の事業なので、そここのところの兼ね合いは、私ちょっと分かんないんですが。

委員

いや、これは答申案ですから、やっぱり案として出すうえでは、地域住民が不利益を得ないように、できるだけ不利益を得ないような形で出してやった方が、親切だと思うんですよ。そのためには、地域住民は町がきちんと責任を持って対処してくれるんですよと、そういうことを入れた方が、より親切なんじゃないんですかっていうことで、県がどうしろということじゃないんですよ。

委員長

どうですか。入れてもいいんじゃないですか。

委員

要するに、この私等の、この意味はですね、県の事業としてやるので、責任というのは、県できっちり取ってくださいよというふうな意味合いなんですよね。ですから、一行に町の方で間に入ってあれするというのは、まずくも何とも無いことだと思いますけどね。ただ文言をどうするかっていうことかと思えますけど。

委員

今後もってというのは、先程も将来に亘りってことで、これは今後もって事で言ってきましたよね、閉鎖した後もっていうことですから。これもやっぱり完全撤去だけじゃなくて、最終処分場における将来に亘っての問題が発生した場合と、そこまできちっと入れた方が、より親切だと思いますけども。

委員長

どうですか。

委員

今のは要するに、ここの3番の所に、処分場の将来についても全責任を負っていうことを文面を入れてくれっていう話だよね。

委員

そういうことです。その窓口を直接じゃ大変なんで、窓口として町がちゃんと責任を持ってやりますということも入れておいた方が、地域住民にとっても安心なんじゃないですかっていうことです。

委員

基本的にはよろしいんじゃないでしょうかね。

委員長

どうですか。いいですか。

委員

ええ結構です。

委員長

じゃあそれを加えると。いいでしょうか。

委員

さっきの、まだ過半数に対する回答を得てないんですけど。

委員長

何ですか。

委員

過半数の理解を得たうえで実施するっていうふうにしたらどうだろうという提案をしたんです。

委員長

それは後のことであれじゃないですかね。

委員

もしもですよ。本当に危険な工事をする時に、もしも中にすごいものが入ってたとします。そうした場合、掘り起こしたりいろいろする時に、周囲を覆わないで県がやろうとしている時、そういう場合に、住民がそれに意見を、見解を示すことは当然のことだと思うので、それを入れといた方が、将来のためになるのではないかと思うので、躊躇する必要は無いのではないかと思います。

委員長

どうですか、その件については。

委員

やっぱり答申書を出すうえでは、やっぱり誰のために出すのかっていうことが一番重要だと思うんですよ。その時に、やっぱり地域住民とか町とか、そういうのを不利益を得ないように、当然答申書というのは書くのが筋だと思うんですよ。だから、できるだけできる範囲で不利益を得ない、もちろんかっこよく言えば栃木県の物を処分してあげるんだからっていうのは大義名分としてはいいと思うんですけど、やっぱり一番地元が不利益を得ないっていうのが基本だと思うんです。ですから、できるだけ答申の中にも、町長がこれからこれを判断するんでしょから、町民が不利益を得ないような項目はできるだけ追加してあげた方が親切かなと、そんなふうに一応思いましたんで星さんの意見も入れてもいいんじゃないかなという気もしますけども。

委員長

これは、第1案の方では、そういうことは無いんですか。

委員

無いです。

委員長

無いんですか。星さんの半分、1/2ですか、以上の町民の、まあ同意というのかね、それによって判断するということですか。

委員

はいそうです。

委員長

それを2に入れろと。

委員

さっき海老原さんが言ったようにですね、国の事業であろうと、県の事業であろうと、町は当然この問題について、県なりに住民の安全を確保するためにいろいろ注文を出すわけですから。事業主体は県なんだから、ここで県は全責任を持ちなさいと言っておけば、当然町長は町長の裁量でやるんだし、議会にはちゃんと議員もいるんですから、その人たちの判断もあって、当然県に上げていくと思います。だからここで、

私たちがここまできちんと地域住民の理解を得なさいと言っておけば、当然やらなくちゃならない義務があると思うんですから、あんまり抽象的に、ここで文言を変えたりなんかする必要は無いんじゃないかと私は思います。

委員

この議論が、この案を作る全てのことで、さっき高野さんも立場がって言い方をしましたけど、これはそういう町とか県とかに対する信頼度が違うわけですよ、基本的に。ですから、何べんも私言ってるんで、皆さんも耳たぶにたこかもしれないけど。例えば、産廃を処分場だったりしても、県なんかは安全だって言ってるわけですよ。けども、たまたま千葉の現職の県職員だった人に言わせると、そんなのは当てになんなくて、要するに未処理のまま埋め立てちゃった方が、一番安くて一番無害なのかもしれないって言ってるわけですよ。地元の住民にとっては、安定型だろうと管理型だろうと得体の知れない産廃が埋め立てられる危険な施設であることには変わりはない。むしろ、より有害性の高い産廃が埋め立てられる管理型に対する不信感の方が強い。こう言ってる話を、我々は間違い無いんですけど。ところが、そうじゃない皆さんは、いやそうじゃないちゃんと管理するんだから。たまたま、この間私が知事との時にお話したら、今は技術が進んでいるんでということを書いてましたけども。現実には、この本には入ってる処分場は必要無しってということで、産廃は未処理のまま埋め立ててしまうのが実は一番安くて無害だって言ってるんですよ。だからそこを信じるか信じないかの違いなんで、我々地域住民としては、ここの所の問題は、さっき星さんも言ったとおり地域住民の理解説明なんてのは、これは行政はどうにでもできるんですよ。議会を開きました、了解を得ましたで終わっちゃうわけですよ。だからこれは、やっぱりこういう文章を見ると全部、たまたま益子さんが抽象的な言葉じゃなくって言いましたから、具体的にやっぱり地域住民の反対を無視してはできないんだってことを、やっぱり言うておかないと、地域住民としては安心できないんですよ。これは、信頼感の問題だからあれなんでしょうけども、私なんかはそう思って、全てこの検討委員会は、そういう立場の発言をしてくれましたけど、その辺がまた意見が分かれるところって言えば分かれるところなんですけども。

委員長

よく分かります。それは井面さんらの意見の中に入ってますよね。

委員

まあ当然ですね。

委員長

ですから、そういうことで。

委員

やっぱりそういうことに則って、具体的なあれなんか載せられないっていうんだよね、抽象的に。私らに言わせれば、逃げ込むという言い方はだめなんだけれども。だ

から、そこいらについての見解をぜひ聞きたいと思うんだ。具体的なことは、なるべく答えたくない。

委員長

どうですか。

委員

自分の考えとしては、別段そこまで、行政というのはある程度信頼していかなくちゃならないだろうという観点からで、結局そこまで、じゃあ何割までしましょうかとか、そこまでは全然考えてなかったんで、計画の段階でも情報を開示したりして意見も求めたりしていくんだらうから、その中で理解を図れるんじゃないのかっていう考えの下でしかやってませんから、だからこういう抽象的になっちゃったのかもしれないですけども。一応こういうことから、こういう要望書を作ったということですよ。

委員

そうすると、具体的に書いてはどうしてまずいんですか。

委員長

具体的に答えてっていうのは何と何ですか。

委員

地域住民の過半数の同意を得てとか、そういう具体的なあれを入れちゃうと皆さん嫌がるんだよね。当然の事だと思うんだ私はこういうことは。だけど、それを説明、議会で。

委員長

それは、まとめた人の判断でまとめたんでしょうからね。

委員

だから、その見解を聞きたいと言ってるんですよ。何で具体的なあれを書かないのかっていう。

委員長

そこまでは、まとめについては考えてなかったということでしたけれども。

委員

考えて入れる気は無いつていうこと。

委員長

そうですか。

委員

入れてください。

委員

この意見書ですけれども、要するに今まで話してきたのは、こちらの方は全量撤去ということで進んでいるわけですよ。その中で、どうしてこの処理場の問題が皆不安

がっているかっていうことの表れになると思うんですよ。そういう点では、岩渕先生がおっしゃったように、ごみ行政が遅れているというところから、恐怖心それから安全じゃないっていうところにつながってくるんじゃないかなと思うわけですね。ですから、そういうのを払拭するためにも、しっかりした態度っていうんですか、それは入れてもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけど。ですからそれぐらい馬頭は違うんだよってところを示せるようなものになってほしいというような、馬頭の地域の皆さんの安全を図るためにも、そういうことあってもいいんじゃないかなと思うんですよ。

委員長

そうすると、要するに具体的に半分以上の反対があれば造れませんとかなんとかということ、ここに入れろということですか。

委員

そうです。要するにこれは、全量撤去して備中沢で処理してくださいということですから、そのために処理するにあたっては、処理はしますけども処理場については地域の皆さんの何分の一とか半分とかの理解を得られるような内容にしてくださいというようなことになると思うんですよ。だから、それぐらいの処理場を造っていかなければ、いつまで経ってもごみ行政っていうのは皆に反対されて、その陰では汚いものに蓋ということで、いつまで経っても前に進んでいかないようなごみ行政が続くと思うんですよ。そういう点では、この辺でやっぱり、しっかりした処理場を造ってほしいなっていうふうに思えば、やはりそういう数字も入れて造るんならしっかりしたのを造ってください。万々が一つっていうのもいいんですけど、そういうのが限りなく少なくなるような。本当に今までのごみ行政じゃないような姿勢でもって対処してほしいなっていうふうに思いますので、その辺のところも入れてもいいんじゃないですかね。

委員長

どうですか。

委員

3の2に戻りますけども、具体的にどういうふうに入れるかっていうことかと思うんですけども、例えば私も良くわかんないんですが、1案、2案、3案とかあったと、その時に過半数が無ければだめですよみたいなことだと、またあれだし。最大多数の意見を採るとか、いろいろ出てくるのかなという感じがするんで、そのところですね、安易に過半数。2つあってどちらかという時には、多い方を選ぶのは当然だと思うんですけど、そういうふうに必ずしもなるのかどうか、ただし、要するに多数の方の方を尊重するというのは当然かなと、それは当たり前のお話なんですけど、文言としてここにどういうふうに入れるかっていうことになってくると。皆さんの知恵をお借りしたいと思います。



委員

過半数でいいんじゃないですか。

委員

ものすごく簡単だと思うんですよ。全てそういう問題は地域住民の理解が無きゃできないんだから。そうすべきなのは、もう常識なんですから。だからここへ地域住民の過半数の同意を得て、同意の下実施することっていうふうにすればいいんだから、別に難しいことは何も無いと思うんですよ。

委員長

まとめ方どうですか。

委員

典型的な例で2つあったという時に、過半数の方というのは、これ当然かなと思いますけど。そういう意味では、それでよろしいかなという感じはしますけどね。

委員長

どうですか、他の皆さん。過半数っていうの入れますか、ここへ。

委員

はい、お願いします。

委員

まあいいということですから。例えばですけれども。

委員長

高野さん。まとめ方はいいんですか、これで。過半数入れるんですか、いいんですか。

委員

私は差し支えないと思いますね。

委員長

ですから、まとめ方6人で言いましたか、いいですか。

委員

まあ他の方が意義無ければ。

委員長

意義無いですか。じゃあいいでしょうか、ここへ過半数と入れて。どうですか。いいですね。どうなんですか。何だか2、3人の声しか聞こえないんですけど。

委員

どっちの答申書だか分かんなくなっちゃう。

委員長

2、3人の声しかいいですと聞こえないんですけど。じゃあ入れることにしましょう。3の2ですね、住民の理解説明の所に、これを抜いて過半数なんだね、過半数の理解を。

委員

同意。

委員長

合意。

委員

同意。

委員長

同意。過半数の同意ね、を入れると。どうですか、ここらでまた休憩しますか。

委員

そうですね。

委員長

大丈夫ですか。

委員

しましょう。

委員長

じゃあ休憩取りましょう。それでは5時15分。第3の応急について、はっきりまとめときましょう。応急、恒久対策、モニタリング調査結果については、計画段階より両方開示すると共に、地域住民の過半数の同意の下実施するでいいんですか。それでいいですか。いいですね。これだけ確認しておきたいと思います。3の2です。じゃあ15分。

(15分間休憩)

委員長

それでは再開をします。それでは4番、処理方法における効果と課題に入っていきたいと思います。この件について、ご意見がございましたら。

委員

これ出て無いんじゃないかなと思うんですよ、この問題。さっき高野さんが処分場のことに関しては、北沢の不法投棄中心で、そっちは検討しなかったっていうようなことおっしゃってたけど、ここにこれだけ書き出されてるっていうのは、さっきの話と矛盾すると思うんですけど。これを出すっていうことは、造ってくれて言うことだから出てくると思うんですけど。そうすると今まで出て無かった話なんだから、この所どうしても載せたいんだったらば、皆で議論をして、少しでも良いものにしないとと思うんですけど。

委員

第7回の23ページ見ていただきたいんですが、下の方ですね。最近も知事が来て

説明等ありましたけど、ハード的な面のチェックもさることながら、ソフト面と申しましょうか、例えば監視をどうするかとか、ごみの受入をどうするのかという、そういう細かい所っていうのは、町とか地元の住民との公害防止協定とか、監視保全協定とかっていうふうに結ばれるかと思うんですが、そういった所で充分それこそ専門家の方とか反対している方とか交えて十分に検討してやるって、そういう必要性があるかどうか。要するに私の意味合いは、あるっていうふうな意味合いなんですけど、ここで言ってることを整理しまして、文章化したっていうことを私自身は解釈してるんですが。ただ、この時言って無いことが確かに入ってるかもしれません。

委員

それこそ、備中沢の処分場っていうことは、北沢の不法投棄物を全量撤去する引き換え条件に、備中沢が付いてきたから、我々はやむを得ずそれにも触れたんですけども、備中沢にどういう処分場を造るかっていう話は、検討委員会ではしてないと思うんですよ、テーマにしてはね。だから、あえてこういう処分場を造りましょうっていう言い方で載せるっていうのは、これはどうかと思うんですよ。

委員

こういう処分場をどう造りましょうというよりですね。ここにありますように、処分場の安全性の不安がある以上、私はこういうふうなことはしっかりやらなくちゃならないでしょうっていうふうな意味合いで載せてるんですよ。確かに日の出の処分場を見て、皆さんで感想等を言い合った時以外、あまり処分場自体のことっていうのは、井面さんが本の産廃コネクションなんかで指摘、話の中で指摘されるぐらいで、十分に確かに話はして無いのは確かですよ。ただ、だから私としては前回の時ですね、こういうふうに言っている、やっぱりこうゆうふうなところは、最低気をつけてやりましょうというような意味合いで前回言っているかとは思いますが。

委員

処分場をこういう言葉で答申書の中へ書き込むんだとすると、こうじゃない我々、我々というか私なんかの考えを1案の中へ入れてもらおうと、こうこうこういう理由で心配だということ、もちろん入れたかったんですよ。けども、それを言っちゃったんでは、それこそ冒頭に高野さんに言われたみたいなこと言われるかと思ったものですから、あえて示されたデータの上での違いなどを指摘して、最終処分場の方が心配だから、それは困るっていう程度に留めたわけですよ。けど、それを入れるっていうんだっただらば、当然もうちょっと細かく我々はっていうだけの勉強はしてあるつもりですから。

委員長

どうですか。

委員

この中で私が言って無いのは、安全性確保を第1にするっていうのは、ハード的な

面のチェックもさることながらっていう、これは当たり前なっていう意味で言ってますけど、これはよろしいんだと思うんですけど。管理運営で言うと、リサイクルできる物は受け入れない等受入基準の制定・見直し、これは入って無いかもしいけど、受入基準は言ってるかと思うんですけど。

委員

私の言ってるのは、言ってるとか言ってる無じゃなくて、これは最終処分場と具体的に検討委員会で論じるんだったらば、我々の方もそういうつもりがあるわけですよ。だけど、さっき高野さんが冒頭に言ったみたいに、テーマが北沢の不法投棄物適正処理検討委員会だからって冒頭におっしゃいましたよね、高野さん。だから、それだったらば、今ここで、この問題を取り上げてスペースを裂いてあれするんだっていうのは、私はおかしいと思うんですけども。それを認めるんだったらば、私の方も当然それ相応の書き方で最終処分場のあり方とか不利益行為とか弱点とか不安っていうかそういうのは十分書けるつもりでいますし。

委員

委員長、これは他の皆さんの意見も聴いていただきたいと思います。

委員長

他の方ご意見ありますか。ありませんか。

委員

先程から言ってますように、処理方法における効果と課題について、北沢周辺の全量撤去のため、北沢周辺および下流域の不安を解消できると、備中沢できたらどういうふうに解消できるかということだからね。そういう内容を見ますと、先程私が言ったとおり、本当に矛盾したように私も解釈してるんですけど。

委員長

どうですか、他に。

委員

これを見ますとですね。もちろん全量撤去ですから、北沢周辺の安全は解消できます。これは、もちろんそれでいいんですけども。処分場建設は、費用ですね、町も県も費用の負担は発生しませんということなんで、逆に言えばですね、備中沢と言わず別な所に、お金が発生しないんならば、備中沢を含むかもしれないですけど、新たな処分場を検討していただきたいと、そういうことを言ったっておかしくないんじゃないですかね、答申案としては。

委員

もちろんそうなんですよ、備中沢で無けりゃ。そうすると、今まで言ってきたあれが崩れちゃうんじゃないかって私は思うんですよ。北沢が水が出るから心配だとか、流れるからっていったって、それは管理型だって。住民自体はそれなりにしてくれんでしようけども、20年、30年、40年先の保証なんか何も無い。だからそこまで

言い出しちゃうと、このあれは、もちろん文章は作ることになるから、意見が分かちやうからこちらにこれだけのものが入るんだったら、私らの方にも入れないと、これはさっき言った議論になってるんだけども、そういうことになると思うんですよ。

委員

ということは、構造から管理運営ありますよね、ある程度具体的に書いた方がいいかなと思って書いたあれなんですけれども、これを除くってという意味合いですか。

委員

だから、どうしてもあれならば、その何て言うんだらう、最終処分場の安全性っていうのは、その具体的な理由と金が掛かんなくて、安全だって言ってるから安全だって、あとはソフト面だって。現実に最終処分場というのは、どういう状態で、どういう危険があるかってことには、全然触れて無いんだよね。

委員

ですから、しかし、処分場の安全性に対する不安がある以上ということで、現に不安がありますよということで、ですから、構造的とかソフト面で、構造的な安全性っていうのは言うまでも無いんだけども、いわゆるソフトですね、具体的に下に書いてあるんですけど、そういったことが重要なんじゃないでしょうかということを書いたということです。これだけですと、下の構造、管理運営っていうのを入れて無いと、何を言ってるんだか分からないっていうんですかね。構造、ソフトって言っても、ちょっと漠然としすぎてるんで、これが全てというわけじゃないですけども。私が考えては、これぐらいは最低考えられるなということで入れたということなんですよ。だからこれは、もしこんなにスペース要らないんじゃないかってことになれば、こだわらわれないんですけど、これを入れないと構造的な安全性は言うまでも無く、ソフト（管理体制等）が重要なことと考えますで終わっちゃうんですよ。あと費用負担の話なんですけど、検討委員会の中で、費用が非常に問題になってまして、町の方に金が無いとかですね、いろいろ出てたんで、わざわざこれは入れたということですね。

委員

この検討委員会の話の中では、安全な処分場っていうのは、まるで出てきて無いと思うんですよ。それなので、この辺りの処分場に対するのは無理なんじゃないかなと思います。もし、安全な処分場とか例があるとかがあったら、教えていただきたいと思います。

委員長

その件については、安全だという人もいる、安全じゃないという人もいる、意見の相違なんでね。ある程度こういうことでまとめたんですから。

委員

事例としてどうかということを行っているだけで、検討委員会の中で話し合われた

内容では、安全な処分場っていうのは出てこなかったはずだと思います。

委員長

どうですか。

委員

私の認識では、処分場自体、さっきから申し上げているように、処分場自体をテーマに1回とか2回とかを全部当て、いろんな意見を出したということが無いと思うんですね。ということになれば、私等の方としては、考え方が不法投棄物は全量撤去した方がいいという考え方なので、当然私等の知ってる範囲の中で、県営最終処分場で処理した方が安全だということになったわけです。

委員長

日の出町も見ましたしね。見学をしてますね。これは安全だと思う人もいるし、安全じゃないと思う人もいるし、そこらのところは、いろいろ意見の相違があるということだけれども。

委員

確かに安全だっていう人と、安全じゃないっていう人がもちろんいるわけですよ。ですけども、井面さんがおっしゃられたように、最初にですね、備中沢処分場のことについては基本的にあまり触れない。ただ、流れとして触れざるを得ないということですよ。それで1案の方としては、極力備中沢の方には触れないでですね、北沢の物をどうするかっていうことでまとめたわけですよ。ここで例えば、最終処分場が安全だというようなイメージでここにも書かれるのであれば、逆に1案の方には最終処分場の危険性について列記しないと、これはちょっとまずいかなという気がするんですよ。ということは、排水については確かに書きましたけども、その排水について危ないって書いてだけで、危ないっていうかですね、今現在よりも濃い物が出るというだけであまり謳って無かったと思いますんで、具体的に処分場についてのことを2案の方で記載するのであれば、1案の方にも危険性についても書かないと、ちょっと町長に答申するにはまずいかなとそのようには思います。

委員長

安全性に対しては取り除けばいいということですか。

委員

そうです。

委員長

第4のいろいろ書いてありますけれども。その点についてどうですか、高野さんか小川さん。

委員

私が最初に、最初といいますか、この委員会がどんなものなのかという時にですね、北沢のごみをどうするかという会議であって、備中沢の処分場の問題には触れないよ

うな感じで今まで来たわけなんですよ、そして最後に来て、ここでそういった処分場の問題が出てくるとは思いませんでした。私の考えとしましては、北沢のごみをどうするかという会議だったんじゃないかと思うんですね、最初のあれは。そして最後に処分場が出てくるとは、私は思っていませんでした。

委員長

結論として出てるのを見るとね。県営処分場による処理が必要だということになると、答申がですね。そうすると、こういうことも書かざるを得ないのかなという気がするんですが。どうなんでしょうね。これね、答申の内容ですからね。

委員

委員長がよく言うように、その公平っていうのからすると、公正か、片方は安全だと言って、片方は入れないというのはおかしいでしょう。危険性について、だったらやっぱり書かせてもらおう。こんなに危険が一杯なんだということ。

委員長

それを入れるとすれば、第1案のほうに入れるとすれば、すぐに入れられるんですか。

委員

すぐって。

委員長

私はかまわないと思うんですが、そういうことで入れたいというならば。

委員

だから私が言うのは、それなりの時間が掛かると思いますよ。だって安全だっていう立場の意見に反論しなきゃなんないんだから。

委員長

そういうことなんで、どうですか高野さん。処分場について3つぐらいについては今までの検討した中で触れられていないと。ですから、ここで処分場は安全だということではいろいろ、構造とか管理運営についてありますけども、この件についてはどうなんですかということなんです。

委員

私は、処分場が安全です、安全ですっていう意味合い、ニュアンスがちょっとどういうふうに取りれるか分からないんですが、安全です、安全ですって言うのかな、これは。要するに構造面、管理運営面、いろんな面から検討しなくちゃならないだろうと。特にハード面というのは、当たり前の話だけでも、管理運営面で他の処分場でやってるのかどうか分からないんですけども。例えば、一番下に排出者との直接情報交換でありますけど、一生懸命真面目に考えて、こういうことをやったらどうなのかという一つの在り方に対する、要するに処分場の在り方に対する、何て言いますかね、こういう方向も考えられるんじゃないですかっていう提案みたいな感じで書いて

ある。また、1の方は、リサイクルできるものは受け入れない等って書いてありますけども、要するに、ただ単に処分場っていう物を、ごみ捨て場的にするんじゃなくて、処分場から結局ごみのあり方というのを変えていくと。したがって、処分場の方でリサイクルできる物が混ざってるとか、そういった物を持ってきたときには受け入れない。要するにそこから逆に、何ていいますか、搬出の構造を変えていくという、そういうふうに直していかなくちゃならないだとか、一例挙げればそういうことで私等書いたんですが。

#### 委員

委員長、ちょっとここと関連あるんですけども、今回の答申意見1、2で論じてますよね。これ3があってもいいような気がするんですよ。それは、岩渕先生がおっしゃったこととか、それから海老原先生がおっしゃったこと、それから藤田眞一さんがおっしゃったこと、ここいらは意見3として、もしあれならば、入れてもいいと思うんですよ。そこへ今の問題が入ってくるという方法でも。ただ、それはやっぱり何ていうんですか、文章の作り方のあれになりますけども。その何ていうの中立的な意見というのかな。言葉は1、2あれしないで別な立場からおっしゃってくださった意見というの、答申案の中へ反映しなくてもいいのかなということなんです。

#### 委員長

その件について岩渕さん、どう考えていますか。

#### 委員

まず、今の意見1と意見2の違いといいますか、今の内容としては、ごく自然だと思っています私は。意見1という方は、いわゆる撤去しないっていう方ですから、当然産廃処分場のことについて言及しなくていいわけですよ。だから多分そういう意見になってると思うんです。意見の2というのは、撤去してという話ですので、撤去した後はどうするのかと聞かれた時のために、こういうふうな何て言うか、やり方でいわゆる処分場をっていうところまで意見を述べたんだと思います。ですから、両方それぞれどこが足りないとか、どこが余計だということではなくて、ごくそういう意味では、自然な構成になっているというふうに考えます。それが1つです。

それから、私が述べた意見をどうのこうの、どこに入れるかっていう話が出たんですけども、基本的に私は、産廃処分場については必要だと。ただ、もし危険だっていうのであれば、危険性を限りなく除いた新しいモデルが必要ですっていうことは、私は述べたことです。今までは無いかもしれないけど、こんな新しいことをやったらいいんじゃないかっていうのが、たぶんこの意見の2の今やってる3の所に新しいモデルとして、モデルっていうかこういうふうにしてやれば住民の方の理解というものが得られやすいだろうということを書いてるのかなというふうには思いますけど。私のところはどこが違うかという、大枠のところでは別に意見の2とそれほど変わらない、ただ最後のところの、どこに造るかっていうことだけは、やはり県といいます



か、全体のどういうふう理想像を含めてですね、今後捉えていったらいいのかということを含めて、そういうものを提示して、それをじっくり検討した後で決めていただきたいということを申し上げたい。ですから流れとしては、私は意見の2の方に、最後のところがちょっと違うぐらいで、流れとしては同じです。

それともう一個だけ、ちょっとフェアじゃないという話が出たんで。そういう意味でちょっと申し上げたいんですけど、意見1、意見2それぞれ出てきて、例えば意見2の人が意見1の人のところに物を言う機会っていうのは、それは与えられて無かったわけですよ。意見1の人は、今意見2の人のことを言ってるわけですけど、そういう意味では、何か今の話の進め方っていうのは、若干アンフェアな状態かなというふうに思いますけど。

委員

案1の方の意見を言わないでくれとは言ってませんので、今回多分案2が出てきたんで案2を進めてるんであって、案1をやらないでくださいなんて、そんなことは私も言ってませんし、これからやるのであれば、それはそれでやってもいいと思います。

委員

つまり、やるのかどうかということも含めて。

委員長

この前ね、1についても皆さんが出されたものについても、まとめの段階でまた話し合おうという、まとめようということですからね。

委員

はい。

委員長

そういうことですから、まずいろいろ問題がございましたから、そういうことで2の方を先にやったわけです。

委員

もう1点よろしいですか。今、岩渕先生が言われた内容で、処分場が必要だっていうことは私も思ってます。ですから、例えばここで、原則的に町、県とも費用負担は発生しませんと書いてるんですから、別に備中沢にこだわらないで、再度処分場をどこか検討してもらおうとかですね、そういう文言を入れてもいいんじゃないですか。これは途中までは備中沢にこだわってますけども、ここで言ってるのであれば、備中沢にこだわらず再度処分場の適性を検討していただくことも、県に要請するとかですね、そういう言葉を入れても私はおかしくないと思うんですけど。

委員

まとめ方の問題ですので。ただそれは、私が1人思っている意見であって、そこは別にそういう意見が県側に伝わるのであれば、別に特に2の方にとか、1の方にとかっていう話ではなくて、付帯意見として、こんなのが1人変なのが居ましたよって。

委員

処分場が必要だと私は思ってますんで。だからそういう意味では、ここでそういうふうに謳ってるんで、答申の2の中に費用も発生しないってことも書いてあるんですから。だったら、備中沢にこだわらないで、再度検討することも要請するとかっていうことですね。そういうことも入れてもおかしくはないんじゃないですかっていう案です。

委員長

第3の案ということになるんですか。

委員

第3の案というか、2の中に入れるかどうかですけども。入れるか案3にするかですけども。

委員長

その中で、2つの案の選択の中において明記するということですか。

委員

ええ。

委員

それは、今どうのこうのと言うことじゃなくて、とりあえず私は、意見1、意見2ということで多分分かるでしょうから、最後の段階でちょっと決めてもらえば。

委員長

それと、藤田さんのという意見も出ましたんでね。藤田さんのご意見も聞きたいというふうに思うんですが。

委員

私の意見としては、最初から全量撤去というような現状回復というふうに言った時点でつながりがありますから、そういうことになっていくのかなというふうな判断でした。

委員長

じゃあ、益子さんですか。

委員

今、北沢の不法投棄物を全面撤去するについては、今までの流れとして備中沢が該当するんじゃないかということで、先程の2案の方ですか、最初からこれを県営の処分場ですか、で処理してもらいたいというふうにやってたら、これを備中沢にするべきだというのは、皆さん1の方の支持してる方からの提案で備中沢と入れたんですから、やはりその流れとしてそうなってきたと。今言うようにですね、北沢の不法投棄物をあのまま凍結するっていうのなら、処分場を考えないっていう考えでしょうし、やはり意見2では、どういうふうに処理しなくてはならないかということで、県の代執行もなければ他の処分場でも受け入れてくれないというふうな状態から、こういう

ふうな県営処分場を建設して、難はあるけれども、安全確保のためにこういうことを実施してもらいたいというふうに、要請を4ではやってるんですから、そういう観点からですね、1の方でどうのこうのとってるんですから、その1でもこんなに、意見1の方でもずいぶんこまごまと述べているようですし、また処分場の危険性も載ってるようですから、別に2だけをいじって直す必要は無いんじゃないかなと私は思います。

委員

これ一番最初に27日の物を基にやりましょうという大前提があると思うんですよ。大前提、今話してる中には今日ですね。その中に下の細かいことについては触れて無いと思うんです。ソフトまでは確かに触れていると思うんですけども、下のことについては前回触れられて無いと思いますので、そういう意味から言えば、今日の会議の冒頭の進め方から言えば、ここは削除してもおかしくないんじゃないかなと思います。

委員

どこからどこまででしょうか。

委員

構造ですね。

委員

構造から、2まで。

委員

2まで。

委員長

構造管理からですか。そういう意見もあるんですが、どうですか高野さん。

委員

私何回も言うんですが、処分場というのは安全で間違いが無いんだからっていう言い方じゃなくてですね。不安がある以上、これこれ、こういうことを考えてますよっていう意味で、この今の削れという所を入れたんですよ。だから、ちょっと私の考えてるのと違うなという感じはするんですけど、削れて言ってる内容があれですね。全然触れられてないんじゃないかと、なんとなくニュアンス的には、第7回の検討委員会の時ですね、私の方からある程度言ってるような、このとおりではないんですけど。

委員長

そういうことで入れたいというんですからいかがでしょうか。

委員

いやそれはまずいでしょよ。委員長はさっき、この2を審議する前提で27日に。

委員長

ニュアンス的には言ってるとうこう言ってるんで。確かに言ってると思うんですね。

委員

どこにそんなこと言ってるの。情報の全面開示とか。第三者による外部検査制度の導入とか、そんなこと言って無いでしょうよ。

委員

委員長、確かにそれは言って無いです。言って無いんですが、要するにですね、前回の時の意見を言ってくださいという時に、きれいにですね。処分場をどう考えているんだと言われた時に、それまで頭良くないもんですから、一辺には出なかったと。ただ、何となくここを読んでいただければ、処分場に対してどういうふうなことが必要かというのを高野は考えているかというのは、分かっただけじゃないかなという気がするんです。そのとおりに言ったか言わないかじゃなくてですね。

委員

さっき、井面さんもずいぶん前に言ったことなんですけど。こちらに何ですか、意見の2に処分場のことが、これだけ書いてあるならば、やっぱり処分場の危険性について書くことを許してもらう必要があると思うんです。ていうのは、さっき岩渕先生おっしゃいましたが、流れとして書かなかつたんじゃないかと、私たちは意図的にこれは向かないということで、処分場の危険性については、あまり触れて無いわけですよ。それと、この検討委員会で、比較的危険性については、僕自身言ってきたつもりですので、書こうと思えば書けることは沢山あります。だから、もしこれを入れるならば、危険性を入れることを許してほしいし、そうでなければこれは削除してほしいと思います。

委員長

どうですか、高野さん。入れたい、どうしても。

委員

基本的には入れたいですよ、これはね。そうじゃなきゃ最初から入れてないですからね、私はね。

委員長

あれですね、最終処分場による処分ということですからね。やはり岩渕先生が言ったようにね、ここまで入れないとどうなのかなという気がしますがね。判断するのは町長になりますんでね、両論ですから。

委員

だけど、それを判断する材料がこの文章になるわけですから。私なんかは、もう終始一貫、不法投棄物よりも産廃処分場の方が危険だからだっという私の前提でしたから、これは会議の度に私は言ってますけども。けども盛んにあまりしつこく言うと委員長辺りからストップがかかって、ここは北沢の不法投棄物の処理の検討委員会なんだからということで遮られたことがあると思うんですよ。ですから私等は、あえて

それを出さなかつただけで、それではそっちなんですよ。極端な言い方すれば、産廃処分場は怖いから本気になって私等は勉強もしたし、実際そうなんですよ。だから、どの検討委員会の時にも、この検討委員会というのは町長が産廃処分場を造ってくれという要請がでたままでやるのはおかしいだろうと言ったのが、そういうあれにならなかつたので、これは石沢さんもおっしゃったと思うんですけど。だから、そういう意見を踏まえてやってきてるんだから。やっぱり一番心配なのは、処分場が、最終処分場が今日の会議でもっていうか、この前の会議でも言ったように、これは備中沢県営処分場じゃなけりゃこういう意見でいいですよ。だけど備中沢だから私は心配なんです、もっと栃木県全部を環境アセスして、そしてそのの所へ造るんだったら、私は何もこんな大騒ぎはしないですから。だからそれを踏まえて、あれしてもらわないと、今まで議論してきたのなんか意味がなくなっちゃうんですよ、私は。

委員

ひとついいですか。私が言ってるのは、よそであればどこでもいいって考え方ではなくて、もちろんここも対象ですよということなんです。

委員

馬頭。

委員

そういう言い方じゃない。

委員

そうでしょうよ。公平じゃないって最初から言ってるんで。

委員

ですから、栃木県全体と言った場合には、ここも対象になりますよということです。

委員

それはそうですよ。

委員

そういう言い方しないでください。けんかをしているわけじゃないんで。そのことを念を押しただけです。

委員長

処分場の安全性についてはね、皆さんも日の出町を見ていろいろ見ていると思うんですが、これは人によっては安全だと。この間知事が言ったように、住民の方とここに書いてあるようなことを言ってましたけどね。そういうことで、全面的に町の皆さんのご意見を取り入れて、そして安全性確保のために万全を期しますよと、何て言いますかね、監視をするそういう体制を作ってくださいっても結構ですよと、そういうようなことを言ってますしね。そういうことで、多分ここへ入れてきたんだろうというふうに思いますね。ですから、それは考え方の相違でね、片方はこれは処分場はもう安全じゃないよと、片方は安全ですよという、その検討を始まっちゃったら、これは

いつまで経っても平行線だということですね。

委員

だからこれは入れない方がいいんだよ。

委員

これ、全量撤去っていう問題が頭にあるから、こういうことになるんだと思うんですけども、われわれ素人は、構造から管理運営までを追求し始めると、実際の施工者がどういう形でやるか、例えば日の出町ですか。日の出町は、水処理は民間業者が下請けとしてやってるわけですね。寄居町の場合は、県営でやってるという段階からしますと、はたして馬頭町に造られるか、造られないかは分かりませんが、26ヘクタールぐらいのね処分場で、はたしてどういうものができるかわかんないですよ。ですから、この場合においての全量撤去は分かると思いますけども、構造から管理運営までは併記をする必要はないんじゃないのかと私は思います。

委員長

ですから、そういう安全面を考えるために、私はここに入れたんだろうというふうに思いますけどね、どうなのでしょうね。構造的な細かい面については、書いて無いですよ。ですから、構造的なこういうふうにした方がいいですよということは書いてないですよ、これね。ですから何て言うんですかね、こういうことで何て言いますか、監視しましょうとかね、安全確保のためにこういうことで管理運営を参加していきましょうというようなことをここに書いてるんじゃないかなというふうに思うんですがね。

委員

ちょっと難しいと思いますよ。いいですか、排出者との直接情報交換なんていったって、これは具体的にどんな方法が考えられるんですか。県が造るって言ってるやつは、口では確かに多重安全性なんですけど、実際に行ってみると、現場に行ってみますと、なかなか多重安全性とは言えないですよ。この間の寄居町だって、岩盤が固いからって下にマットも何も敷かずに、その上に40センチの覆土してローダーで歩いて、その上にじかに敷いてあるんですよ。図面もありますし、書類もあるんですから間違い無いわけですよ。

委員長

それは違うでしょう。それは私も行きましたから、ちゃんと二重にシート張るでしょうよ、それは。

委員

それはありません、この中に書いてあります。

委員長

それは、下は水を処理しますって、そこに集まるようになってますから。それは私も行きましたから分かってますが、擁護するわけじゃないですよ、私は見たとおりに

言いますと、二つの水処理があるんですね、上とそれから下と。

委員

そういう中でやってるわけですから、構造までは必要ないんじゃないかなと。

委員長

ですから、具体的な構造的なものをこうなさいと書いて無いでしょう。ただ、安全のためにこういう考え方でやっていきますよということじゃないですか、これは。

委員

寄居の話が出たので、ついでに言うておきますけど、寄居の放流水っていうのは、汚水処理した後の水ですけど、その電気伝導度は500を超えていると、そういう話があったはずですよ。ていうことは通常の。

委員長

もう1回言うてください。

委員

電気伝導度が500を超えているというはずですよ。それは委員長さんも聞いてるはずだと思うんですが、それで500を超えているという数字は、地下水は通常0から50って言うてますから、これは汚染されている状態です。それで処理水、地下水集水管から流れてくる水も汚水処理施設を通してるんですよ。ていうことは下に漏れている可能性もあるわけですよ。それと日の出の時の例でいうと、電気伝導度が800マイクロジーメンズで、十分に汚染がひどくて、地下水集水管の中は、その処分組合自体の委員でさえ立ち入り禁止だったって話を僕がしたはずですよ。ていうことは、寄居町っていうのは、汚染されていると言えらると思います。その上に汚染は、多分鉛害がかなり出ているということなんではないかと思えます。重金属の処理に関しても、キレートもやってませんし、塩類の除去に関しては逆浸透もやってません。あれは汚染が出る構造だと思えます。

委員長

はい。ありがとうございます。いろいろ専門的な。

委員

高野さんの方の案で考えたって、排出業者と直接情報交換であるんですけども、これがいいっていう案なんですけど、私らにとっては逆にいうと排出業者と直接会うというのは。非常に怖いというイメージがあるんですけども。逆にこれ排出業者と直接会うなんていうのはですね、逆にいうと鹿沼の事件がまた起きるんじゃないかと、そんなふうにならぬように私等は考えますね。見方によってはそういうふうにも見られるわけですよ。

委員

ごみというのは、典型的には多分いろんな所の排出事業者っていうのがいるんだろうと思うんです。工場なんかですとその工場。例えば皆さんの家なんかを解体する時

であれば、まず解体業者がいる。それが収集運搬されて、中間処理業者に回って、それからぐるっと回って最終的に最終処分場って行くというふうになると思うんですね。ですから、あそこの鹿沼の場合は、排出者ってこれは、あの中間処理業者のことじゃなくて、ごみを直接排出する、例えば工場とかそういった所を言ってるわけです。マニフェストっていうのがあるらしいんですけど、私もよく分からないんですけど、こういうふうな所と直接情報交換することによって、うちのごみが県営処分場に来てるんだという確実に把握するとか、要するに処分場側からこういったものとか絶対入れないでくれとか、要するに当然運んでくる所は分かるけれども、その前の前とか、その前というのが分からないというのが、今のひとつの処分場の欠点かなと思うんで、直接元の人と情報交換をして、元を出した人から言えば、うちのは不法投棄されて無いとか、そういった証拠、証拠っていったらおかしいんですが、確証を得るためのものとか、そういった方向。これは具体的にどうだと、私はごみの専門家じゃないから分からないんですが、そういうふうな方策を考えてもよろしいんじゃないかということです。

#### 委員長

今は排出者の責任が問われるんですね。ですから最後まで、今は企業はうちの方のごみはどこへ棄てられたという所まで見ているみたいですね。それで、中間処理場で中間処理をして、そこで管理型処分場に棄てられる物はこれこれですよと、そこで毒性の強いのは密閉型の方へ入れますよという、その全部を業者も最後まで責任を持って今は見なくちゃならないような法律になってきているんですね。

#### 委員

マニフェスト制度っていうのは確かにありますけど、実質的に機能して無いっていわれています。ここに書いてあるんですけど、その理由とかいちいち説明するのもあれですけど、一応マニフェストはだめだということが、梶山弁護士の本にも書いてあります。その理由はちょっと忘れたんですけど、一応そういうふうに書かれているようなシステムにすぎない。まあこのページにマニフェスト制度に対する問題が。

#### 委員長

はい。ありがとうございます。

#### 委員

マニフェスト制度についてちょっと、詳しくはないんですけど。一応排出者から最終処分場まで、いつ誰が運んだかとか、どこにごみを持っていったか、その辺を明確にするために伝票が6枚付いています。その一番最後の控えが排出者の方に回るような形になっているわけですけど。ただ、その中でいろんな問題があるんですね。はっきりいえば、排出者の方で責任というものがあまり、出しちゃえばそれでいいという考え方がえてして多い。そうすると、その中の中間処理業者があちこち持っていくとか不法投棄したとか、あとは最終処分場と結託して、はんこだけをもらってここ



へ棄てたとか、そういう事例って言うのがかなり多いです。そういうのを逆に言えば無くすためにも排出者との直接情報交換、こういったものは有効な手段じゃないのかなって思うんですが、ただ野菜とか、そういった物の流通関係が不明確で、どこの産地だか分からないと、その時に生産者と消費者が顔馴染みになっているという形があれば。かなり安全性の高いものが供給されて食べられるんじゃないかとか。それと同じようなことが流通、このマニフェスト関係の物にはあるんじゃないのかなと思ってます。

委員

すみません。その排出者と話し合うっていうことに関しては、僕もそれには賛成です。ただ、マニフェストについてだけ言いたかったので言ったわけですけど、ついではるので、さっきちょっと鹿沼の話が出たので言いますけど、今下野新聞で断たれた正義ということで記事が連載されていると思うんですが、その佐々木さんが殺されるまでの経緯の中で、どこで正義が断たれたのかっていうことを考えた場合、ずいぶん先に遡る必要があるっていう記事の内容になっていると思うんですね。馬頭町でもこの辺りでちゃんとやらないと、馬頭町の正義が断たれる状態だと思います。余計なことですけども一応。

委員長

分かりました。ありがとうございます。もとに戻してですね、皆さんのいろいろな意見がありましたが、ここでストップしちゃって。

委員

ちょっとまた戻って申し訳ないんですが、排出者との直接情報交換というのは、私は何で持ってきたかという、青森岩手の県境のテレビでやった時にですね、排出者の方はまさかそういった所に行ってるとは思わないでちゃんと処理されてたと思ってたところに、伝票等でおたくのですよということで行ったというテレビを見たものですから。これはやっぱりこういった直接情報交換というのは大事だということと、それ以外に処分場の何て言いましょうか、こういった物は困るとか、いろいろこういった物はどうにかできないかとかっていう製品等の、要するに処分場から見た廃棄物というのと、生産者から見た廃棄物っていうのは、私は違うだろうと思うんですね。そういった所で直接情報交換することによって、いわゆる適正処理といいましようか、そういったものがより良くなっていくんじゃないかというのをいろいろ含んでいるんですけどね。

委員長

どうですか。入れてだめですかどうしても。

委員

ですから、入れるんでしたら第1案の方へも産廃処分場がいかに危険かっていう1項目入れさせてもらわないと、私なんか終始それを主張していたわけなんだから。

多分馬頭の人もそれに一番関心があるんだと思うんですよ、最終的には。

委員長

その件についてはどうですかね、第1案のまとめの時に話し合いますか、どうですか。

委員

入れることを認めてくれるなら。

委員長

ですから、その時に皆さんと話をして入れるか入れないか決めたらどうでしょうかね。どうですか。

委員

どこをどうっていうの全然聞かないんだよね。もう27日なんかどっかに吹っ飛ばした。

委員

全然吹っ飛ばだっていいですけど、何回も言いますが、私前回の23ページの所で舌足らずですけども、下の方ですね、最近も知事が来て説明等ありましたけどっていう所で、全部では無いけれども考案的な所は言っているんです。だから、ぽこっと全然関係ないものが出てきたとは、私は解釈していない。例えば第三者による外部検査制度の導入とか、情報の全面開示ってこれ言っていないんですが、全体的な感じ、文面からすると、それほど違ったものが入ってるというふうな理解を私はして無いんですよ。

委員

言っている言っていないってことで争っていたわけではないと思うんですよ。それだけでは無いと思うんですよ。ていうのは、処分場については、この不法投棄物検討委員会の場合には、ある程度深く入り込まないという前提でやってきたという流れがあるはずなんで、それにそぐわないんじゃないかっていうことがひとつのポイントになってたはずだったと思います。

委員長

第1案についても、第1案の原状回復を図る必要性が無いと判断できるという中において、最終処分場から出る排水の排水基準ですか、これはこういうことで危険ですよというようなことをここで言ってますよね。ですから全然言っていないんですよ。

委員

委員長、これは検討委員会の中で話が出てきていることですから、検討委員会の中で話が出てきていることをまとめて答申案としたんですから。出て無いことを書いたんじゃないですからね、これは。出ていることを書いてるんですから。そこは取り違えないでほしいんですよ。

委員長

ですから、そういうことで、入れたいというのなら入れたらいいんじゃないでしょうかね。いかがでしょうか。

委員

何で委員長が入れたらいいですかと、それをいうのか私は分かりませんが。

委員長

違うんですよ。それを入れれば、これを入れるならこれも入れると、産廃処分場はこういうことで危険ですよということを入れたいということでしょう。そうすればいいということなんだと思うんですが。井面さん違うんですか。

委員

それは比較するために必要だったんじゃないですか。

委員長

え。

委員

比較するために必要だったんじゃないですか。

委員長

何の比較ですか。

委員

不法投棄物と処分場。

委員長

2つですか。

委員

はい。そのために必要な文章として流れてるものなんで、処分場の危険性について説明した文章ではないと思うんですけど。

委員

私は終始一貫。

委員長

これを入れるということで、第1案の方もそれに対して入れたいということですね、井面さんはね。

委員

どうしても入れるならですよ。そうじゃないとおかしいと思うんですよ。

委員長

これ抜いちゃったらどうなんですか。

委員

だって冒頭のあれの時言ってたんだもの。処分場のことを入れる気は無いっていうふうな言いかたしてて、ぽこっとこういうことで安全性だけを強調するような書き方

をするっていうのは。

委員長

副委員長さん何かありますか。

副委員長

井面さんが言ってることだとすれば、どこの部分を削除するのかという、具体的に。

委員

構造からじゃないですか。

副委員長

そこら辺のところはっきりしないと、削除する部分。

委員

できれば全部なんですけども。得に後半の部分なんかは、これ話題にもなんなかつたんじゃないのかなと思うんですけどね。馬頭町は森林資源、まあこれは確かにありますけども、話題になってたかなって気がしますけども。

副委員長

ニュアンスがちょっと違うとまずいんですけど、野口委員さんの話の中にちょっとでてるんですよね。成文化して、野口委員さんが。

委員長

何ページですか。

委員

何ページですか。

副委員長

何ページという言い方はちょっと難しいんですが、日の出処分場視察の感想について、平成15年12月14日文責、野口勝明。そういう文書があります。

委員

それ資料ですよ。

副委員長

いや感想を発表する時に、野口さんが持ってきていただいたんですよ。

委員

ええ。

副委員長

それで、これを。

委員

だから前回のあれに全然出てないですよ、27日の時に。だからそういう前提がずれてきちゃう。これは前の時に委員長さんが確かめて、あれしたでしょうよ。27の意見を基にして、あれしましょうということで、だからさっき例えば2番は高野さ

んの23ページに出てるからってということで進んできたんじゃないですか、今の検討は。

副委員長

そうすると意見1の中身はいいんですか第7回の。

委員長

多数決では私は最初から、多数決は採りませんということですから。このまま、妥協しないと、どこかでね。妥協というのはおかしいんですが、いつまで経ってもこれは平行線で行っちゃうと思うんでね。

委員

だからどこかで、決めてあるんだから守ってもらわないと。

委員長

そうしたら、どの点とどの点をね、削除したらいいですか。全部ですか。全部となるとこれはまた大変なことになると思うんですよ。

委員

構造から下は私そう思ってるんですけど。

委員長

構造から下ね。

委員

ええ。

委員長

ずっとあの、馬頭町はも含むんですね、ずっと。

委員

はい。

委員長

そして、また最終処分場は北沢の不法投棄物って全部後は。

委員

はい。

委員長

ということなんだそうですが。

委員

どこの全部。

委員長

ですから、構造から下全部だそうです。そうなってくると、しかしってところもおかしくなってくるかなという気がするんですがね。しかし、処分場の安全性に対する不安がある以上、構造的な安全性は言うまでもなくソフトが重要なことと考えますっていうところも、下が無くなっちゃったんじゃない。

委員

そこは高野委員がちゃんと言ってるんだから23ページで、ハードもソフトも必要だって言ってるんだから、そこはいいんじゃないですか。

委員長

そこはいいんですか。

委員

そこまでは。

委員長

じゃあその下からなんですね。どうですか。このままでは前に進まなくなっちゃうんで、どっちも頑張っちゃうんじゃない。まあ妥協できるって言うんじゃないんですかね。話し合いができれば。

委員

あと強いて言えば、さっき意見として出ていた民間処分場の受入は倒産・役員変更などがあるため断固反対しますっていうのは、私は個人的には入れてもいいかなとは思いますが。ただこういう話しは出て無かったんで。

委員長

これはね。

委員

ええ。そういう話は前には出てなかったんで、皆さんの意見は。

委員

これは県営でも言えることですよ。いろいろ人事異動やら何やらでいなくなったと同じだと思いますよ、県営でも不安は。

委員長

まあ、それはともかくとして、一步突っ込んでいるんですからね。今、石田さんが言ったように、入れてもいいというような意見がございましたからね。

委員

私も構造から以下はやっぱり入れないでいただきたいと思います。

委員

同じ意見ですけども、何か後の辺りは前回知事が来てしゃべったことに、すごいニュアンスが似てるような気がします。これはそっちから持ってきたんじゃないのかと思うので、退けた方がいいとおもいます。

委員長

どうですか、高野さん。

委員

どうもあの。安全だって言ってるのが、この構造から排出者との直接情報交換じゃなくて、不安がある以上私等はこういうようなところを力を入れてくださいよって

う言い方なんです。だからちょっと、私と皆さんが言ってるのはちょっとずれてる、まあ言ってる言ってる無いということになりますと、ハード的なチェックも去ることながらって言うのは当たり前の話だということで、構造的にはちゃんと表現すればこういうふうなことだし、管理運営面がいわゆるソフトですから、ごみの受け入れをどうするのかという細かいこと以下ということになってくると、リサイクルできない物は受け入れない等受け入れ基準の制定・見直し、受入体制に。ですからここに出て無いけれども、排出者との直接情報交換とかこういうことを念頭に言ってるんですが、確かに言ってる言われてれば、表現は議事録には載って無いと、私の頭の中にだけあったという話になるかなという感じはしますけど。

委員長

ということはどういうことですか。

委員

だから全部削れていうのはいかにも、全然言ってる無いのに何だと言いかたをされるんで、そうなる私もちょうと、いやそうじゃないでしょうと言いたいということですよ。

委員長

委員長判断というわけにはいかないでしょうね。委員長に一任していただければ。そういうわけにはいかないですね。

委員

私の方はいいです。一任します。

委員

こう着状態のようですが、実はさっきからも言ってるように23ページのあれで高野さんはここで細かくは言ってる無いようですが、大まかなことで処理方法とかについて27日には述べていますよね。私達もその下の方の馬頭町の森林資源、農産物生産については何回も今まで、北沢にあのままにされたんでは自然災害の場合どうするんだと、責任問題もあるということで強く撤去を求めているわけです。ですからそういうことをここへ挙げたり、また不法投棄物を計画通りに搬出して県営の最終処分場でやった場合には跡地の利用効果とかですね、いろいろ的確な処置をしてもらいたいというふうに述べているし、少なくとも民間企業が入ってきて、許可申請などをされないようにしてもらいたいということを強く言ってるんですから、別にこれを入れたから非常に答申が歪められたり、我々今まで過去7回検討してきた中での自由な発言もあるんですから、これはおかしいあれはおかしいと始まるのは、ちょっとおかしいんじゃないかと私は思うわけです。だから委員長の言うように、こういう案もあるということで答申してもらいたいと思います。

委員長

引けないということですね。

委員

はい。

委員

もし、ここで安全に管理するためにはどうするかっていうことを入れるのであればですよ、逆にもっとどんなことがあるか検討しないといけないと思うんですよ。確かに高野さんの案ということで色々出てきましたけど、本当に安全に管理するっていうのであれば、もっといろんな人の意見を聞いてですね、それも含めてこういう安全対策を打つっていう場で突っ込んでですねやらないと。これだけかってなってしまうと思うんですよ、安全に管理するためには。もっといろんな方策があると思うんですね、安全にやるためには。そういったことが、ただ答申書の中には何項目か出てますけれども。例えばこれはってなってますけれども、でも本当は安全に管理するためには、もっといろいろな方策あるはずなんです。そういう所まで入れなければ、これ片手落ちになっちゃうと思うんですよ。だからやっぱりこれは入れないで、そういったことはやっぱり石沢委員の言われたように、別な専門の人が考えればいいことであって、ここでこれを述べちゃうと、もうこれしかないのかなと捉えかねられないと思うんですよ。ですから、これはやはり除いた方が、私はいいいんじゃないかなと、こんなふうに思いますけど。

委員長

これは困ったな。委員長に任せてもらえますか。どうですか。

委員

今の石田さんの意見は、私は積極的に支持したいと思います。そういう建設的な話であれば考慮する余地はあるんじゃないでしょうかという、むしろですね、あんまりこう着してても仕方が無い。

委員長

どうですか。いいですか、じゃあ任せていただいて。私に任せていただいて。

委員

ルールに則ってやってくれるんなら任せますけど。

委員長

ですから、私の意見としては、これを除いてもいいんじゃないかなという意見です。どうですか。

委員

それならいいですよ。

委員長

いいですかそれで。

委員

あの、もちろん賛成ですけど、追加として今岩淵先生がおっしゃったように、なん



ですか石田さんの案はすごくいいと思うので、別な検討委員会で処理方法とかの今後の課題を検討するっていうふうにしたらどうでしょうか。

委員長

まあこれはまた後で考えることですから、この場ではちょっと我々がどうこう言う問題じゃないというふうに思うんですが。

委員

分かりました。

委員長

どうですか、このままでは。

委員

委員長にお任せします。ちょっと石田委員勘違いされているかもしれないんですけど、私はこれだけっていう意味ではなくて現時点でこういったことは私の頭で考えられますっていうのを例示的に挙げているような、そういうふうに受け取っていただきたいと思いますけど。

委員

それはもちろん分かります。ですから、入れるんならもっといろんな方法もあるんで、それはそれで別な場で検討することであって、ここではやっぱり除いた方がいいんじゃないかなっていうことですから。

委員長

それではですね、高野委員がね、私に任せてもいいということですから、私は妥協案としてね、構造と管理運営のこの部分だけ、この部分だけ除くということでどうでしょうか。そうしていただきたいと思うんですが。そうじゃないと前に進まないから。そこらで妥協してください。どうでしょうか。

委員

私はいいと思います。

委員長

それじゃあそのようにしたいと思うんですが、どうでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

それじゃ、そのようにしたいというふうに思います。高野さんいいですね。

委員

はい。

委員長

それじゃ、そのように構造と管理部分、管理という所だけ除くということにしたい

と思います。それでは次にその他、5番その他に進みたいと思います。

その他についてはいかがでしょうか。

委員

その他についてなんですけど、案1の方でもその他っていう言い方じゃないんですけども、出てるんですけど、内容的には違うんですけど、私これは2つまとめてですね案1、案2両方まとめてやっても別に問題はないんじゃないかなと。これは直接検討委員会の北沢に対することじゃないんで、今後のことについてこうした方がいいって言ってますんで、私は案1、案2も含めてまとめて載せてもこだわらないでもですね、いいかなと個人的には思ってますけども。

委員長

まあ考え方としては同じなんでね。

委員

ええ。

委員長

ひとつの意見にまとめたいと。

委員

はい。両方こう、続けて書いてもいいと思うんですけども、文章的には。

委員長

そういうことなんですけど、いかがでしょうか。

委員

賛成ですけども、あとでまとめて作り方の時にこうしとくと、意見2はどうなるのかな、文だけがドッキングしちゃうと、文章的にさっきどなたかのあれで意見1、意見2っていう形で、例えば後で同意した人の名前を入れてとかっていう発言があったわけですね。そうするとそれ、6のところは、2のところでは5ですけどその部分だけがドッキングしちゃうとその作り方が難しくなんないかなと思うんですけど。

委員

私の案としては、今言ったように案1は案1で出してもらって、最後のその他の部分は除いてですね、そこまでやって。案2は案2でその他の部分は除いて出して、最後にその他っていうか、これからの要望事項っていうかですね、これを最後にですね、これはおそらくまとまる意見じゃないのかなって思いますんで、その部分に関しては一番最後にですね、別に委員の名前を書く前に載せるっていうやり方でやれば、まあいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますけども。

委員

賛成です。私は。

委員長

高野さんどうですか。

委員

基本的に町に対する提言的なものですから。

委員長

では、いいですね。

委員

ええ。

委員長

それは、それじゃ一番最後にまとめというかね、まとめじゃない、最後の部分で統一した意見として書くと、書くといえますか答申書の中に入れるということで結構ですね。いいですか。

(委員一同賛成)

委員長

じゃあそういうことにします。

6番の答申ですが、これはいかがでしょうか。

委員

今こういったごみ一般の話では、共通意見などという話がありましたから、意見2の方で3はそういうふうになりますよね。答申5とか3。一般家庭から出るごみについても減量化・資源化を推進するっていうのは、さっき議論したその他の5と意見1で出した6と共通するようになるので、ここで皆で同意しましたという形の方がいいんじゃないかと思います。

委員長

どこの部分ですか。

委員

意見2の答申の一番最後。最後の最後の答申。

委員長

答申の方ね。3ね。それはいいでしょうね。共通意見ですからね。分かりました。どうですかこれは。

委員

あともう一点。2番の応急対策は即急に実施することってなってるんですけど、ちよっとニュアンスが、案2ですと応急対策は恒久対策を前提にやると思うんですけども、案1の方でも応急対策、仮設工事とかそういうことは謳ってるんですけども、ちよっとニュアンスが違うからこれは一緒にするわけにはいかないですよ。

委員長

これはね。

委員

前提がね違うから。

委員長

じゃあ3番だけ、答申のね。一般家庭から出るごみについての減量化・資源化を促進すると、この件については統一した意見として書くということでいいですね。じゃあ6番はそれでいいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

それでは意見第2については以上のようなことで、ご審議を大変ありがとうございました。ということで決めたいと思います。

委員

さっき後で話し合うということで、僕が言ったことがまだ話し合われて無いと思うんですが。それは何かというと27日の答申の時には処分場というふうに言った人と全量撤去って言った人がいると思うんです。それで、この答申書は前にも言いましたけども足し算したような状態っていうのがあるわけなんで、同意できているのかどうかっていう辺りですね。処分場だっていうんで、いったい誰が同意しているのかどうか。何人同意しているのか、その確認が必要だと思うんですけれども、共通したものだけを取ってきて皆一緒だからっていうんだっただらば、それで分かりますけれども。これは足してますよね、この答申は。っていうことだと誰が賛成してんのか分かんないと。例えばですよ、二人しか賛成してないとかという状況があった場合には、答申として対立しますから認めるかどうか。

委員長

今まで第2案については皆さんと話しをして、そういうことでまとめますということでもとめたわけですから、その件についてはですね、もう皆さんちゃんと決まってるんじゃないですか。

委員

星さんが言われたのは、おそらくこうだと思うんですよ。案2の方を話し合ってきましたけども、先程6名の方が集まって意見をまとめたっていうことだったんですけども、その名前が実際出たのが小川さんと高野さんだけしか名前が出てないですよ。今言ってるのは、前回の時には私の意見に対しては、9名の方が同意してくれたっていう前提があるんですけども、今回の場合まだ二人、6名とは言ってますけども、まだ二人しかはっきり分からないわけですよ。雰囲気的には分かるんですけども、だから二人だけの意見で提示される答申書の1つとして認めていいのかっていう問題が出てくると思うんですよ。これが5人とか6人とか、さっき6人で言いました

けれども、まあ6人くらいいるならやはり答申案の1つとして認めてもいいと思うんですけども。仮にこれが、お二人の意見だけってなると、これはもう一回最初からそれでいいのかっていうことを話し合わない。

委員長

そうするとあれですか、ここで今まとめた答申についてどうなのかと、同意するかどうか。

委員

何人賛同。

委員長

何人賛同するのかわかっていうことを聞いてくれということですか。

委員

はい、そうです。

委員長

どうですか、これは。いいですか。私はこの件についてはですね、よく分かりませんのでどういう形でまとめたのか。6人の方が集まって決めたということですから、それ以外の方どういう考えなのかということですか。

委員

いや、それ以外の方も、もしかしたら今日これ案2を作って、それで賛同するという方もいらっしゃるかもしれませんが、まずはその6名が本当に、本当についていたら失礼かもしれないですけども、いるのかわかるかですね。この意見に対してこれで答申してもいいですよって方が、何名の方が2についてですね賛同するか、それは重要なことだと思うんですよ。2つ併記するにしても、片方は9人の委員がこれでいいですってことで賛同してるんですけども、片方がまあ繰り返しますけれども、例えばお二人でこの意見2をいいです、賛同しますって言った場合には、全然答申書の重みが違ってくると思うんですよね。それはやはり、きちんとここで意見2について、何名の方が賛同してるのか、それは確認を取っておいた方がいいんじゃないか、それによっては検討委員会の意見として採用できるかってことも、もしかしたら検討しなきゃいけないっていうことになると思うんですけども。

委員

確かにこの意見は我々二人だけでやったわけではなく、一つひとつ読み上げ、自分達の言いたいことを言い合いながらまとめ上げていったんですよということなんで、要するに自分達の今まで言わんとしていたことを入ってますねっていう形でやってきたつもりです。そういうわけで我々二人だけで確かに名前が出てますから、二人だけでなってるんかということを取られるんかもしれないけど、重々皆さんも承知してこれを作り上げたと自分は認識しています。

委員

それはそれで結構なんですけど、ですから何名の方が最終的に意見2に対して賛同を得るかこれを認めるかこの委員の中でですね、それはやっぱり重要なことだと思うんですよ。20人の委員の中で2名の意見で、2名だからこれは削除していいかっていうと、それはまた問題がありますけども、それを2つの案として同列に扱うかっていうと、またこれも問題だと思うんですよ。そこはきちんと案2については、どなたが賛同して、これでいいですよっていうふうになるのか、それは今確認を取った方がいいと思いますけれども。

委員長

どうですか、今の意見に対して。

委員

今回の答申に関しては、この2案ていうのは両極のように分かれてる案のわけですよ。それでこの答申書を見て2案が併記されたのを読んだ時に、ほとんどごちゃごちゃで何を言いたいのか分かんないぐらいごちゃごちゃだと思うんですよ、片っ方は現状のまま安定化を図る。片っ方は処分場を造ってくださいと。それが一緒に並んで置いてあるわけで、そういうふうな状況では答申としての実質的な意味が無いと思うんですよ。それをそのままがいいのか悪いのかっていう判断をするために本当に処分場っていうことに賛同してる方が何人いらっしゃるのか、僕としてもチラシに誰が賛同したか書く必要性がありますんで、ぜひお願いします。

委員長

今の第2案に対してですね、何人賛成なのかここで聞けということなんですが、どうですか。それでいいですか。どうですか。皆さんどうですか。私はね、その意見についてね、誰が賛成かそういうことについては私はいいいと思うんですが、私は最初から言ったようにですね、採決はしませんということですから。その点は皆さんも考えていただきたいなというふうに思っています。

委員

採決してこれを、案2は削除しましょうと、そういうことは私は言ってるわけではありませんで、ただ何名の方がその意見に対して賛同を得ているのか。それはやっぱりこの答申案の重みとしては非常に重要なことだと思いますんで、その確認だけはしていただきたいということです。

委員長

発言をしてください、どうぞ。

委員

私申し上げますけれども、私達がこの検討委員に町長から委嘱された時にも数でどうこうっていうようなことは絶対決定のところへ入って無いようすし。委員長が言うように最初から何対何で決めるというようなことはしませんということで、これは始まってきてるわけです。最終的に第1案には9名の方が賛成してると、第2案は6

名の方が賛成してるというようなこともここで発言されてるんですから、私等は名前載っても何でも結構ですけども、やはり学識経験者とかその他やはり正式に名乗りを上げない方がいいという人もおれば、要項にもそういうふうに乗ってるんだから答申には、ここに答申案がありますけども、こんな程度に答申しても別に町長はそれで判断するでしょうし、支障無いと思いますよ。数で押そうということはやめた方がいいんじゃないですか。

委員

この答申案の重要性っていうのを認識がちょっと欠けているんじゃないかと私は思いますよ。この検討委員会での答申を町長は最も重く受け止めると、そういうことを言ってるわけですよ。ですから誰が言ったかというのを、もし名前を書きたくなければ先程委員長言いましたけれども他何名でもいいと思いますよ、名前書きたくない人は。でもこの検討委員会で、じゃあどれだけの人がその意見に賛同したかっていうのは、これは町長に対して重要な情報源だと思うんですよ。これを流さないでただ2つ出したんでは、ああ2つ意見があったなで終わっちゃいますよ。やはりどれだけ重要視してるか、この答申の土台がどれだけ重要かってことを理解してれば、やっぱり何名、どれぐらいの人がこの意見に賛成してるかっていうことは、きちっと町長に答申するべきだと私は思いますよ。

委員

賛成。

委員

賛成。

委員長

私はこの委員の選定においては、全く町長公平にね、選定したというふうに思うんですね。そういう意味からしてもですね、やはり、そして委員の方もあれですから、それぞれ出身母体もあるわけですからね、そこから出てきているわけですし、その中においてもいろいろ意見があるわけですから、ですからここではあくまでも、何て言いますか、一つの答申にできるのが一番良かったんですが、2つの意見になっちゃったということで、両論併記という形になったわけなんで、その数を入れるというのはどうかなと私は思うんですがね、どうでしょうね。

副委員長

第3回と第7回で各委員さんの主張といえますか、そういう場所があったと思います。それなどについて、ここに第7回の会議録などを読みますと、石田さんの言うような、誰がどういうふうな意見でということがちゃんと会議録に載ってるわけですから。そういう意味で何対何だと言わなくても、町長はこの会議録を読めば、この会を理解していると私は思います。

委員

議事録と答申書じゃ全然違うでしょう。議事録は議事録で、それは確かに町長は見てると思いますよ。でも答申書の重みっていうのはそういう議事録の重みとまた違うんじゃないですか。今までの議事の中のをまとめて答申として出すんですから。それを見てもちろん町長、議事録を見ると思いますよ判断の材料としては、でもやっぱりメインは答申書じゃないですか。それで2つの意見があって、だって判断のしようがないでしょう町長だって2つの意見があって。そうしたらやはりある程度参考意見としてはこういう人が何名いたっていうのは、これはやはり載せてもおかしくないことですし、話しが戻っちゃえば、実際意見2の方が6名6名って言ってますけども、はっきり表明されているのは2人だけで、まあ益子さんなんかもそうなのかもしれませんけども、後の方は誰もはっきりとは表明して無いですよ。そしたら今ちょっと思う辺りでは3名ぐらいしかいないのかなっていう。そんなふうにも受け取れますよね。それはやはり大きな問題ですよ。

委員

さっき大金委員さんからあった、前回の答申の時に言ってるわけだっていうことだったと思いますけど、処分場を造るっていうふうに言った人っていうのは比較的少なかったんじゃないかと思います。6名はいなかったと思います。それとですね、この検討委員会は、前回も言いましたけども町長の公約的な意味からも住民の総意を諮るという意味があるわけで、それは繰り返し繰り返し言われてきたことで、私達は個人の意見を言うとしても住民代表の意味合いを持って発言している部分があるわけですよ。結局それはこの検討委員会の答申というのは平成12年の住民の過半数を超える同意とか署名、反対の署名とか、自治会のアセス拒否のやつとか最近取った大字7割を超える署名とか、そういうのと同列で、同列以上で町長や知事が判断材料にするって言ってるわけじゃないですかですから、これは凄く重いはずなんですよ。そしたらこういう重いことをやるならば自分の責任というのが当然あるわけで、自分が賛成したか反対したかを言えないようでは、とても答申として認められないと思います。しっかり責任を負っていただきたいと思います。

委員長

どうですか、そういう意見なんで、他に何かございますか。

委員

早く言えばこの意見に対して賛同した人は賛同したって言ってくれってことでしょう。

委員

そうなんです。そういうことです。

委員

名前書く云々とかそういう。

委員



まずはどれだけの人がこの意見に対して賛同してくれますかっていうことをお願いして。

委員

お願いしてやってきたんだから、じゃあ言えるだろうということ言ってるんだよね。

委員長

そうなんです。大方の意見を聞いて判断したいんで、何人かしか出ないんで。どうなんですか。

委員

私も意見の中で言っているとおり、全量撤去と処分場っていうのは付いてると判断してましたので、こちらの方の意見に賛成です。賛成ですっていうか、責任云々っていうことは自分の意見が、これがね、どういうふうに反映されていくのかっていうのは分かりませんから、そういう意味では井面さんが先程おっしゃったように、第3のっていうのが出てきて、その中に中立的なっていうのが出てくるかもしれませんが、重きのニュアンスとしては造った方がいいと思うし、それは私の前回の意見の中からそれを考えていただければいいと思うんですが、造った方がいいし、これからごみが無くなるような世の中になるようなことを前提にということ考えます。ですから現状では絶対いいことは無いと思ってますし、それは岩淵先生の意見からもあるように今までのごみ行政が良くなかったということで、恐怖心とか安全じゃないとあって、そういうふうにごみ処理場イコールそういうことなんだってことがあるますから、そのままではいつまで経っても良くなれないと思ってますし、今後馬頭の町、自分達が歩いていく中できれいな状態、目に見えてきれいな状態だけじゃなくてですね、いろんな意味できれいな状態を作らなくちゃいけないというふうな、そういう点ではもう積極的にそういうことをやるべきだろうと思います。

委員長

では笹沼委員かな、どうですか。

委員

私も一番分かれた時に意見聞かれたと思うんですけど、確かにああいう物は持ってこられるのは嫌なんです。だから棄てられた物はどうするか、この検討委員会に。だから棄てられた物は全部撤去してもらいたい。全量撤去するには、他に持っていても他の住民に嫌がられるやつだと持っていけない。他だって嫌なんだ。じゃあ最終的に県の処分場に持っていけば、県で責任を持ってもらえる最終処分場で処理せざるを得ないのではないか、私達は本当に皆の意見を聞いてきて、確かに処分場は嫌です。誰もが嫌です。どこへ持っていったって、住民が住んでいる所は誰も嫌なんです。そういうふうにごみ処理場イコールそういうことなんだって、3回から私は考えを述べてきた。私はそのとおりで、苦渋の選択というわけじゃないけれど、嫌だけれど処分せざるを得ないんだということで私は小川さん

等の意見に賛同するという考えです。

#### 委員

前回意思表示してますとおり、小川さん、高野さんですか両方で考えられた件に賛成します。その内容というのは、今までずっと危険性というものをあまりにも危険性を何て言うのかなピーアールしすぎた面というのも、それが要するに守る会さんの方から過剰に反応しているとかということと言われてきましたけども、実際問題平成3年からずっとこの問題に携わっていて、はっきり言って、その間にですね、結局自分に対してもジレンマがありました。なぜ調べないんですか。そういうのを平成5年の時に言ってるんですけども、それがずっと調べないで、それはなぜかっていうことを考えた時に、要するにちょうどあの頃の委員長さんは化け物が出てくるから調査できないんだという話しでずっと逃げてきた経緯があります。ただ、実際問題平成9年の時に調べていただいて、その後法令とかですね、そういったものが変わってきた、それで平成12年ですか調査やってそういった中で実際問題あそこに埋蔵されているものが、結局有価物であればいいんですけども、実際問題それが不幸なことに有害物質がかなり含まれているという認識は自分達は持っています。また一応県の方の報告書もそういった形で一応まとめておりますので、その点を信用した形で、今後を考えた上であの地区の安全性というものを考えた時に、何が一番有利な方法なのかと。そういった時にやはり最終処分場を受け入れた形で、県の責任において対応していただくのが、それしかないんじゃないのかなと。21日知事さんが来られて、要するに行政代執行はできないと、あそこまで言ったわけですから、結局そうしたら残された道というのは、2つしかない。また栃木県のごみ行政どうのこうのという問題もかなりありますけれども、例えばその評価書どうりにですね、栃木県全域についてアセスを掛けたうえで、適地性を判断すると、そういった問題が当初から計画があれば一番いい話ですけど。ただ総論的には賛成だけれども、各論反対というイメージの悪い施設なんで、はっきり言えば適地だという各地へ持って行ったとしても、逆に言えばそこでまた反対という形になって、たらい回しにされるのが現状なんじゃないのかなと、そんなふうにも考えています。それは今後県の方へですね、知事さんが町長の方へ意見として受入に際しては栃木県全域を考えたうえで、処分場計画を他に造るとか、そういうことをやってくださいねとそういった形の答申であっても良かったんじゃないのかなと、そんな感じに思います。以上です。

#### 委員長

岩淵さんは先程申しましたけれども、何か言いたいことがありましたら。

#### 委員

意見を言われてしまったようですけれども、同じで白黒はっきりしろと、どっちかにかって言われたらさっき言いましたけども2に近い。ただ、何度も言いますが県全体としての方策を少し考えていただいたうえで、馬頭町というふうになったのであれ

ば、そうであれば支持しますよということです。ですからちょっとずれますけどもそういう形です。

副委員長

私は第3回、第7回とも撤去の支持と。科学的な汚染もさることながら、物理的な汚染。不法投棄された廃棄物がどのような形で動き出すか。これを言って参りました。完全撤去ということをするためには、処分場を造らないと実現しない。他に県では代執行もしないし、そういう点で私は完全撤去の方でお願いしたいと思います。以上です。

委員長

大森さんこの前、中立というようなことでしたが意見をもう一度述べていただければ幸いですと思うんですが。

委員

そのことはまだ変わってません。

委員長

もう一回中立という意味を、どういう意味で中立なのか、お話いただきたいんですが。

委員

まだどっちとも小口の中で意見を調べてきてませんので、中立ということで。

委員長

大体そういうことなんだそうで。

委員

分かりましたけども、それでちょっと確認したいのは藤田委員と岩渕先生の方で、それは備中沢ってことに限ってということではないですか。それはそこまで突っ込んでの話で、それとも他にも含めて処分場を考えるっていう今の案2ですと備中沢にこだわってるんですけども、そのところが先生と藤田委員の方が備中沢にこだわっているのか、あるいは他の地域も含めて再検討する必要があると、そこでまたちょっと意見が違ふと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員

私は先程も言ってますように、備中沢にはこだわってません。全体の中で考えてください。その上で備中沢になったんだったらそれを支持します。

委員

こだわるって言われると困るんですけどね。特別積極的に備中沢って思ってますが、今までの流れの中では、あれを処理するには備中沢しかないということであれば、その中の意見で行きたいと思います。ただ言葉尻が、だから処理して備中沢ですよっていう、聞かれてるのはそれだけですけども、そうじゃない方がいいですよ、できれば。だけど流れはそうでしょう。

委員長

それでは休憩しますか。

委員

前回の話し合いでは専門委員の方はアドバイザーとしてということだったはずなので、その辺りはよろしくをお願いします。

委員長

それはもう決まってますから。今更どうこうまた蒸し返すというのもおかしいんじゃないでしょうか。

それでは10分でいいですか。20分に再開します。

(10分間休憩)

委員長

それでは再開をします。

第2案のまとめが終わりましたので、次、第1案の方のまとめに入りたいと思います。そうですね、第1番目にですね、北沢地区不法投棄物の処理と備中沢最終処分場建設についてということですが、この件についてはいかがですか。

いいですかこのままで。いいですか。

委員

こちらはいいんですけど。

委員長

意見がなければ、いいんですね。じゃあ2番目、北沢地区不法投棄物の現状について、この件についてはどうですか。

副委員長

1についてもですが、括弧内に議事録の頁21・22というような表記がされているんですが、これは必要あるのかどうか。先程石田委員さんが議事録は入れるもじゃないってというようなことだったんですが、入れるものか入れないものか、このままだと入りますね。

委員長

どうですか、この件については。

委員

ですから、先程言った議事録は参考として見るってということですから、ここの部分を読んでいった時に、じゃあこういうことがどこにあるのかってということは、ここを見ればちゃんと書いてありますよってことを明確に謳ってるんですから、逆にいえば親切かなと思ってるんですけども。

委員長

そういうことで。

副委員長

結構ですけど。

委員長

まあそういうことで、このまま。その件については参照としてということでね。入っていてもいいと思います。2番について何かございましたら。このままで結構ですか。

無いようですからこれでいいですね。

次3番についてはどうでしょうか。

どうですか。北沢地区不法投棄物に対する県の考え方についてですね。どうですか、いいですか。まとめた方はいいんでしょうから、2番の方の意見ということになりますから。どうですか。

無いようですね。じゃあ3番はこのとおりにします。

4番北沢地区不法投棄物適正処理方策について。

委員

事務局の方で作っていただいた中で、先程私ちょっと言いましたけど、森林の保護についてですね、ここに事務局からいただいた4ページの所に出てるんですけども、不法投棄物の適正処理方法についてで、4行目ですね。さらに、集中豪雨等不測の気象現象による不法投棄物の流出や雨水の流入による有害物質の拡散を防止する意味から、周辺山林については、立木伐採の禁止区域に指定する等の措置が必要と思われるんですけども、ここに周辺については、保護っていうことも一言入れていただいた方がいいのかなと私思うんですけども。周辺森林を保護し、立木伐採の禁止区域に指定する等っていうことで、保護っていう言葉を入れていただいた方がいいのかなと私思ってるんですけど。

委員長

4行目ね。ここに保護を入れると。

委員

保護しとかですね。そんな形で。

委員長

保護し、ね。周辺山林については、保護しということを入れるんですね。

委員

はい。

委員長

いいでしょうか。異論が無いようですから、これは入れることでいいですね。いいですね。返事してください。いいですか。

(委員一同賛成)

委員長

はい、分かりました。

5番、適正処理の定義に照らしてという件ですが。この点について、どうですか。  
高野さんありますか。

委員

私は基本的にはありませんので。

委員長

そうですか、他にありましたら。ありませんか。では無いようですので、この件についても、これで提出をしたいというふうに思います。

6番ですね、今後の馬頭町のゴミ行政に対する意見。これについては。

委員

先程意見2の方と、まとめて最後に付けてもらえれば良いと思いますので。

委員長

事務局の方で多分まとめてくれたと思うんですが。

委員

ちょっとその件なんですけれども、これはやはりそういう、例えば意見1について言いますと、馬頭町のゴミ行政に対する意見で、これは意見2と何て言うんだらう、重複して同意できる部分なんで別紙、例えば意見3に述べるっていうふうに書いてもらった方が、こういうことにも言及してたって、意見2の方にもそうした方がいんじゃないですか。こういう意見があったけれども、ここに別々に載せないで、意見3で同意を得たんで、そちらに載せるっていうふうに書いてもらった方が、どっちの意見も共通だったんだっていうことが答申書の意見1でも意見2でも、この問題はやっぱり重要だから、どちらも提起はされてた、けれども同じ意見だし、賛同ができるんで意見3の方へ集約して書いてあるっていうふうな書き方が入ってた方が。

委員長

意見3っていうのは、どういう意味ですか。

委員

だから別にまとめれば良いと思う。

委員長

それは話しがまだ出てないですよ。そういうことは決まってないと思いますが。

委員

話しを別にまとめて出すっていう意見が出たでしょう、この問題について。

委員

だから、井面さんの意見も分かるんですけど、私、目次の中で一つ入れて、目次を

例えば案1、案2にして、でその後に共通な意見でいうか、そういう項目を入れてやればそれでも、まあどういうふうにするかはあれですけども、そんな形でいいんじゃないかなって。

委員長

そういうことだったんですね。

事務局

今のまとめ方。事務局案としてまとめたわけなんで、皆さんにお諮りしたいんですけど、うちの方のまとめた案がありますよね。これの中で、一番最後ですね。8ページIVで結論てありますけど、その下に付帯資料ってありますよね、結論の下に。で、先程のその他がどちらも一緒だから一つにした方がいいだろうという話なんで、うちの方でまとめたやつですよ答申案という表示が付いてるやつですね。その8ページ。そこでIVの結論の後にですね、1、2ありますね、そのあとに丸印で付帯意見ということで別項目設けまして、それでここにある意見の1意見の2ありますね、これを省きまして両方文章をまとめて付帯意見の下に付けるというような形で今まとめてみたんですが、いかがでしょうか。

委員

先程、星さんから意見出たと思うんですけども、意見1と意見2を並べて書いてしまうと意見1の流れが見えなくなる所がある。前回のはそういう書き方でいいんじゃないかなということでお話ししたんですけども、実際に出たものを見てみるとですね、どうも流れがよく読めないような気がするんですよ。ですから意見1は意見1としてずっと最後まで流れを作ってもらって、別に意見2は意見2で作ってもらって最後に共通のものをに入れてもらおうと、そういう流れで作っていただきたいと思うんですけども。

委員長

その要するに、2つの意見を別々に書くということなんですね。

委員

そうです。

委員長

どうですか。

委員

それは先程私も申し上げたとおり1は1としてね、名前がありますからページを作っていて、2は2の意見として新しいページを作っていて、そういう形をお願いしたいと思います。

委員長

どうですか、皆さん。

委員

だから別に、別々にしてもかまわないですよというふうには思っています。

委員長

答申の内容は、この意見1とか2とかじゃなくて、2つの意見があるわけですよね。それを別々に書いて、上と下の分は共通する所は一緒に書くという形ですか。

委員

最後のその他の所だけを別々に書くということです。

委員長

そういうことでまとめたいっていうんですが。他にありましたら。

いいですか。どうですか皆さん。ぜひ意見を述べてください。なかなか前に進みませんから。いいですかそれで。

委員

これ石田さんにお伺いしたいんですけども、第2回検討委員会21、22ページ参照という所、3行目に県はそれで備中沢の適性って書いてあるんですけども、ここに環境っていう字は要らないのかな。

委員

ああ、そうですね。

委員

環境適地性って入れた方がいいのかなと思うんですけども。

委員

はい。いいと思います。

委員長

何ページですか。

委員

ページの後一枚目の後ろですね。21、22ページ参照って書いてあるところの3行目の真ん中辺りに、備中沢の適地性って書いてありますが、環境適地性アセスメントの方がいいのかなって思う。

委員

その方が正しいと思います。

委員長

環境ね。じゃあそれ入れます。

委員

はい。

委員長

じゃあそれ入れてください。そうするとそのまとめの2番からかな。

どこまで進んだんだっけ、大体終わったんですね。それではそういうことで今まとめてますから。他に、後はなんでしたっけ。



委員

名前を入れるかどうか。

委員長

名前ね。

委員

ええ。

委員長

この問題どうです。この前ね、まあ石田さんの言い分はあるでしょうけれども。この前もいろいろ検討したんですがね。その時に藤田さんの方から意見も出ましたよね。要するに会議録を付けて出しましょうということ、そういう意見もあったんですね。

委員

やはり自分の意見をきちんと反映させていただくのには、名前は入れた方が私はいいと思います。もしどうしてもって方は、名前は入れなくても他何名でもいいと思うんですけど、入れたい人ってはないですけども、やっぱり自分が責任を持って答申の、こういうふうにしたってことであれば、名前を入れて案1は誰々名前がなければ他何名でもいいと思うんですけども、まあそういう形にして最後に合同の案がありますんで、それがあって最後に検討委員会の全員の名前を載せるとそういう形がいいんじゃないかなと思いますけども。

委員

石田さんの意見に賛成です。先程も言いましたが、この2つの案ていうのは、真っ向から対立する状況にあるので、どちらを選ぶかっていう判断基準とか、そういう基準がある程度必要になると思うんです。それなので軽重をつけるという意味でも記名する必要があると思います。

委員長

これは、私は絶対多数だったらともかくも大体拮抗してますから、これはやはり、後は町長に判断を任すということが、私は一番いいんじゃないかと思うんですがね。

委員

笹沼委員さんにちょっとお伺いしたいんですけども、2月4日に農業委員さんと農協の理事さんの会合があったみたいなんですけど、その時の結果をちょっと知りたいんですけども、お願いできますか。

委員

私は先程述べたように造る、例えば廃棄物、棄てられた物が無ければ処分場を造ることは反対です。けども北沢の処理をするので、やむを得ず造ってもらう他しかないかなということです。

委員

私の、これ聞いた話なんですけども、あくまでもそれは笹沼さんの意見だと、皆

さんは中立でっていう意見にまとまったような話を聞いたもんですから確認しただけなんです、どうなんでしょうか。

委員

だから処理場を造るということだけで考えれば、誰も反対。けども処理するにはどうしたらいいかということで、やむを得ないんじゃないかという意見でした。大金さんは1人の人の意見を聞いたからそういうだけであって、私は8人の意見を聞いて、ここで発表しました。それ以上は私は言えません。

委員長

まあ、それはですね。例えば大金あけみさんのことも言えるわけですよ。婦人会の方から出てきたわけですから。そういうことを突つき始めたら、これはもう収集がつかなくなりますから。そういうことは言わない方がいいと思うんですがね。

委員

私も言わせていただきますと、私も去る1月23日に集まりまして、その話しを検討いたしました。私の意見ではございません。これはあくまでも会の意見として、ぜひ造らないような方向で、ということなんで言ってるわけでありまして、私の意見は入っておりません。あと婦人会からも委託されておりますので、その点よろしく願いいたします。

副委員長

委員長さん今は名前を書くか書かないかをやってるんですよ。

委員長

横道にそれちゃったね。じゃあ元に戻しましょう。分かりました。どうですか、それでは名前、入れますか入れないですか。ここに61ページでですね、高野委員が発言してますね。私がそれでいいでしょうかということで皆さんに諮った時に、賛成ということだったようですが。61ページですね。

委員

これは両論併記について言ってるんじゃないですか。この後の文章を読むと井面さんの方から出てますよ。名前を書くとか書かないとかの話じゃないんじゃないんですかね。

委員

裏見てください。

委員長

はい、分かりました。これは私の意見としてはね、やはり後は町長に判断してもらうと、議事録読んでね。皆さんの意見をよく把握していただいて、それで判断していただくということで、これは私は入れる必要が無いと思うんですがね。

委員

いや、ぜひ入れてもらいたいと思います。

委員

入れてもらいたいと思います。

委員

そういう意見です。

委員長

どうですか他の方。それは今までいろいろ議論してきてね、これ数を入れちゃったんでは町長、何て言うんですかね、これは議会じゃないんですからね。議会じゃないんですから、やはり数を入れるということは、これは多数決を採ったということになるんだと私は思います。

委員

多数決採ったらば、案の多い方になっちゃいますよね。

委員長

ですから判断する材料として、そこまで町長に。この2つの意見を町長に答申書を読んでいただいて、それで判断していただくというところだというふうに思うんですかね、答申というのは。

委員

1つの意見ならばそれでいいと思うんですけど当然。だけど両論併記っていうことであれしてあるんですから、これはやっぱり言葉で言っていたかかないと。

委員

私も石田意見に賛成です。ですからまあ書きたい人はっていう言い方おかしいですけど。その他であればその他でいいんじゃないですか。最終的には全員の名前が名簿として載るんでしょうから。

委員長

どうですか今、入れた方がいいという意見ですが。

委員

8回やって皆と検討してきて、最終的に答申のところの名前を出すというのと2つの案が出ているんですが、こういう事態になっておりますけども。過去委員長は、本当に精力的にこの会をまとめてここまで持ってきてるんで、委員長が当然後程町長には仔細を報告すると思うんですけど、確かにここに名前を載せなくたって町長は十分判断する資料にはなってるんだから、委員長の判断に私はお任せしたいと思っております。委員長に一任したいと思っております。

委員

ですから、載せたくない人は載せなくていいんですよ。名前を載せたい人だけは載せてほしいって言うてるだけですから。私は名前は載せたくないっていう方は、私は別に無理して、今回どちらに賛成したから載せてくれとは、そんなことはお願いしてないんで、やっぱり私達としては自分の意見はこういうことだっていうことで答申し

たつていう、それなりの責任はありますので、やはりきちんと名前を入れてですね、これは町長に答申したいと、そういうことを申し上げてるだけです。別に強制的に皆さんの名前を書いてくださいと、そういうことをお願いしているわけではありません。

委員長

どうですか。

委員

私は別に構わないと、要するに自分の意見として載せたいっていうのであれば、別にそれはそれでいいんじゃないのって、別に強制的にあなたは載せなさい書きなさいって言うわけじゃないんであれば、それが例えばもっと事務局の中でそうじゃないんだよっていうんならそれはそれとして、私は事務局の考え方でいいと、任せていきたいって思ってます。

委員長

皆さん委員としてここに出てきた過程においてですね。どうなんですかね。その、選挙で出てきたわけじゃないですからね、委嘱されて出てきたわけですから。そういう中であつてね、答申案が本当に残念なことに統一した答申が出せなかったって言うことで、2つの意見になってしまったんで、そういう意見が出るんだというふうに思いますが、やはり自由な、やはり数を入れてしまうと町長は限られた何ていうか判断しかできなくなっちゃうんじゃないかなと、これね。ですから、この答申書を読んで、これはもう町長の責任において、どっちかを選択してもらおうという形が、私はいいのかなという気がするんですがね。

委員

町長には執行権というか、判断していいっていう立場にあるという面がありますんで、人数を書こうが書くまいが、それは町長が正しいと思った方を判断すればいいのであって、そこを僕らは僕らの責任において、名前を書く書かないは判断するというものですから、問題無いのではないかと思います。

委員長

他にご意見ございますか。

委員

私もあの、よく聞かれるんですよ。どんな様子なんですかって、中の様子を聞かれるわけですよ。そうした場合にやはり、どんな割合っていうことをある程度言わないと皆さん納得しないわけですよ、依頼されている以上ね。ですから皆さん心配しているんですよ。町長もそうでしょうが住民も心配しているわけです、この委員会のことはね。ですから、この委員会としての、はっきりと何人と出たくない方は結構ですが、そこで私もこれだけ培ってきたものもあるわけですし、ここへ来たお蔭で勉強させていただきました。それで最初の頃の考えとは、ずっと変わってきてます。そ

れで、そういうこともありますので、ぜひ私は自分としては農業やる立場から、あるいはそういった婦人会の立場、そういうことを踏まえて言ってきてくださいよと、お願いされてきましたので、私はぜひそういった面で町長さんに分かるように明記したいと思います。

委員長

どうですか、岩渕さん。

委員

書くのは全く拘りません。ただ私は1人、1しかないんで私のいわゆる案は、1しかないから数とかがって言われると非常に困る。私は馬頭町のために良かれと思って真剣に考えた案を出しているわけですから、1人の意見としてそれでねぐられると非常に困る。そういう数のことを考慮しないでいただきたい。意見として尊重してほしい、そういう思いです。それであれば全く問題は無い。

委員長

そういう意見もございます。

委員

意見としては載せるということですよ。だから多数決でひとつの意見だから削除しましょうということは今言っていないわけですから。

委員

ただなんか言葉の端々に何体何とか。

委員

いや、それは委員長さんが逆にそういうふうに言ってるようで。

委員

石田さんのおっしゃったことはそういうことだと。

委員

逆にその名前を載せてまずい理由ていうのは何かあるんですか。名前とか人数とか。それが町長の判断基準のひとつになるからまずいのか。逆に判断基準になるからいいのかなと私等は思ってるんですけども。だから、ただ町長はそれを見て本当に今の人数だとまあ9対7とか9対6ぐらいの人数かもしれないですけども。先程星さん言ったように、それが全てじゃないと思うんですよ。町長は町長としての自分の考えも当然持ってますから、それに対して今回の検討委員会の意見は意見として聞いて、それを基にして判断されると思いますから。私は別に、あくまで私の意見ですけども、それは名前書きたい人は書くってということで、書かないってことに拘る理由は無んじゃないかなと思いますけども。

委員

ちょっと前に戻っちゃって申し訳ないんですが、岩渕先生の1の意見が1しかないとおっしゃいましたけども、その1の意見はどういうふうに入ったんだか、ちょっと

確認をさせていただきたいと思います。

委員長

1の意見。

委員

岩渕先生の第3の意見書みたいな感じがありまして、その第3になる部分だと思  
んですが。

委員

私はそれを言ったつもりなんだ意見3ていうのは。

委員

第3ていうよりは、先程も申しましたように2に近いっていうこと、条件付の2だ  
という、そういうことです。

委員

その条件は当然文書化して入れた方がいいということですよ。

委員

別にこれも最初の方に言いましたけど、伝われば別に口頭でも構いませんし、あえ  
て文章化してくれということには拘らないつもりです。結局存続するという意味では  
入ったほうが、成文化した方がいいかもしれないですけど。

委員

やっぱり先生の意見も尊重するっていうことで前提で考えれば明文化して、それは  
入れた方が私はいいと思います。

委員

やはり、さっきも言いましたけども、アドバイザーとしての立場を専門委員の方  
には貰ってもらう必要があるので、別な案を今から添付する、それも結構、いい面もあ  
りますけど、前回の話で答申に議事録を添付するっていうのがあったので、それでい  
いのではないかと思います。

委員長

議事録を添付するからいいということですね。ということで先生は口頭でも言うと、  
こういうことですからね。別に作らなくてもいいでしょう。

委員

ええ。特に拘りません。意見を吸い上げていただきたいということです。まあ、や  
りやすい方をお願いします。

委員

意見の吸い上がるような形が残れば私はいいと思いますけど、気持ちが伝わらな  
くても私の意見も皆さんの意見も、どういうふうに伝わっているか分かんなくて。要す  
るに意見1と意見2の中で要約された中で判断をされるわけですよ。ですから、や  
っぱりそういう形に残らないと、その意見は吸い上がらないと思いますし、議事録の

中でということですが、それはもう前回からずっと言ってるように、議事録の内容は答申の中に反映されないわけですから、やはりその意見3ていうか、そういう中で何か形に残したものが必要ではないのかなと思いますし、私は前回岩渕先生のおっしゃられたことがですね、正にそのとおりだなと思ってますからそういう点ではぜひ載せていただいて判断材料にさせていただきたいと思うし、それが正にこれからの処分場の問題に、問題提起っていうか、そういうことだと思いますので、ぜひこれを取り上げていただきたいなというふうに思います。

委員長

そうしますとですね、要するに数は入れると、まあ数って変な表現の仕方ですが、数を入れて、その中において第3の意見も、何て言いますか今藤田さんが言ったようなことを入れていくということですか。

委員

答申案の3ていうことですよ。まあ内容的にはちょっと薄くなっちゃうかもしれませんが。

委員長

3つの答申案を作るということになるんですか。

委員

それでもいいですし、先生は2に近いということなので、2の中に入れてもいいというふうに言われているわけですから、2の中でもいいんじゃないかなということですね。

委員長

2の中に入れるということね。

委員

はい。

委員長

そういうことで。

委員

それはやっぱり前回のあれで専門委員の方は加わらないという話になってるはずなので。

委員長

それはなってないです。

委員

いや、ルール違反なのでそれはやめてほしいと思います。

委員長

同じ委員ですから、それはこの前も言ったように。

委員

さっきから何度も言ってますけど。

委員長

結論を出す段階においてとってしまうというのは失礼ですよ。

委員

そういうことじゃなくて、前回そういうふうに決まったはずですよ。それで議長さんは公平な立場でお願いしたいと思います。

委員長

ですから、この前はその件については、私は決着がついたというふうに思っています。ですからそれじゃ、どちらの案の中に、そういう入れたいということがあれば入れるということですね。それでいいですね。ただそれじゃ数ですね、どちらへ、私は入ります。私はこっちへ入りますという、その件についてはどうですか。聞いてみるといろんな意見がございますので。

入れますか。

委員

入れた方がいいということで、さっきから申し上げているんですけども。

委員長

入れない方がいいという人もあるので。

委員

誰が入れない方がいいってということで。

委員長

すみません、言ったように思うんですが。

石田和也委員

え。

委員長

いいですか入れて。両論併記のどっちかに入れると、我々の意見の合った方に数も明記して入れるということなんです。

委員

数っていう言葉は、私使ってないと思うんですけども。どうも委員長さん数に拘ってますけど、私数ってのは言ってないと思うんですよ。名前を入れてくださいと言ってるだけです。

委員長

同じでしょう。

委員

それは委員長さん拘ってるだけです。確かに最終的に数えれば数になりますよ。けども自分の意見としてちゃんと主張したものを名前を載せた方がいいということをお願いしているわけですから、数々って言われちゃうと何か本当に対決でもするのか



なっている。

委員長

それはね、数として入っちゃうんですから、言い方がおかしいんですが、それは私は町長の判断、町長が判断するのにどうなのかというふうには思うからですね、これはあの絶対にね、意見がこんなに違うという場合だったらそれはいいかもしれせんけども。

委員

いや、逆だと思いますよ。意見がそれだけ分かれば、なおかつそういう貴重な意見としてそれは載せるべきだと思います。

委員長

それは意見として、こういう意見もありましたよと、こう書けばいいんですから。

委員

町長の判断材料っておっしゃいますけども、それでしたら町長の判断材料として人数があった方が判断しやすいってことになるんじゃないですか。それでは委員長さんの意見だと、それじゃまずいからってしか聞こえないですよ、そうしたら。

委員長

いや違う、自由な立場でね、そういう意見に、我々が今までまとめてきたんですから、そしてとうとうまとまらない2つの意見になったんですから。その中いろいろもう議論しました。両方尊重しなくちゃならないでしょう。ですから、その今までやってきたのを町長に会議録と一緒に渡して、その中で判断していただくのがいいのかなっていうふうには私は思ってます。

委員

委員長さんがそう思っているのは、それはいいんですが、私等はだから名前を載せてほしいって申し上げているわけですから。

委員

新聞なんかいつも拝見すると、両論併記ということで書いてありますよね。そうすると皆さんは判断するのは、どうせできちゃうんだよねって言うんですよね。両論併記で行くとですね。必ずどうせできちゃうんだよねって意見が帰ってきます。そういうことを私達はそういう意見じゃないんだよと、この会はね、そういう意見ばかりじゃないんだよと、反対でできない方向っていう方が結構いるんだということだけをだた分かっていただきたいということだけです。

委員

今の名前を書くか書かないかということ、直接ではないんですがこの意見2というのは一刀両断ですね、正にばさっと割っちゃったということで私達は私たちの意見で、意見1の方は例えば北沢地区の不法投棄物は現状のまま安定化を図るべきであると、要するにあのまま棄てておけというふうな、変な言い方をするとそういうふうな

ことになっちゃうわけですね。そうしますと本来ですと1人ひとりですね、これに賛成、私等の方もそうなんですが胸中複雑なところがあって、例えば近くの方はですね、安定化を図るべきってというのは安定化になるというか、そのまま置いとけてことなんですけど、これはやっぱり本当のところはなるべくだったら取ってほしいなっていうのがあるんだけども二者択一になっちゃうんで、結局無理してこっちを選んでいるというふうなのがあるんだと思うんですね。ですからそこまで考えるとスカッとこの両方の意見に皆さん完全にですね、いってるのかっていうと、そうではないんじゃないかって、いろいろ複雑なんじゃないかなっていう気はしますけどもね。

委員

前回の時に読み上げて、その前にも何人かで集まって内容的には確認しあっているんですけども、それでこちらの案としてはこういうことできましょうっていうことで皆さんの同意を得たっていうことで、高野さんの意見ですと案1の方も何か意見がまとまってなくて、本当は違うこと考えてるんじゃないかっていうふうに聞こえるんですけども、その辺のところはきちんと内容的には皆さんにも確認していただいていますので、問題は無いことです。ただ、先程も言いましたけど、なぜ名前を入れられないかっていうことの方が、私はおかしいと思いますよ。自信を持って処分場造った方がいいという方は、そういう意見でまとまったんですから、やはりこれは自分の意見として自信を持ってですね、名前を書きたければ書くし、書きたくなければ書かないってことでいいんじゃないですか。

委員長

書きたい人は書くということ。

委員

そうです。

委員長

どうですか、これ。

委員

賛成です。

委員長

皆さんどうですか、意見言ってください。

委員

私は先程言いましたとおり、第1案には提出したら一番後ろに担当者の名前を入れる、第2案は第2案の一番後ろに担当者の名前を入れるということを主張したんです。

委員長

ですから、書きたくない人は書かなくてもいいということなんでしょう。

委員

はい。

委員

はい。

委員長

それじゃ1人ずつ意見を聞きたいと思うんで。今石田さんがそういうことで発言してくださったんで、岩淵さんどうですか。もう一度全部聞きたいと思います。要するに名前をです、入れたらいいのか、入れないのがあるのかですね。その件について、もう一度意見を聞きたいと思います。それで判断したいと思いますから。

委員

先程申し上げたとおり、私は全然。

委員長

分かりました。それじゃ野口さん。

委員

別に問題ないです。

委員長

要するに名前を入れてもいいということですね。はい、分かりました。それでは笹沼さん。

委員

いいです。

委員長

いいですか。入れたければ入ると、ちょっと変な表現ですが。益子さんはどうですか。

委員

今までの協議してきたことには責任は持ちますし、ですけれども委員長がやっぱり、さっきいろいろな角度で検討したいといったんで、お任せしますといったんですが、名前を書いても書かなくても結構です。書くんなら書きます。

委員長

井面委員はどうですか。

委員

もちろん書きたいと思ってます。

委員長

藤田委員。

委員

はい、私もいいです。

委員

私も結構です。

委員長

そうですか。大森委員は中立ですから。分かりました。石田さんも入れるということですね。

委員

はい。

委員

書きたいと思います。

委員長

高野さんはどうですか。

委員

私も結構です。

委員長

そうですか。大金さんは。

副委員長

結構です。

委員長

それではですね、私も何のかんの言いましたけども、今聞きましたら皆さんそれはご自由にということですので、答申書の中に書きたい人は書いていただきたい。それでいいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

分かりました。そういうことで、じゃあ名前は入れたい人はどっちかに入れてくださいということにいたします。それでは。

委員

先程の岩淵先生の、案3にするのか2の中に盛り込むのかっていうことが出たと思うんですけども、藤田委員からもそういう話が出ましたけれども、この辺のところはどういうふうにするんですか。

委員長

それは先生、岩淵さんの意見で私はいいと思うんですが、もう一度それじゃ、何回も言わせて申し訳ありませんがもう一度、どういうふうに先生の意見は入れたらいいかお聞きしたいというふうに思います。

委員

今ちょっとそれを書いていたところです。ざっと書いたんですけども直接お渡しした方が。紹介した方がよろしいんですか。多分中身は皆さんご存知だと思うんです

けど。

委員長

それじゃ紹介してください。

委員

意見2を条件付で支持ということです。最終処分場の設置場所の選定に際しては、栃木県全体の問題として県等の専門委員会で検討する必要があり、環境共生型最終処分場のあり方を含めて慎重に検討することを強く希望する。という内容です。

委員

もう一回言ってください。

委員

聞こえなかったですか。

委員

ちょっとあの、よく分かんなかったんで、ゆっくりお願いします。

委員

ちょっとざっと殴り書きなんでへにをはは正確じゃないかもしれませんが、意見2を条件付で支持ということです。それで中身は、最終処分場の設置場所の選定に際しては、栃木県全体の問題として県等の専門委員会で検討する必要があり、環境共生型最終処分場のあり方を含めて慎重に検討することを強く希望する。

委員長

それは、2つの意見がありますね。どっちに付けるんですか。

委員

最初に言いました。

委員長

第2の案の方ね。

委員

意見2を条件付で支持というところに入れてもらって。

委員長

そう本人が言ってるんですから、それでいいですね。

委員

それじゃ藤田委員もそれでいいということで。

委員長

藤田委員は、よろしいですね。そういうことで、じゃあ作成してください。

事務局

作成の中でですね、先程言った中で校正掛けるんですけど、後でできた物をお配りしますが、ちょっとざっと確認してください。答申書っていう表紙ですね。これうちの方でお配りしたやつと若干違いますので、そこをちょっと確認したいんですが、

まず表ですね。裏に、そうすると全部そのままになりませんので、はじめにということで、そこに出ているはじめの部分、若干変わると思うんですけども、その物とそれから中の文書校正、それが入ってくると思います。一応答申書が2つっていうのもおかしい話でしょうから、先程の資料にあったように、意見書の1というような形で、まず現状維持の形を変えたものその目次ですね、若干ページ数変わってきますけど、で、ずっとこうきます。次に答申で書いてあるんですが、それぞれの意見書の中に。それについて一応答申については1つの形なんで、意見書ということの中からすれば、うちの方で書いたように結論というふうな形で項目をやったらどうかと、それからその中で1と2っていう形で出てきてますけども、やはり結論としては皆さんが先程論議したように、これについては北沢の適正処理方策なんで、1はそのまま北沢地区の不法投棄物は現状のまま安定化を図ることということで、2の方について2を結論というのもおかしい話になってくると思いますので、そのためにはっていう形を入れて、県営備中沢最終処分場の建設要請は白紙撤回することというような結論に結んだらどうかというふうに案考えてるんですが、1の方いかがでしょうか。

委員長

どうですか今のまとめ方について。

委員

1の中でずっときて、最後の答申でなったところを結論に直してということですか。

事務局

そうです、はい。

委員

それでいいと思いますけども。

事務局

同じように今度は意見2がありまして、同じように目次がありまして、ずっと先程加除したやつについて出まして、最終的に結論ということでここに1、2、3ありましたけど、これについても北沢の状況なんで、北沢の不法投棄物処理は県営備中沢最終処分場により処分することと、そのためには恒久対策は即急に実施することっていうことで3については両方まとめた、先程申し上げましたように一応付帯意見という形ですね、両方まとめまして別個に設けまして、両方の結論をそのままひとつにくっ付けまして、3でいう一般廃棄物についても云々という部分が結論として入ってくるというような形なんですけども。

委員

ひとつ問題だと思われるのは、岩渕先生の意見を2の中に盛り込んでも、結論としては備中沢っていうことになってしまうんですね。そうすると岩渕先生の言うてる意見っていうのは、もう少し県全体で考えましょうっていう意見だと思うんですよ。備中沢には拘ってないわけですよ。だからそれを最終結論の所で備中沢ってしてし

まうと、これはちょっと先生の意見がそのまま生かされるような表現にはならないんじゃないかなと思いますんで、そのところは何か考えていただければと思うんですけども。

委員長

先生その意見についてはどう考えます。

委員

ひっくり返しますが、結果的に全体の中で考えて、そこで備中沢に決まるんだったら、それでいいですよってことです。だからそれでいわゆる他についてということになるかもしれませんが、備中沢になるかもしれない。それでどちらかというところと2に近いってことを申し上げたんです。ですから、そうですね近いって言えば近いし、遠いって言えば遠いかもしれませんが、どちらかといえば2に近いかなというふうに整理のうえで1か2っていった場合に、どっちに入るかっていうと2に近いんでってことです。その方が分かりやすいかな。

委員

最後のところで、例えば備中沢も含めてっていうような表現でどうですか。

委員

分かりにくければ3にしてもらっても結構です。あまり混乱はさせたくないんで。

委員

逆に、もしあれなら3の方が、私は入れた方がいいのかなって思うんですけど。

委員

3にさせていただいた方が、分かりやすいです。

委員長

どうですかね。これね。

委員

3にしちゃうと代案になっちゃうんじゃない。

委員長

そういうことになっちゃうんだよね。ですから、それは2の中に意見として入れればね、いいんじゃないかと思うんですがね。

委員

ただ結論がちょっと変わってくると思うんですよね。結論のニュアンスが。

委員長

ですから、備中沢も含めてということでしょう。

委員

変形2といますか。誠に混乱させて申し訳ありませんが。

委員

私も備中沢も含めてっていうことであれば、それはいいと思いますよ。

委員長

それでいいでしょうか。いいですね。

委員

こちらばかり言って案を作られた方の意見聞かないと。

委員長

署名についてはですね。署名についてはどういう形で署名した方がいいでしょうか。皆さんに回してもらって。

事務局

それぞれ名前書く人が、名前を書くって話だったですよ。それぞれの結論がありますよね。その下に上記意見書を支持しますとか、あるいは賛同しますとかって表現で名前が入ると思いますね。多分丸々結論のところに備中沢を含めてというような話しになってくると、結果的に備中沢でしようがないだろうという意見もあったので、変ってしまう部分もあると思いますんで、その意見のところの名前を書く欄にそういうふうな考え方を条件にっていう考え方で入れるというような話。先程先生が条件にというような形で支持しますよっていうようなメモ書きをいただきましたけども、こんな形でよろしいんですか。結局基本的には2の意見だと、ただ最終処分場の設置の選定に関してはこういうふうな意見で意見2の方に賛同しますとか、支持しますとか、そんな形でよろしいですか。

委員長

いいですかそれで。

委員

主旨が伝わってると思いますので。

委員長

じゃあそういうことで。答申書ができましたら、再確認をしまして署名をするということになりますけども、それは。

委員

名前はワープロで別にいいんじゃないですか。それで確認取ればわざわざ、代理できてる人もいますから、別にサインする必要まではないじゃないですか。ここに名前をワープロで入れていただいて、それで最終的に確認すれば、それで私はいいと思いますけども。

委員

帰られちゃった方署名できないもんね、署名となると。いや、後でもいいんだつたらば。俺あんまり上手じゃねえから署名はできるだけ。

委員長

帰られた方もね、どういう意見なのか。小高さんはよく分かってますけども、海老原さんはどういう意見なのか、私承ってないのでね。これは署名できないような感じ



しますけどね。当然居ないんですから。それと、大金あけみさんが岡さんからですか委任状をもらったということですが、これはどうですか皆さん認めていいでしょうか。

委員

いいんじゃないですか。

委員長

いいですか。

委員

冒頭にそれは認めちゃったんじゃないですか。

委員長

私はまだその話しは来てませんから、私の所へは来てませんから。そういうわけで大金あけみさんに委任しますということは私の所へは来てませんので。

委員

委員長のところへは行かないんだ。

委員長

私宛に事務局へ出したんですか。

委員

いや、それは知らないけども。

委員長

私宛に来れば私の所へ持ってくると思うんですが。

委員

別に私はかまわない話なんですけど、この委員会っていうのは私初めてなんですけれども、委任状であれするってのはあるんでしょうかね、他に。

委員長

どうなんですかね。私も初めてなんでね、分かりませんけれども。分かっている方いますか。

委員

議事録には載らないんですけれども、委任状なんかってのはあります。例えば県社協なんかの場合ですと、私も委員になってるんですけれども、欠席の場合にはちゃんと欠席のはがきを出して、誰々に委任しますということ出さなきゃなんない。

委員長

それは賛成反対についてもですか。

委員

いや、賛成反対っていうんじゃなくて、出席等の。あけみさんの場合も、あけみさんじゃなかった君代さんの場合も出欠等の委任状ですから、承認する考えあるかもしれないんですけど、私等の場合ですと大体が出欠の委任状。

委員長

まあそういう場合はあれですね、賛成者の半分以上の出席者または委任状でその会は成立するというので委任状は、そういう意味での委任状だと思うんですが。どうなんでしょうね、これね。

委員

いや、別に問題ないんじゃない、今更これを問題にする話じゃないんじゃないですか。前回もそういうことで。

委員長

ただね、ただ今回ね、今回だけ欠席だっていうんなら問題ないと思うんですが、3回しか出てないでしょう、おそらく。

委員

でも議事録は全部行ってるわけですよ。答申案ていうか意見書の1についても確認していただけてますんで、岡委員の意見ていうのは十分尊重されてると私は思いますけど。

委員長

入れてもいいですか、どうですか。

委員

賛成です。

委員

賛成です。議長、前回大金あけみさんは委任されているっていう報告をして、それは了承されてるはずだと思うんですけど。

委員長

私はここで取り上げたつもりはないです。ただそういう発言があったことは確かですが。そういう発言はありましたけども、それでどうですかということは、私はここで諮ったつもりはないと思います。

委員

冒頭に事務局で言ったんですけど。

委員長

何がですか。

委員

その委任状が出てますってことを冒頭に言ってるんですから、もし委員長が異論があるんだったらそこで言わないとおかしいんじゃないですか。私も何度かそういわれましたよ、井面さんあの時言ったけども何とも言わなかったから、それでいいとおもったから。

委員長

それは私はですね、議事日程についてということですから、そういうことで日程について進めてきたわけで、それが今出たわけですから検討してるんじゃないでしょう

か。

委員

委任状は冒頭に出てる。最初の冒頭に。

委員長

出ているのは分かってますけれども、それはただ出してくれたっていうだけで。

委員

出してただけだっていうのは失礼じゃないですか。

委員長

出してくれたから、今検討しているんじゃないですか。失礼とかそういうことじゃなくて、ですから今検討しているんです。

委員

だから、それも言ってますよね大金さんは。岡さんから委任状が出たって。

委員長

ですから今ここで検討するんですからいいでしょうと言うんです。ですから、今まで言っただけで、それが有効かどうかということは検討して無いんですから。ですからここで今どうですかということで私は皆さんに諮っているわけですから。

委員

そんな今頃そんなこと言ってんじゃ。

委員長

今頃って、それは協議事項で進め方っていうのは、この通りやりますよってことで始まったことですから。ですから今そういうことで決めればいいでしょう。

委員

じゃあ諮ってくださいここで。ここで諮ってください。

委員長

そして決めればいいでしょうよ。

委員

はい。それでいいです。諮ってください。

委員長

いいでしょう、それで。

委員

はい、諮ってください。お願いします。

委員長

前はただこういうのが出てるってだけで全然検討してないんですから。

委員

分かりました。お願いします。諮ってください。

委員

おかしい。

委員長

何かにもただ言ったのが通っちゃったらね、おかしいでしょうよ。ですから私はここで検討するのがいいと思って。そういうことで取り上げてるんですから。

委員

はい。よろしくお願いします。

委員

そうしたらばですね。前回の第7回の検討委員会でもその話しでてるんですから、そこから遡ってもう一回やり直さないとだめですよ。

委員

そういうことになるね。

委員長

その時には取り上げてないんですから。意見を聞いただけですから。

委員

取り上げるって、ちゃんと委任状が出ているって言ったじゃないですか前回は。取り上げてないからそれはだめだって言ったら、そうしたら前回の第7回の検討委員会ではそれは白紙ですよ。そんなこと言ってるんだったら。

委員長

それはちがうでしょう。言葉がちがうでしょう。ですからここで検討、今から話ししましょうって言ってるんですから、話に乗ってくださいよ。それを決めればいいんでしょう。

委員

そうですか。

委員

結構です。決めてください。

副委員長

委任状というものは自分でやるもんじゃなくて、委員長なら委員長の所にこういうふうにお願いしますってことで。

委員

事務局に出してるんでしょう。

委員

事務局に出してるんだから当然、委員長に行くのは当然でしょうよ。行かないようになつてんですかそれは、事務局に出せば委員長に行くのは常識じゃないですか。

委員長

ですから発表したでしょう、事務局で、届いてますよと。ですから今検討してるんだからいいでしょうと。今から検討しましょうと言ってるんです。

委員

じゃあそれを抜きにして今までやってきたんですか。

委員長

何ですか。

委員

前回もそうですよ。

委員長

そうですね、まとめる段階において、それが問題になってくるんですから。ですから今検討して決めたらいいでしょうと私は言ってるんです。

委員

問題になっているということは、委任を受けた人の意見は尊重されないっていうことなんですか、委任状を出しても。

委員長

それはここで話し合いをしましょうということで、それはだめですよ一言も言っていないでしょうよ。だからここで検討しましょうと言っているんですよ、事が事ですから。

委員

分かりました。

委員長

どうですか。皆さんがいいって言うならばそれで認めても私はいいいと思いますから。反対しているわけじゃないですから。全て前言ったからって検討も何もしないでそれは認めたっていうことは、これはおかしいと私は思うんで。野口さんどうぞ。

委員

委員会の設置要項。その中で過半数以上の出席を持って成立すると、別に休んでいても成立する。その他第9条で委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定めるということで入ってるんですよ。ですからそれを自分達がするんじゃなくて、逆に要するにこれは委員長の方で決めるものじゃないかなと思いますけど。

委員長

私もそういうふうに判断をしております。ですが、民主的なことで話し合いを決めていきたいというから、ここで今出してるわけですから。簡単ですよ、その条項で私が判断すれば。これは確かにそう思ってます、私は読んでますから。

委員

ただ、これ委任状を出したということは、岡さん本人の判断で出しているわけなんです、その辺りは尊重していただきたいと思います。

委員

それと会議の冒頭なら分かるんですけども、もう今ずいぶん欠けちゃってますよ

ね。そこで皆さんの意見という、いない方の意見はどういうことになるんですか。

委員長

そうしたらこの会はどうなるんですか。

委員

いや別に、だから意見が出てるんだから。

委員長

それは皆さん委任して帰ったんですから、私は後は委任しますよと。海老原先生については岩渕先生に委任しますよと私に言って帰りました。それから小高さんについてはそういうわけで皆さんに委任しますということで帰りましたから。これは、この会というのは過半数以上をもってということで、まだ過半数以上ですから成立すると私は思っています。

委員

だから委任されてるんだから委任でいいっていうことでしょう。

委員長

ですから、その点についても話してるんですから。

委員

そうしたら今委任して帰ったって人の意見は、例えばですね、帰ったけども、委任してっただけども、いやそんなの認めませんよって、もしなかった場合ですよ、その人委任してっただつものなのに、私の意見はどこにも採用されてませんっていうことになったらそれは問題じゃないですか。

委員長

それは言葉違うでしょうよ。それは今まで一緒にね7回も8回もやってきた検討委員会、それで今もう皆さんの意見、ここにいる人は、その人の意見というはちゃんと分かってるわけですから、そういう中で皆さん委任してっただんですから、帰ったんですから用事で。ですからこれは成立しますよ。

委員

どこがその委任、7回出た人と3回しか出なかった人で、委任の重みの違いをどこで判断っていうのは、これはやっぱりちょっとおかしいんじゃない、委任はあくまでも委任で、きちんと書面でも委任してるって事出してるわけですから。それをここで7回出たから3回しか出てなかったからっていうことで、じゃあどうしますかって話すこと自体がですね私はおかしいと思いますよ。

委員長

どうですか皆さん。私は認めないとは言っていないですよ。誤解しないでください。ですからまとめてくださいと言ってるわけですから、

委員

ですからその話しの前の前段階から委任というのは認められているもんだって皆

そういう判断で今まで来たと思いますよ。

委員長

委任ていうのはですね、前にも言いましたとおり、この会が成立するかしないかと、今までの通例の委任ていうのは、そのための委任なんです。農協にしたってそうでしょう。それから今言った石田さんの言ってる委任もそうなんです。

委員

いや、あれは違うんじゃないですか。たいてい委任状は議決にもって書いてあるんですよ、全てこの会議でも全てのあれにも誰々に委任したとか、議長に委任するとかっていう委任状だと思いますよ。

委員長

あれは組合長だと思います。

委員

いろんな団体。

委員長

違いますよあれは、その会議のまとまった意見には従いますということと、もうひとつは今言った、成立しませんから半分以上出席しないとね。ですからそこで委任状でも出席という形になるわけですね。

委員

会の成立と、その意見が分かれたりなんかしてあれの時に、誰々さんに全部を委任しますよっていう意味ですよ、記名の場合は当然そうなるんじゃないですか。確かにそうだと思いますよ、いろんな会議において。

委員長

どうですかその問題。

委員

意見1、意見2というふうになんか出てきて話し合ってきた中で、これでいいよというような具合になっています。それと委任を受けた方も当然参加をしてることですから当然その認められるっていうか、このままの形が尊重されていいんじゃないのかなっていうふうには私は思います。

委員長

それではあれですか、入れてもいいですか。

委員

当然だと思います。

委員

いいですね。

委員長

どうですか。

委員

なるべく多くの方の意見を反映させるというふうな意味合いから考えると、きっちり結論を出していらっしゃるということであれば、よろしいんじゃないかなという気がしますけど。

委員長

そういうことですので、どうでしょうか。そういう意見も今ありますので、どうですか今の意見については。

委員

いいんじゃないですか。

委員長

いいですか。

委員

ええ。

委員長

まあ私も民主的にやりたいと思いますんでね。じゃあそういうことで、その意見については大金あけみさんに引継ぎをしたということでございますので、責任を持って大金あけみさんが岡さんの意見を答申書に付すということでいいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員

ありがとうございました。

委員長

ですからこれがね、そういう意見が出たということでそれに決まっちゃったってここになったらね、これはおかしいことですから。こういうわけで皆さんの意見を聞いて判断を仰いだわけです。

それじゃあ名前を記入したいんで、それでは個人こじんに聞きますか。それとも皆さん言ってあれします。どうします。

委員

書きたい人手を上げて。

委員長

それじゃあ記入したいという方。

委員

委員長さんよく分かんない。

委員長

ですから両論併記になりましたから、そのどっちかにですね署名したい人は、名前



を入りたい人は入れるということなんですよ。そうでしょう。ですから今、名前を入  
れたい方は手を上げてくださいと、こういったわけです。それでまず第1案ですね、  
名前を入れたらという方。じゃあ確認してください。岡さんが入るわけですね。

委員

岡さんの名前が入って。

事務局

7名でいいんですね、いま上げた方。

委員

そうですね、いま手を上げたのは。あと前回の件で小高さんと藤田さんが、名前を  
入れないのなら他2名っていうことでお願いしたいと思います。

委員長

それじゃ第2案についてですね、名前入れたい方は。第2案ですよ。私はどうなん  
ですかね。

委員

委員長は入れないでしょう。委員長入るんでは、それはまずいですよ。

事務局

岩淵先生は条件付で入れていいですね。

委員

はい。

委員長

海老原さんは岩淵先生に一任していきたいって言ったんですが、どういうことを言  
っていきました。

委員

それ聞いてないんですよ。

委員長

聞いてないんですか。

委員

ただ委任っていうことは全て委任ということに解釈されますので、多分私と同じとこ  
ろに入らないと取り扱い上おかしいと思いますけど。

委員長

じゃあそういうことです。

委員

海老原さんの場合は結構発言してたのは処分場っていう傾向ではなかったような  
気がするので、本人に確認した方がいいと思います。

委員

その関係は知ってると思うんですよ、前回も同じことを言いましたので。それで

委任するということは全てということでしょうから、事務的にはそういう扱いに成らざるを得ないでしょう。

委員

前回の意見にはそういうあれ入ってませんよね。

委員

入ってないですよ。

委員

この議事録31から32、委員長が聞いた時にそういうことは全然ないように。

委員長

海老原さんが帰る前に、岩渕先生に委任をしていきますということで帰られたんですね。ですから、私は海老原先生と考え方は同じですよと言われて帰ったんですよ。

委員

ちょっといいですか。前回の会議においてはですよ、中立的な立場でものを言うということで話したんじゃないですか。それをここにきてですよ、何が賛成、反対ですか。こういう話ってのはおかしいじゃないですか。前回の会においては、やはりそういうことで私自身もアドバイザーだということ、やっぱりワンランク上で会議をスムーズに進むための委員であるんじゃないかってことで、話は進んだんじゃないですか。その中で海老原先生は、私は中立な立場でものを言わせていただきますと、野口先生は知りませんが。岩渕先生もそういうようなことですね、話したわけでしょう。ここにきてどういう、そんなわけ分かんないこと始まるんですか。こんなばかなことないでしょう。会議っていうのはルールっていうのがあるでしょう。中立だということ、前回は言ってるわけでしょう。そこでご意見どうぞはないでしょう、だって議長さん。そんなばかげた話聞いてられませんよ、本当に。

委員長

どうですかそれは、岩渕さん。

委員

何て言ったらいいんでしょうかね。私は確かにそういう立場で言いましたけれど、回りに先程の雰囲気は、一人ひとりじゃあ委員としての出席ですから判断をしてくれと、それで私は答えてるわけです。それは流れとして仕方ないかなと思ってますけど。

委員

それ誰が、私ちょっとね都合が悪くてちょっと間、抜けましたけども、どっからどういうふうな流れでそうなったんですか。委員長さんどうなんですかこれ。前回はそんなことじゃなかったわけですよ。あくまで中立な立場でやっていきましょうっていうことで、ご意見をいただいたわけですよ。

委員長

それは私に聞かれても困るんで、岩渕先生に聞いてください。

委員

いや、これは皆さんのご意見でそういう流れになったと私は認識してるんですよ。ですから、こうなって帰ってきたら何だかわけ分かんなくて先生方にご意見をつけていうことになってるから、一体これどういうことなんだと、議会ルールから反しませんかこれ。

委員長

議会ルールとは何ですか。

委員

ですから皆さんのご意見でそういうふうになって、ここになってきて一番問題は、前回の意見というものを重要視するっていうことで今までできたと思います。ですから高野委員、小川委員さんがですね、いろいろ苦勞して言えなかったことも、やっぱり加えなきゃなんないって、そういう資料まで出さざるを得なかったっていうのもあったわけですよ。ですので、私の言いたいのは、先生方はあくまでアドバイザーだという立場。

委員長

それはね、一貫して私は言ってます。それは委員ですから、今まで一緒に検討してきたんですから、私は同じに扱うべきだと、こういうことは最後まで私は主張してま

す。

委員

それでいいと思うんですが、そこに持ってきて。

委員

先程、岩淵先生の意見を入れていただきたいということで、一応全員一致でそれは決まりまして、それは条件付で入れるということで、それはもう入ったわけですよ。

委員

そうなんですか。

委員

はい。それで、ですから先程も名前のことについては、海老原先生から受けているので、私のところというふうに言われたんだと思いますが。私はそういうふうに理解してるんですけども。ですから中立ということであるのであれば、先程、その全員一致になる前にそれが出なくちゃいけないって、一応私は積極的に入れていただきたいなということで申し上げて、それが皆さん賛同していただいたと思ってます。

委員

さっき、全員一致かどうかという点に関しては、僕は全然了解してないので、全員一致ではありません。それで前回の会合では、3人の方々はアドバイザーとして中立な立場でっていうことは決定事項だと思います。ですから、それはそうです。だと思いますっていうか決定してるはずですよ。なので発言。

委員長

それは決定してないですよ。

委員

決定してます。

委員長

どうして決定してるんですか。

委員

あの、そういうふうになってたと、前回。

委員長

決定してないですよ、それは。私はあくまでも、同じ委員として扱いたいと、こういうこと言ってますし、この設置事項にも差別するなんてことはひとつも書いて無いでしょう。

委員

書いて無いですか。

委員長

書いて無いですよ。

委員

決定してると思います。

委員

海老原先生の発言はですね、第7回の議事録には14ページ、31ページに書いてあります。

委員長

ここに、21ページですか。

委員

14ページ。

委員

14ページですね。

委員

14ページの海老原先生の意見。

委員

31ページにそのことについて。

委員

そこで言い尽くされてると思いますよ海老原先生。

委員長

私には岩淵先生に全て一任しますと、こういうことを言って帰ったんですが、事務局には私は中立ですと言って帰ったそうです。そういうことだそうです。学識経験者

のことについてはですね、21ページに私がここで言ってる、ちょっとおかしな、理解できないようなことを言ってますけども、ここで言ってることだと思うんですけどね。発言をいただくという形では、どうですかという意見ですがということで、私が諮ったら皆さんいいですよということだったんですね。

委員

よろしいですか。これ私が言ってるみたいなんですけども、中立性を守ってですね、発言していただくということで進めてけばいいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうかということで、委員長さんが、ただいまですね、石田委員の方から発言ございましたが、今言ったようなことを学識経験者もよく考えてるというふうに思いますんでね、入れてね、中にね、発言をいただくという形ではどうですかという意見ですが、どうでしょうかということで委員一同賛成ってなってるんですけども、これは中立性を守ってということを書いて、一同賛成ってこれ議事録に書いてあるんですけども。

委員長

まあいずれにしても。

委員

いやいや。いずれじゃなくて、だめですよそれは。いずれじゃなくてここに議事録にですね、きちんと中立性を守ってやりますっていうことで、ちゃんと委員長さんもどうですかということで一同賛成って議事録に残ってるんですよ。

委員

委員長だめだよ、そうしてさ。

委員長

ですから、その解釈の仕方があるんですよ。

委員

さっきから数は頭に浮かばないなんて言ってて。

委員長

中立性を守ってというのは、公平な立場で発言をしてくださいよと、その中で判断をしてくださいよってことで先生は判断してるんですからいいでしょうそれで。

委員

ここで海老原先生のことを言っている。

委員長

だから海老原先生は中立だって言ってるでしょう。

委員

でしょう。

委員長

ですから、事務局の方へ中立だって言って帰ったということです。

委員

でもここでは、専門委員の先生方には中立性を守って発言していただきたいということで決まってるんですから。

委員長

ですからそれは。

委員

ですから、意見は、先生の意見は意見で載せてもいいですけども、どちらに名前を入れるとかですね、それはちょっと、ここからいくとですね、そうすると中立性を守れないということになってしまうんじゃないですか。

委員長

いや、中立的な考え方で発言をしてくださいよと、判断してくださいよということに私は受け止めてるんですが。

委員

いいですか。私は完全に中立性を守って言ってくださいというふうには、決まったようには考えなかったんです。入れてね、中にね、発言をいただくという形ではって、この入れてね、中にねっていうのは、私は差別をつけないで、皆してやろうよっていうふうに取りましたから、それでいいんじゃないですかっていう意味で賛成しましたから。

委員

じゃあ委員長、ここで石田さんと委員長のやり取りを踏まえて、31ページで海老原先生自体が、私の意見を述べさせてもらいますが、先程のお話で中立性ということになりますので、先程の話を認めて中立って言うてるんですよ。だからあの時決めてないとか何とか言うのはおかしい。これはもう海老原先生自身が、ここで石田委員と委員長とのやり取りを、いわゆる学識経験者は中立性という立場でやるんだなっていう認識があるからこういう表現の冒頭に言ってるわけですよ。そういうことを今になって、こんな最後のまとめの一番終わりにきて、そういうおかしいこと言ひ出したら、この会まとまんないですよ。

委員長

ですから、海老原委員については、中立ということでもいいでしょう。

委員

海老原委員じゃなくて。

委員

海老原委員じゃない。

委員

学識経験者は。

委員長

それは私は前々から言ってるように、同じ委員なんですから、ですから学識経験者は公平な立場、中立的な立場で判断してくださいということを言ってるわけで。

委員

だからそのことで議論してんでしょうよ、ここで。

委員長

ですから。

委員

21ページ。よく読んでよ。

委員長

ですから中立ということで、海老原先生は言ってるんだと、それは中立でいいでしょうよ。そう言ってっただというんですから。

委員

中立ということならば、名前を載せないということだと思っんですけど。

委員

うん。そうだと思いますよ。

委員

名前出しちゃった段階で、中立ではないはずですよ。

委員

そうでしょうよ。

委員

二つの意見がある中で、片方に名前が載るということは、これは完全に中立ではないですよ。どちらかに偏った意見だということになるのが普通の考えだと思います。

委員長

ですからそれは、岩淵先生に何も言っていかなかったと、事務局に中立だと言っただと申しますから、これはやはり名前を入れるのはいかがなものかなと、これは思いますよ。いいんじゃないですかそれで。

委員

いや、けどここで言ってるのは学識経験者について論じてるんですよ。

委員長

それは。

委員

よく読んでからにしようよ。

委員長

よく判断してくださいよ。

委員

ちょっと休憩にして、よく読んで。

委員

13ページにもあります。

委員

そうして別なふうに決まったなんて言い出されたんじゃ、会議になんないでしょうよ。

委員

そうじゃないですよ。

委員

委員長なんだから冷静に中立で判断してよ。

委員

委員長ちょっと進行で、いいですか。

委員

今読んでるんだから、ちょっと邪魔しないで。読ませてやってよ。

委員長

それじゃ休憩します。

(10分間休憩)

委員長

それでは再開します。これは委員の1人として、私は町長がですね、学識経験者にも同じ権利で参加をしてもらうためにですね。委員として参加していただいているんですから、これは。

委員

委員長、それは委員長としての個人の意見だと思うんですけども、前回の議事録できちんと謳ってんですから、これを確認していただいて。

委員長

中立的な考えの中において、第2案の方に入りたいと、意見を付してそういうことなんで、私はそんなに拘る必要はないと思うんですが、どうして拘るんですか、そんなに。

委員

いや、拘ってるのは委員長だよ。だってちゃんとその問題を議論して。

委員長

それじゃあ皆さんに言いますけども、それでいいんですか。どうですか。

委員

いいんですかじゃなくて、もうここで決まってるんですよ。

委員



委員長は拘ってるんだよ。

委員長

決まってないでしょう。

委員

この間決めたの何なの、それじゃ。

委員長

どこで決めたんですか。

委員

だからさっきの21ページ。

委員

書いてあるでしょう。

委員

書いてないでしょうよ。

委員長

決まってないでしょうよ。

委員

決まってないですよ、これは。学識経験者はオブザーバーなんだから、意見もあまり言わないでくれというような失礼な言い方をしたわけですよ。委員長はそんなことはない、町長が委嘱した委員であるから、この人たちの意見というのは尊重すべきだということで、我々と一緒の立場で発言して結構ですとってるんですよ、そして海老原さんはそういうような、皆さんで、我々は賛成だ反対だということを強く言うと、これは議事が面倒になるから中立的な立場で発言せざるを得ませんと言って言っていたわけですから、私等も失礼なことを、あなたに意見を述べられると困るといったような方もいたようだし、委員としての報酬にまで関与したと、それは失礼だと思うんです。だからそういうことをするんじゃないということを強く委員長も皆さんに強く言ったわけですから、だから委員長は決して間違ったことを言ってるんじゃないと思います。そういうことで、あの時は決まってないですから。

委員

ちょっと、この議事録21ページの委員一同賛成っていうのはそれじゃ何に賛成したんですか。

委員

それは議長が言ったことに対して賛成したんですよ。

委員

だから、どういうことを言ったの。

委員

学識経験者も一緒に中立的な判断しかできないなんて発言はしませんけどもその

中に入れて、皆と一緒にこれからも仲良くやってみようということを書いて、そしてそれでいいでしょうということで賛成したんですよ。

委員

ここで石田さんがおっしゃってて、委員長が、ただいまですね、石田委員の方から発言ございましたが、のがが、石田さんの発言のとおりとか、そういうことではなくて、ございましたが、要するに今言ったようなことを学識経験者もよく考えてるっていうふうに思いますんでね、入れてね、中に、こういうふうな形になってるわけです。だからこれは別に石田委員の方に賛成してるとは、私もこの前の委員会の時は全然感じなかったし、これ字面になっちゃうからあれですけど、委員長の意見てのは一貫してましたから、当然これがあの石田委員と同じ意見で言ってるという解釈には、私は到底ならないだろうと思います。今まで委員長の発言はずっとありましたしね。この文面から委員長が中立性を守ってやれというふうな文面はどこにも出てないですよ。その前段から言いますと、私とかですね、笹沼英夫さんとかですね、ここに出てますけども、全然賛成してないですもの。そんな報酬が幾らだとか、3人除けとかっていう話に私等真っ向から反対してましたから。

委員

先程から高野さんおっしゃってるけど、そういうふうに高野さんは当然取ったのかもしれないんだよね。けども、学識経験者の海老原先生は31ページでちゃんと答えてるんですよ。私の意見を述べさせてもらいますが、先程のお話で中立性ということになりますので、だから先程のあれで中立性を守ろうっていうふうになったという認識があるから海老原先生はここでこう答えてる。

委員長

これはですね、皆さんからね、学識経験者はこの場で3人いる中でね、あなたは学識経験者だから、まとめには入らないでくださいよというようなことをずっと言ったでしょう。ですから私は委員としてああいう発言になったのかなという気がしますが、私は一貫して委員は全部平等だということで考えは通してきたつもりです。

委員

だけど、委員長が会議の運営の中で、自分の意見を通しちゃったら、会議にならないでしょうよ。議長なんだから。

委員長

ですから、2つの意見があるから、そういうことで私は自分の何ていいますか、中立性を考えてこういう発言をしたつもりで私はいます。それと今言った委員の立場っていうのがね、これは平等ですから、そういう意味で学識経験を差別するっていうのは、これは私は初めて聞きましたね。平等の委員なんですから差別したような発言はまとめについては除外しましょうっていうこと言ってるんでしょう、極端に言えば。

委員

私は委員長と同じですね、ここで海老原先生の方は多分そのようにご自分でおとりになってこういう言い方になったんだと思うんです。現にその後野口委員は全然違ってますよね。ですからこれは、その方がそういうふうにとって言った話で、また元に戻りますけども、委員長が専門の先生方は中立性を守って、自分の意見を言うんじゃないみたいな話は、一切当初から一貫して言って無いから委員長の発言というのは本来は分かるはずだろうと私は思うんですが。

委員

それじゃ委員長の言うことには従えってということなの。

委員

いやいや、皆さんが、この意味が大金伊一委員長がここで言ってるって話でしょう。で委員一同賛成だから。

委員

それは高野さんがそう解釈したわけだよね。

委員

そう。

委員

俺達は終始一貫そうじゃない意見だったんだけど、そこで委員一同賛成。私も賛成したんだから、私はそうじゃないふうにとって賛成したんですよ。

委員長

要項を見れば分かるようにですね、学識経験者を何て言いますか、まとめには入ってだめですよとか、そういうことは書いてないんですよ。これはあくまでも要領ですよ、そういう意味で町長は皆さん、委員を、皆さんに委員になっていただいたんですから。そういう意味からしてやはりこれはちゃんとした意見を言ってもいいというふうに思いますね。ただ、この間ああいうことで言われちゃったので、若干遠慮したのかなという気もしますけど。

委員

ちょっと待ってください。何が平等なんですか。

委員長

そういう中において、岩渕先生はこういうわけで今日意見を述べたんですから、私はそれで結構だと思いますよ。

委員

委員長、私言わせてもらいますが、この前も言ったとおりですね。

委員長

出て行くときは、断わってもらわないと困りますね。

委員

断わって行きましたけど。入ってくる時ごめんなさい。入ってくる時に言わなかっただけでございます。申し訳ございません。手を上げて私はしますので委任はこちらにしません。申し訳ございません。

委員長

はい、分かりました。私の勘違いですみませんでした。申し訳ありません。

委員

そういうことで言わせていただきます。先程からですね、差別とかですね、いろんなことを言われてますが、やはり先生さん方はやはり違うんですよ。アドバイザーなんですよこれは。そういう立場で来られてると思うんですよ。だから役場としてもですね手当ても上げて、本当ならばあの机3つはあっちにいてですね、それでアドバイザー的な立場でものを言うてくるというように考えるのが普通じゃないですか。

委員長

いや、委員会というものはそういうものじゃないと思いますよ。

委員

違うんですか。

委員長

同じ立場でね、これは検討し、まとめていくんじゃないでしょうか。

委員

そうなんですか。

委員長

そうならば参考人として、そういう人は参考人として呼ぶわけですから。この20人の委員の中から、この問題について検討し、結論を出してくださいよということですから、私はやはり何て言いますか、まとめについては除外してくださいというのは、ちょっと私はおかしいんじゃないかなというふうに思いますけど。

委員

中立性っていうことで、ずっとおっしゃってますけども、これは前回のあれでも出てくることですけれども、発言を認めないとかそういう話じゃないって前回もかなり出たと思うんですよ。全く同じような繰り返しをまたやってると思うんですけど、中立性を守るっていうことは、答申には加わらないっていうことで話されたはずですよ。ですから例えば13ページなんか。

委員長

答申に加わらないということは言って無いと思いますよ。

委員

中立性ですか。片方になった場合には、それはもう中立ではないっていうことですよ。

委員長

いや、それは言った委員もいるかもしれませんが、言わない委員もいたというふうに私は判断してます。

委員

野口さんが発言したっていうのはありましたけど、自分の意見を言ったっていいましたけど、その時は最初中立の立場でしゃべってた後から意見言ってくださいってくださってという話で言ったわけで、基本的には中立だっていう前提が野口さんにもあったはずですよ。まあ野口さんのことは分かりませんが。

委員

議事録にも一応載ってるんですけども、石田委員の方から、まとまった文章を読み上げられまして、その内容を読み上げるだけじゃ分からないんで、それについて1日検討したいというような形の中で、それは要するに中立な立場で、その相手の意見も聞きたい、要するに考えたいと、そういう意味での中立なんです。

委員

ただ、あの時は基本的には答申を作るっていう、順番に答申するっていう状況で反面は中立性っていう足かせがあるので、答申じゃなくて中立な立場で意見を言うっていう前提で言ってたんじゃないですか。

委員

いや、違います。その内容が逆に言えば、はっきり言って数日中に考えて、自分の意見なりがそこに合えば、その意見で自分は考えたいとそういうことです。

委員長

そういうことですから。

委員

野口さんは本人が言ってますからいいですけど。ただ話しの内容的には前回は中立っていう話になってたはずですよ。

委員長

ですから今言ったように。

委員

それは岩淵さんもそうです。岩淵さんも中立っていうことは言ってる。

委員

ものの考え方が中立で考えますということですからずっときてる話しですよ。前も言ったように仕事柄ですね。

委員

中立だっていうのは当たり前のことですよ。

委員

そうですよ。

委員

普通当たり前なんです。中立じゃない人っていうのが入ってることっていうか、まあ中立じゃないってこと自体がおかしいので。その中で、理論の中で中立っていう話が出てきたっていうことは、これは答申と絡んでるわけなんですよね。

委員

答申と絡んでる。

委員

だから片っ方に寄ってはいけないよっていう話しでしょう、専門家の方々は。地元の人間の、だから住民の総意とかいうあれで、地元の人じゃないじゃないかっていう流れとか、前回いろいろあったと思うんですよ。だからその中で、町民の総意っていう点から考えても、中に入ってもらうのはおかしいっていう話しだったはずだと思います。

委員長

ですからそういう意味でね、馬頭町以外の方ですから、これは中立的な考えで判断できるということですよ。そういう意味で今まで意見を述べてきたということだと思えます。ですから、本人はここではっきりするんでしょうから、それでいいんじゃないですか。

委員

中立をお願いします。

委員長

中立じゃなくて意見を、中立的な意見で今まで判断してきたということですから、最終意見については、そういう大きな目で今までずっと委員として皆さんと協議した、検討してきた結果、ここでこういう意見ですよというのが野口さんの意見でしょう。最終的に判断した結果、今言った第2案の方に賛成ですよってことでしょう。違うんですか。

委員

それはそうなんですけど。

委員長

そういうことなんでしょう。

委員

公害関係とかといったものに対してあくまでも数値を元に、要するに公平に、見方で見た上での判断として、自分の判断がありますよということを言ってるわけです。

委員長

そうでしょう。

委員

それで、2案ですねと、そういうことなんです。

委員長

ですから、そういうことですから。これはやはり委員の1人として、ちゃんとした意見を出してもらわないと、検討してきたんですから。入れてもいいでしょう。私は一番公平なこの委員会の、何て言いますか、まとめ役だと私は思いますけど。

委員

前回の話し合いってというのは、そうするとまた完全に今から繰り返す必要があるということになると思いますけど、全く同じパターンで繰り返すことになると思いますけどね。

委員長

どうして一緒に検討してきた仲間を外したいんですか。それはどういうことなんですか。

委員

住民の総意っていうことを僕は前回言ったのはいろいろあったと思いますけど、その中の一つは町長の公約としても、この検討委員会は住民の総意の指標として考えられていると、そうすると町民でない人が答申するっていうことは、住民の総意としての指標としての役割を、十分果たせないんじゃないかということを行ったと思います。

委員長

この委員会の主旨っていうのは、そういうことじゃなくて、ここに委員を選んだのは、町長がね、皆さんを選びまして、その中において検討して結果を出してくださいよということで付託されたと思います。ですからこれは学識経験者はだめだというのは、これは。

委員

そういった内部で話し合っただけで決めていけばいい部分もあるわけで、今回のアドバイザーになっていただいて、中立になっていただくという話は、検討委員会の中で長時間掛けて話し合ったことであるはずですよ。

副委員長

前回ですね、委員長さんの方から例えば広重美術館建設委員会、その中にも馬頭町以外の方が何名か委員として入っていたと。しかも同格の委員として活動してこられた。こういう事例が話されたと思います。広重美術館、それから町並み検討委員会。

委員長

広重美術館運営委員会かな。

委員

広重美術館とこういう問題は別でしょう、これ。だからそういう話があってもね、それを出すこと自体がおかしいでしょう。これはそういう問題ではなくて、馬頭住民のどういうふうにくっついていくことの、もっと切羽詰った状態なんですよ、これ。ただ造りましょう、造りませんかじゃないですよ。ただどういうふうな運営をやるかどうかっていうんだったら分かりますよ。でもね、これはまるっきり違うんですよ、も

のが。実際に3人の先生方、別に差別しているわけじゃないと思いますよ、これって。何か差別差別って、大変先生に対して失礼だと思いますよ、差別なんて。これは別枠で先生方のご意見をいただいた方が、余程いいんじゃないですか。その2つに入れて名前が入れられれば。

委員長

その問題は、町長は多くの意見を聞いてまとめていただきたいということですから。そういうことで学識経験者を入れたわけですから。

委員

ですから差別じゃないですよ。

委員長

これはそういうことで、この委員会は皆さんで全部でまとめたいと、こういうふうには私は終始一貫言ってるんです。

委員

はい、そうです。ですから今2つの方向でいってるけども、どっちかに入んなきゃならないような形になってきた場合ですね、中々先生方は入りにくいでしょう、はっきり言って、公の人間です。後の問題考えて、あの先生ああ言ったからどうのってということだって有り得るでしょう。だったら先生の立場も考えて、こちらはこちら2つ両論をやってですね。先生はアドバイザーとしての意見というものをびしっと出してみたらいかがでしょうか。

委員長

ですから先生方は片方の意見に賛成だと。ですから意見を付して、そっちに賛成したいと言っているんですから、それでいいでしょう。

委員

委員長さんは、何とかどっちかに傾けたいような傾向がすごい強いんですよ。

委員長

では聞きますけど、皆さんは排除しろと言ってるんでしょう。

委員

とんでもございません。

委員長

ですからこれは、本人がこうしたいと言ってるんですから。尊重してやったらいいでしょう。先程岩渕先生が言ったように、個人の意見なんですから、個人の意見で私はそっちに入りたいと言ってるんですから、それでいいでしょう。

委員

今、杉浦委員の方から意見がありまして、先生方は公の立場の人ですから、あの先生がこう言った、この先生がこう言ったということでは、立場上困るでしょうというふうにおっしゃいました。それで我々も、代表できてる部分もあるし、個人できてる



部分もあります。それでこれまで検討してきたわけですが、誰が何言った、かれが何言ったということは、今後出るわけですね。その辺のことはどういうふうに困らないようにするのでしょうか。だから、誰がどういうふうに言ってるってことは公になるわけですね。それは困るでしょうっていうふうに杉浦委員はおっしゃいましたので、その影響が例えば出るであろうことがあれば、まあ風評と言ってしまえばそうかもしれませんけども、その辺の流れっていうのはどういうふうに関心を取られるっていうか、我々意見を出している中で、例えば中傷されるとかですね、よくやったとかですね、そういうことがあるんだろうと思いますね。そういうことを杉浦委員はおっしゃっているんだと思います。ですからその辺を、例えばどんどん公表しなさいよ、意見言ってますねっていうことか、この委員の中は公表はしない方がいいんじゃないのかなっていうふうな意見とか、その真ん中とかいろいろあると思うんですけども。その辺の意見も、ちょっとまとめていただきたいなというふうに思います。

委員長

それは誰にも関係することですね。ですからそういうことでいろいろ迷惑、何て言いますか、迷惑じゃない、何て言うんですかね。そういうことで影響があつては困ると。ですから、そういう点についてはどう考えるかということですか。

委員

そうです。

委員

はっきり申し上げて、処分場問題に関わるっていうことはそういうことですね。僕も反対だと言った段階でいろんなことがありましたし、仲間内の中には、犬に毒を盛られたとか。正確じゃないですけど。遠出する時にタイヤに釘が刺さっていたとかあるし。悪口なんかはもう果てしなくどこでも言われますよ。それは、ここに関わってしまった不運のひとつだと判断するしかないんじゃないかな。だから、自信を持って答申するべきだと思います。

委員長

他にありますか。

委員

私はずっと言ってますように、同じ委員で、委員の中のこういうふうな方だということで、先生方なってるだけの話なんで、意見は意見として特別枠ということじゃなくて、やっぱりやるべきだということだと。今ですね何と言いますか、いやがらせ的なっていう話が出てますが、ついこの間、知事の交換会の内容的なものが薄井正雄副議長のですね、嫌がらせのビラ撒かれたみたいなんですけども、やっぱりお互い立場は違いますけども、それぞれ真面目に考えてらっしゃることなので、委員の中で意見の違いというのはいいんですけども、そういうふうな人格的なあれとかですね、後々残すような、これだけは絶対無いようにしていただかないと困るなというふうな

考えてます。当たり前なことなんです。不幸にしてそういうこと言われるのが当たり前だみたいな意見がありましたけど、やっぱりそれはお互いですね、そういうふうなことだけはしないようにしないといけない。今後この問題ばかりじゃなくていろいろ、町ですから、これは産廃処分場の問題ですけども、いろいろ出てくるけれども、その度やってたら町なんてばらばらになっちゃいますんで、お互いやっぱり尊重すべきところは尊重するというふうな考え方じゃないと、いけないんじゃないかなという気がしますけど。

委員長

そうですね。これだけ真剣に皆さん、ここで相談してくれたことですから。そういうその何て言うんですかね、あの人は反対だからどうのこうのとか、賛成だからどうのこうのと、そういうことは皆さんあるんですか実際に。私は無いと思うんですが、真剣にどうするかということで、この委員会がもたれて、皆さんいろんな意見でここにきたわけですから、それに対して皆さん迷惑される方いますかね、自分の意見をはっきりして。もう既に皆さんの意見というのは、何回もやってるわけですから、世間の方もいろいろ知ってるというふうに思いますんで。

委員

多分名前を公表云々のことで、藤田さんも高野さんも気にしてるんだと思うんですよ。それなので一応僕個人としては名前を上げるっていうことは差し控えるようにします。一応個人的にはそう思います。

委員

我々のこの検討委員会も、自由な立場でいろいろ皆さんと協議して最終答申案まで、答申に漕ぎつけているわけですので、いろいろな立場の方がいるから別に名前は出さなくてもいいだろうと思ったが、何で出さないんだと、そういう気が無いのかというようなことで、そんなことはないんだと、出してもいいんだよということでまとまってるわけです。それに基づいて誹謗、中傷その材料にしてビラを配ってみたり、そういうことはこの委員会として、委員としての人格が問われるものですから、そういう行為だけは謹んでもらいたいと考えております。

委員

今の話よく分からないんですけども、何か私たちの中でそういうことをやった人がいるっていうようなふうに今の発言だと、何か悪いことやったように聞こえたんですけども、その辺よく分かんないんですけど、今の話はどういうことなんでしょうか。

委員

いや、そういうことがあってはいけないから。皆で自由討論でやってきてるんだから、そういうことのないようにって、高野さんからもちよつと話が出たから言ってるんですよ。

委員

この専門委員の方については、一番最初から井面さんが問題提起されてたことだと思うんです。これはずっとややむやな状態できて、じゃあ最終的な答申を作るときにどうしましょうかということで、前回そういう話しが出てきて、読み方の違いがあるかもしれませんが、基本的には中立的な立場で意見を言っていたかと、意見を言っていたかということは誰も反対してませんし、意見を言っていたかというだけで、それで一同賛成っていう形になってますんで、これをまた違うんだというふうになると、前回の議事録は削除するか何かしないと、おかしいことになってくるんじゃないですか。そういうことがなかったっていう。

委員長

それはどこですか。

委員

だから21ページ、先程言った。

委員長

それは解釈の仕方じゃないでしょうか。それは解釈の仕方だと思います。

委員

でもこれは、石田委員の方から発言ございましたが、今言ったようなことを学識経験者もよく考えてるというふうに思いますんでね、入れてね、入れてねということは私の意見を入れてということですよ。中にね、発言をいただくという形ではどうですかという意見ですが、どうでしょうかということで、中立的な立場で意見を言ってくださいと、そういうふうはこの文章からだ、私は判断できると思います。で委員一同賛成。

委員長

それは判断の、解釈の相違だと思います。

委員

解釈の相違といたらこれ。

委員長

中立的なというのは何て言いますかね、学識経験者ですから公平な、我々ははっきりしてますから、公平な立場で判断をしてくださいよというようなことだと私は思ってるんですが。その中で判断してくださいよという。

委員

その中で判断してくださいっていうことは書いてないですよ。

委員長

私はそういう考えで発言したように。

委員

でも委員長がきちんとそういうことを発言して、この文章に、議事録の中に残ってるのであれば、それは確かに委員長はそう言ったっていうことになりまして、この

文面だけ見たらば、そういうふうには取れないと思うんですよね。

委員

私も体調が悪いんで、そういつまでもは私もあれなんですけど、そういう議事録に書いてあることを、そういう意味じゃなかったってことになっちゃうと、私共はそう思ったから賛成したんですけども、そうすると堂々巡りですよ。

委員長

ところが反対の人は、また違う意見で判断して賛成したって。

委員

だから、これ切りがないよね。委員長としてどうする気なの。

委員長

ですから、先程学識経験者が言われたことで、盛り込んでいったらいいんじゃないんですかって私は言ってるんです、答申案にですね。

委員

そうすると、この時決めたことは無しにするわけですね。

委員長

決めたと私は判断してません、それは。

委員

だって委員一同賛成で決まったんだよ、だから何が決まったかっていうのははっきりしないと。

委員長

いや、それは解釈の仕方、高野委員が前にいいましたけれども、私らはこういうふうには解釈したということによって言ってますけども、私はそういう意見で申したつもりなんで。

委員

あとで別に、いわゆる皆さんから見て、意見1案じゃない意見を述べた人達、人の中の海老原先生なんかちゃんとその私等と同じふうにとって意見を言ってる。それは認めるんでしょう、まさか。

委員長

それは認めますよ。ですから野口委員はまた違う判断で意見を述べてるということですよ。

委員

そうだとすると、この議論が。

委員長

ですから、こんなことを議論したら決着が付きませんよ。ですから今、学識経験者がこういうわけで私等のはここへ入れたいというんですから、それでいいんじゃないでしょうか。私はそう思うんですがね。どうして拘るんだか私は分からないんで

すがね。私は終始一貫、委員というのは平等ですよということで私は言ってきたつもりですから。ですから学識経験者がこういうことで私はこっち側のこういう考えですよっていうことを言ってるんですから。それで盛り込んでいったらいいんじゃないでしょうか。

委員

当然じゃあ解釈したわけでしょう。我々は別に解釈したわけですよ。そういうことでしょう。だから、そういうふうにならば、もう切りがないんで。

委員長

ですから私は、終始一貫平等ですよと、委員は。そういうことで今までずっと貫いてきたんですから。私は学識経験者も。

委員

だから、委員長の意見は分かりました。私も終始一貫そう言ってたんですね。そしてこういうふうな話しが出て、だから賛成したんですよ、私はね。そうでしょう。

委員長

ちょっとその意味が分かんないんですがね。

委員

私はその。

委員長

終始一貫委員は何て言いますか、学識経験者を抜くと、こういうことさかんと行ってましたよね。

委員

抜けて言い方変だけども、分かりやすく言えばそう。

委員長

言っていましたよね何回か、私はそう聞いてますから。

委員

だから、ここで賛成したわけですよ。ここで意見、私の方。

委員長

その解釈については、皆さんがいろんな解釈してるわけですから、私はそういうことで終始一貫。

委員

委員長はそれでいいんだけど、そう思って賛成した人が沢山いるわけですよ。中立の立場をとってもらいたいということで。

委員長

ですから反対の意見も、私と同じ意見で賛成した人もいるわけですよ。

委員

そうかもしれないね。

委員長

ですから、私は委員がね、学識経験者がちゃんとここで意見を述べてるんですから、尊重してやったらいいでしょうよ。どうしてだめなんですかね、分からない。学識経験者がちゃんとここで意見を述べてるんですから。

委員

どうしてだめかといえば、前回経験者の3名は中立でやっていただくというふうに決まったと考えていたからです。

委員長

それは、学識経験者は排除しろと、まあ言葉が悪いですが、そういうことを言うてるんで。そういう意味で委員さんは、はっきりものを言ったんだろうと、私は思ってます。

委員

委員長、排除なんてしてませんで、意見は意見として取り上げましょうって言ってあればいいじゃないですか。それを2つに分けようとして、こっちに入れようとするから何かおかしくなってますよ。

委員長

だから入れるということじゃなくて意見を。

委員

いいんじゃないですか、ひとつの。

委員長

学識経験者の意見も入れてくださいということですよ。

委員

ですから中立的な。

委員長

ですから私は、賛成反対でやってくださいとは一言も言ってません。

委員

資料1、資料2、資料3の中で、その学識経験者の方々の意見を述べていただければ、それで済むことじゃないですか。

委員長

そうですよ。

委員

でしょう。だから、2つに分けようとするから、こっちに入り、こっちに入り中立になるわけだから。

委員長

ですからそれは、学識経験者の意見を尊重して。

委員

だから真ん中に入れたらいいじゃないですか。

委員長

学識経験者の意見を尊重して、意見の中に記入したいと、私の意見は記入したいと。

委員

だからその3つの3番目の中に、私はこういうふうに撤廃してこういうことやった方がいいっていう先生。海老原先生みたいに、山のあれを管理しながらやった方がいいって、そういう3つ目の段階に置いといたらいいいじゃないですか。何も答申書のひとつの枠にはまんなきゃいけないっていう法則は無いわけでしょう。1、2、3でやったらいいじゃないですか。最後に委員さんの名前とか書いてくっ付けてやれば、川崎町長は非常に分かりいいんじゃないですか。何もそんなに型にはめないで。

委員長

私は学識経験者の委員を尊重して、話してるわけですから。

委員

ですから、ますますその方がいいですよ。ますますこの答申書に当てはめないで、個人の先生方に言ってもらえばいいじゃないですか。

委員長

お二人は、こっちにこう入れたらいいって言ってるわけです。その中において私の意見を入れたいとこう言ってるんですから。

委員

先生そうなんですか。どっちかに傾きたいんですか、答申書の中で。先生のお言葉聞きたいんですが。

委員長

意見を、どうぞ言ってください。私はそういうふうに先程は。

委員

そこから聞きたいですよ私は。

委員

どっちかにということではなくて、私の意見を述べさせていただいて、それで条件付の2に近いですよってという話しをしました。ですからそれは3案にしてももらってもかまいませんし、条件付の2の中のあれでもいいしってというのは、さっきもずっと言っていました。ついでに申しますけども、そういう意見をどっちかに、白黒はつきりつけなきゃいけないような雰囲気になったものですから、それで答えたままで、どちらかという、意見を言ってくださいという言い方。ですから私も委員の1人としていわゆる中立的な立場であっても判断はできる。ですからその立場で述べさせていただいたということです。それは終始一貫してると思います。

委員長

野口さんは。

## 委員

前回の15ページなんですけども、一応学識経験者ということで、3名がいろいろ中傷等とかそういったことがありましたんで、要するに皆さんの意見に従いますよと、一応皆さん方が、町民の方がジャッジをしていただけるのであれば、それに対応していかなきゃならないと思いますということで一度お預けしてるんですね。その後に21ページでしたっけ、一応議長さんの方で各個人の意見を言ってもいいという形で自分達は判断したわけなんです。その中には高野委員さんの方等の内容とか、そういったものがずっとありまして一応それで判断の材料としてそういう形で言ってくれたのかなと、そういうふうに自分達は思ってます。海老原先生の方は中立ということで自分で考えたことなんじゃないかとは思いますが、考え方が中立、自分の考えも中立ということで海老原先生は考えたんだと思います。ただ自分の方は、考えることは中立で考えますけども、自己判断はあります。そういうことで判断したわけなんですけど。

## 委員

ですから、きちっとそれを述べていただいた方が、分かりいいんじゃないかと思うんですよね。こっちかこっちか寄るよりも、ご自分の野口先生のご意見。そういうのがきちんとあるわけでしょう。

## 委員

そうですね。

## 委員

岩淵先生もちゃんと持っておられるから、ああいうお言葉でお返しになっていただけているわけですかね。

## 委員

そうですね。

## 委員

だから、そういう場をお願いしますって言って、どうでしょうかっていうことでお諮り委員長にしてもいいのかなと思うんですよ。委員長。

## 委員長

野口さんどうですか、今の意見に対して。

## 委員

確かに、そのごみ行政関係のいろんな問題抱えてるのは、要するに矛盾しているところがいっぱいあるっていうのは、よく承知のうえです。ただ、その承知のうえで、先程も自分の意見述べさせてもらいましたけども、はっきり言って処分場問題っていうのを考える時に、栃木県全域に対して適地性ということで幾つかの所を選んで、それで適地性アセスなりアセスメントをやって選定すると、そういうことが筋、評価書だと思えます、ただしがつくんですけども。ただし、総論賛成各論反対というのがこ



の処分場問題の一番のネックだと思います。それはあまりにも処分場が、要するに危険なんだというような一人歩きしちゃってる面がある。ただ科学ということを考えて時に、それではいけないものなんですよ。だから危ないものが出たと、それに対して何が危ないかと原因を追究すれば、追求したことによって、それに対しての対策ができる。だから悪いことは悪いことで全部開示して、それに対して一個ずつ詰めていけば安全なものもなっていく。そういったそのシステム作りが、要するに安全かどうかというボーダーラインになっていくんじゃないのかなと、そういう中にはごみ問題を隠そうという形じゃなくてオープンにしていくと、そういったものが必要なんですよ。ただ馬頭町を考えた時に、今までの歴史の中で結局北沢の問題を何とかしようという形で、かなり議論した経緯がございます。ただその中で、はっきり言えば県で代執行してもらって、やってもらうのが一番いいというのは誰しも分かっている話ですよ。ただそれが、馬頭町だけに偏った形になっちゃう。どこへ持っていっても、やっぱり迷惑は迷惑だと。であれば馬頭町でできることってというのは何なんだろうということ考えた時に、要するに処分場を受け入れた形で処理してもらってというのが、一番いい形じゃないのかなということ、過去の中でやっていった経緯があるわけですね。その中で、そういったその栃木県内全域を選んだ形の中でも、逆に言えば手を上げたという形であれば、そこもひとつの適地性という判断になっていくんじゃないのかなと自分は思います。で、なおかつそれによって、北沢の問題が解決するのであれば、これこそいいことはないんじゃないのかと、ただ後は処分場どうのこうのというのは逆にいえば安全性を高めるためにどうやっていけばいいのかと、そういったものも議論を正しくやっていけば、それでいいんじゃないのかなというのが自分の考えです。

委員長

そういうことなんで、それじゃその第3の意見で出してくださいよということですね。

委員

はい。

委員長

今野口さんは、第3の意見じゃないですよ、今の意見聞くとね。

委員

ええ。

委員長

第2の意見ですね。

委員

そうです。

委員長

そうすると、岩渕先生が判断していただければいいわけですから。第3の意見に私はじゃあしてくださいと言えばそれでいいし、いや、第2の方に書き入れて私の意見を述べますよという判断をしていただければ。

委員

委員長さん、そういう意味で。

委員長

何回か言った、岩渕先生ね。さっき読み上げたことで変わらないですか。

委員

はい。

委員長

変わらないですか。

委員

はい。

委員長

じゃあそういうことで、意見を付して第2の方に意見を付して出してください。私はそれで結構ですということですね。

委員

何で委員長さんはそうして2の1のに、こう傾けるんですか。

委員長

ですから出てるんですよ、岩渕先生から。

委員

今の話ですと、そうじゃないでしょう。

委員長

確かめてるんですよ、ですから。それでいいですか。

委員

強制的に言ってるじゃないですか。

委員長

強制的じゃないですよ。

委員

2ですか、3ですか。

委員長

だから言ったでしょう。どっちですか、こう言ってるんですよ。出してくれたっていうから、これでどうですか、何も強制してませんよ。

委員

そうじゃなくて。

委員長

皆さんの方が強制してるでしょうよ。

委員

委員長さん、もうちょっと冷静に。

委員

杉浦さん、杉浦さんがいない時に。

委員

そうじゃなくて、分かりました。皆さんのご意見聞きました。でも、どうもそうじゃないんで、だから岩淵先生と野口先生が今言われたように、やはりどっちじゃなくて、やっぱり先生っていうその立場で物事をレポート的にきちっと書ける先生方ですから、そういうものの方がよっぽど役立つじゃないですか。1か2かどっちかにしろったって先生を無視するようなものですよ、これ。

委員長

いや、むしろそれでやりたいって言ってるんですから。

委員

そんなことございません。いや、会議だからしょうがない、そう言ってるだけでレポートはちゃんと出したんですよ。

委員長

ちゃんと本人が居るんですから、本人はそう言ってるんですから。これは尊重すべきですよ。

委員

いや無理に、委員長の圧力じゃないですかね。いやそんなことないと思いますよ、今のご意見聞きますと。いろんなこれからの。

委員長

それじゃ、もう1回聞かせてください。

委員

岩淵先生ちょっと言ってください、お願いします。

委員長

本音で言ってください。

委員

先程、多分杉浦さんがいらっしゃらない時だと思えますけど。いわゆる県全体として考えてくださいということは、いわゆるその結果、馬頭になることもありますよっていう、そういうことだっていうふうに申し上げました。そういう意味で、意見の2の方に近いので、2の中に付帯的に付けていただいても構いませんし、3としても構いませんと、そういうあれです。ただ、3とすると、例えば一番最初の方ですか、そのまとめ方がちょっと難しいかなっていうあれでしたよね。前の方も全部書かなきゃいけないのかなって。

委員

岩淵先生お願いします、そのように。総合的な判断でやっていただきたいんです。

委員

最後のいわゆる詰め。最後の何て言いますか、いわゆる違うところはその部分なので、ですから2の中に。例えば2ダッシュとかですね。そんな形でも構いませんし、ということは言いました。

委員

ですから学識経験者の方は、そういう意味ではですね、すごい学術的なもの持ってらっしゃるんですから、そういうの将来に亘っても、やっぱり書いていただくっていう方が、よっぽど役立つんだと思うんですよ。ですから、ここですね、こっちに付くとかこっちに付かないとかじゃなくて、将来性のことも考えたうえでのレポート的なものを答申書みたい、答申書になるかどうか分かりませんが、そういうものを提出していただきたいなっていうのが私自身の希望です。

委員

はい、賛成します。

委員

今のも1つの意見だと思うんですけども、じゃあまたその内容をどうやってチェックするんだとかですね、そういう話しになっちゃいますよね。だからそこまではちょっとやっぱり私は要求しても、ちょっと無理かなと思うんですけども、今意見をどうするかということなんですけども、中立的な立場でっていうことは私等は言ってるわけなんで、そういった意味では逆に言った杉浦委員の意見に、意見3にしちゃうとこれ中立かもしれないけども、意見の意見の意見っていうことになってしまうんで、やっぱり意見という表現じゃなくて別な表現ですね、今言われた岩淵委員とかですね、野口委員の発言の内容のことを、盛り込めばいいんじゃないかなと思うんですけども。意見にしちゃうと、さっきから意見を言えるか言えないかなんてもめてるんですから、そういう言い方にしちゃうと、ちょっとまた問題が出るかもしれないんで、何か意見じゃなくて、ちょっと今表現が出ないですけども、何かそういう表現にして岩淵委員と野口委員、あと海老原委員の中でも前回の議事録の中に意見っていうか言ってますので、その辺のところを何とか事務局の方でまとめてですね、それを別に盛り込むという形ではどうでしょうか。

委員

私は2ということで、さっき意思表示してますんで、それは要するに全部今まで言ってることを併せた形で処理しましょうということで、自分はそれが一番いいと、そういうことで考えています。ただし県の要望としてはそういったこともいろいろありますよと、そういうのが自分の意見です。

委員

その中には、先程岩渕委員が言われたように、備中沢以外のところも検討対象って  
いうことも入るんですか。

委員

まあそれが教科書ということであればですね。ただ現実とした時。

委員

もちろん。現実的には県でも1つの枠組でやるって言ってますから、それは現実的  
な話だと思うんですけども。基本的な野口委員の考えとしては当然、他の所も全て  
見て一番環境的に付加の少ない所とかですね、そういう所を選ぶ必要があるとかです  
ね。そういったことも入るんでしょうか。

委員

そうですね。だから第1の処分場、第2の処分場、第3の処分場っていう、まあ県  
自体もいろいろ造る可能性もあるわけです。そうした時には逆にいえば、はっきりい  
えば広い意味で今度考えていかないと、逆に馬頭だけということ考えて、それに増  
設するとかということがあってはならない話だと思うんで、そうしたらどこかに持  
っていかなければならない。そうしたら同じことがまた繰り返されるんでは、あまり  
にも惨めな形だし、そういうふうに思います。

委員

じゃあ逆にその、話しがちょっとあれですけども、意見2の中に。私達としては意  
見の中に入れるんじゃないくて、やっぱり別枠として入れていただいて、それで野口委  
員としては基本的には意見2に、まあ岩渕先生もそうかもしれませんけど。ただし、  
この処分場に関しては県全体を見てやるべきだとか、そういう形のご意見っていうこ  
とであれば、私はいいかなとは思うんですけど。藤田委員も何かそのような意見だ  
ったような気がするんですけども。違うんですか。

委員

そうですね、あのできればその方がいいですけども、流れの中では備中沢だっ  
ていうことを。

委員

これはやむをえないことだと、今話の中では備中沢しか出てきてませんから、それ  
はそれで1つやむをえないんですけども、でもやっぱり対象としては備中沢だけじ  
ゃなくて、他も検討する余地はある。当然それはしてほしいっていうのがあると思  
うんですけども。その辺はどうなんでしょうか。

委員

当然考えなければ、要するに永久に備中沢に棄てられるわけじゃないですから。次  
の処分場、その次の処分場っていうふうに、造られていかなければだめだと思うん  
です。その辺は石田委員も反対はしてないと思うんですが、必要だということですか  
らね。ですから、そういう意味で第2第3の処分場を造るためには、第1が危険では

第2第3ができないわけですから、そういう意味では限りなく安全性を考慮した、何時か大きさの問題を言われましたけれども、そういう点でも考慮して本当に安全な処分場を造ろうというふうに考えてるんだなというふうに、私は理解してるんですけども。

委員

今の意見ですと、第1は備中沢ってということなんですか。それとも第1から全体を検討しましょうっていうか、そののとはどうなんでしょうか。

委員

最初から言ってるように、他でできればそれに越したことはないですけども、今のこの流れの中では備中沢がスタートだというふうに考えて意見を言ってます。だから、できない方がいいですよそれは、だけど北沢を処理するには備中沢に造るといふような流れできてるんじゃないですか。

委員

流れは確かにそう、先程野口委員が言われたように、今の流れとしては北沢と備中沢はセットでやりますよっていうのは県の考え方だと思うんですけども、意見として述べる分には、それは備中沢じゃなくて、私は県全体を見てね、岩渕委員のようにそれから判断するっていうことを言われてもいいのかな、押し付けじゃないんですけども、そういうことなんですけども。

委員

そういうことであれば、私の前回の意見の中で、他に民間の処理場の計画がされているということがあります。ですからそういう点でも、それを無くするためには、いくらかでもそういうのを排除するためには、備中沢に造って安全性、将来の安全性っていうのも、確保していかなければいけないんじゃないのかなっていうふうに思います。

委員長

そういうことでございます。いいですか、石田さん。

委員

今の意見はいいですけども、お二人のあれはどういうふうに。

委員長

ですから、野口さんも第2意見の方に入れてくださいっていうことですね。

委員

そうです。

委員長

ただ、岩渕先生は2つの意見を言ってますけども、それについてはどう扱ったらいいでしょうね。やはり本人に判断してもらって見た方がいいんじゃないでしょうかね。全然問題ありませんから、本人が判断することですから。ですから、これはどうです

か本人に判断していただいたら。ですから別枠で入れてもいいですよと、先生がそっちを選ぶならそっちでもいい。いや、今の第2案で、そこへ意見というか何か付して、そっちへ私は入りますよということの2つだと思っうんですが。岩渕先生どうですか。非常に困るでしょうけども、判断してください。

委員

前書きは書けませんが、その部分だけでも認めていただけるんだったら3としても構いませんし、私はこのフォーマットにちょっと拘って、これは揃って無いと3にならないのかなと思って、それを書くのはちょっと今から大変だなと思っし、時間も無いし、ということでそこだけでお認めいただけるんだったら、3にしたって構いませんけど、すっきりするんであれば。

委員長

ということは。

委員

そんなに重要なことなのかなっていう気。1人の意見であっても、それは尊重してほしいと先程述べたとおりですが、いわゆる人数がどうのこうのってじゃなくて、その重要性っていいですか、そういうことを取り上げていただければ、そういう形であっても結構ですよと。

委員長

どうですか、そういうことで。

委員

私、知事が来た時なんか、守る会の人なんかも言ってますけど、やっぱり栃木県全体を見て判断するべきじゃないかと。備中沢に処分場を造るっていうことが決まったこと自体が、どういう経緯でそこになったかというのが、きっとよく分からないと、誰に聞いてもどうなったか分からないっていうのが、私の情報の中ではそうなってるわけですね。なんでそうなったか分からないところに初めから進めてしまうというのは問題があると思います。ですから先生の言われるように、最初に戻って、じゃあどこが本当に適地かということは、やっぱり町としてそういうことも考慮して町長がですね、判断材料としてやってもらうということは、私はいいいことだと思っうんですけども。

委員長

ですから、そういうことで、第3の枠で先生には書いてもらうということでどうでしょうか。

委員

いいです。

委員長

いいですか。

委員

そこに書いたとおり、意見書2を条件付で支持しますという書き出しで始まってますので、それを3として書いてもらって構いません。

委員長

3としてね。

事務局

意見書の3という形で、下記の条件以外は意見書の2のとおりですとかっていう表現ですか。

委員

そうですね。それがいいと思います。

事務局

意見書の3で、下記の条件以外は意見書の2のとおりですと。

委員

そうしないとおかしいことになりますよね。

事務局

という形でよろしいんですかね。

委員長

そうですね。本人がいいっていうんですから。そういうことでまとめてもらっていいですか。

(委員一同賛成)

委員長

ではそういうことでまとめてください。それではまとまるまで休憩にしたいと思います。

(45分間休憩)

委員長

それでは再開します。この答申書、このとおりで町長に、まとまったということで渡してよろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

いいですね。それでは今、この訂正の部分について差し替えということで今やって



ますんで、少々お待ちください。それですね、次町長に答申書の提出の方法ですが、この場で渡したいと思うんですが、いいですね。

(委員一同賛成)

委員長

それではこの場で渡したいというふうに思います。

## (2) その他

委員長

それで、その他についてですね、本日お渡しした前回の議事録についてはですね、訂正等があれば13日までに事務局の方へ、ご連絡を願いたいというふうに思います。また、本日の議事録はでき次第、委員宛に送付いたします。訂正があれば、また事務局の方へご連絡を願いたいというふうに思います。それでは休憩をしたいと思います。

(5分間休憩)

## 4 その他

委員長

それでは、再開をします。町長に答申をしたいというふうに思います。

馬頭町長川崎和郎様、北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会委員長大金伊一、大字小口字北沢地区に不法投棄された産業廃棄物の適正処理方策について答申がまとまりましたので、平成15年7月3日に当委員会に諮問のありました、大字小口字北沢地区に不法投棄された産業廃棄物の適正処理方策について、総合的に審議を重ねてきた結果、このたび別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

(各委員が見守る中、委員長が町長に答申書を手渡す)

委員長

それでは、委員の皆さん方にはお忙しい中、8回に亘り検討委員会にご協力をいただき、真剣に審議を下さり大変ありがとうございました。統一した答申ができなかったことは残念ですが、処理方法について委員の皆様方十二分に調査研究、検討がなされた結果、意見の相違が大きく、このような2分した形の答申ということになりましたが、これからも皆様方、どうぞ馬頭町についてですね、今後ともご協力の程、お願いを申し上げたいというふうに思います。本当に私委員長としてですね、審議の中で、いろいろ不適切な点があったことは、この席を借りまして、お詫びを申し上げておき

たいというふうに思います。本当に長い間ご苦勞様でございました。ありがとうございます。それではこれで閉会といたします。

## 5 閉会